

東北厚生局の業務概要

(平成20年度)

厚生労働省 東北厚生局

はじめに

東北厚生局は、厚生労働省が所掌する事務のうち、医療、健康、福祉、食品衛生、健康保険、年金及び麻薬取締などに関する事務を分掌する組織として、平成13年1月の中央省庁の再編にあわせ、設置された地方支分部局であり、東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を管轄しております。

平成20年度におきましては、平成20年10月に地方社会保険事務局から保険医療機関等に対する指導監査等の業務が移管されることに併せて、東北厚生局の組織を再編し、現行事務のより効果的な実施体制を確立するとともに、医療法、健康保険法等を含む総合的な医療指導体制の構築を行いました。

本書は、平成20年度に当局が実施した各種施策や統計資料等をまとめるとともに新組織の業務内容が分かり易いよう、用語の説明を加えております。

本書が、当局の業務や厚生行政について、国民の皆様や地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成21年12月

厚生労働省 東北厚生局

十 菱 龍

目 次

東北厚生局の概要

1 沿革	1
2 庁舎の所在地等	2
3 組織	4
4 東北厚生局の所掌事務	5

各業務の概要

I 総務課

1 行政文書開示請求事務	12
2 保有個人情報開示請求業務	12
3 国家試験業務	12

II 企画調整課

1 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。	14
2 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。	14
3 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関する こと（技術的事項に関するものを除く。）に限る。）	14
4 地方社会保険医療協議会の庶務	14
5 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公 共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関するものを除く。）	15

III 健康福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の 指導監督業務	16
2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理	16
3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務	17
4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する 業務	18
5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の 指導監査に対する技術的助言	19
6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指 導監督業務	20
7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導	21
8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務	21
9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務	22
10 精神保健指定医の指定等業務	23
11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	23
12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	26

IV 指導養成課

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務	31
2 看護教育に関する業務	44

3	社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務	45
4	介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務	45
V 医事課		
1	原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務	47
2	医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務	48
3	医師確保に関する業務	48
4	医師の臨床研修に関する業務	49
5	歯科医師の臨床研修に関する業務	51
6	行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務	51
7	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務	52
8	薬事監視等業務	53
VI 食品衛生課		
1	食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務	55
2	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査・指導業務	56
3	輸出水産食品の取扱い施設に対する査察等の業務	57
4	「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務	59
5	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務	60
6	その他	60
VII 保険年金課		
1	健康保険組合に関する業務	61
2	厚生年金基金、国民年金基金に関する業務	62
3	確定拠出年金に関する業務	63
4	確定給付企業年金に関する業務	64
5	農業者年金基金に関する業務	64
6	全国健康保険協会に関する業務	65
VIII 管理課		
1	2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督業務	66
2	特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明事務	67
3	病院用建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明事務	68
4	医療保健業務を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務	69
5	後期高齢者医療制度に関する業務	69
6	国民健康保険に関する業務	70
7	社会保険診療報酬支払基金に関する業務	71

IX 医療指導課

- 1 指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。----- 72
- 2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること ----- 73
- 3 医療監視員に関すること ----- 74
- 4 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと 74
- 5 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと ----- 75

X 福祉指導課

- 1 2以上の都道府県の区域にわたる事業を行い、東北厚生局管内に主たる事務所の所在地がある社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等 ----- 76
- 2 東北厚生局所管の社会福祉法人の指導監査 ----- 76
- 3 東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査に対する技術的助言 ----- 77
- 4 障害者自立支援指導 ----- 78
- 5 介護保険業務指導（自治体指導） ----- 78
- 6 介護保険業務指導（事業所指導） ----- 79

X I 指導監査課・県事務所

- 1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと ----- 81
- 2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと 82
- 3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと ----- 82

X II 麻薬取締部 ----- 83

X III 資料

- 1 総務課関係
- (1) 東北地方（6県）の人口と面積 ----- 91
- 2 企画調整課関係
- (1) 管内の医療構造改革関係計画一覧 ----- 93
- (2) 管内の保険者協議会一覧 ----- 94
- 3 健康福祉課関係
- (1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 ----- 96
- (2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況 ----- 97
- (3) 保護施設一覧 ----- 98
- (4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合 ----- 99
- (5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関（原子爆弾被害者関係） ----- 100
- (5-2) " (母子・児童・生活保護・戦傷病者関係) ----- 101

(6) 各地方厚生局に委任された補助金等の一覧	102
(7) 平成20年度の補助金等の執行状況一覧	103
4 指導養成課関係	
(1) 東北厚生局管内養成施設等一覧	105
(2) 東北厚生局管内養成施設数	120
5 医事課関係	
(1) 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧	122
(2) 歯科医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧	124
(3) 医薬品製造業許可施設一覧	125
(4) 毒物劇物製造業・輸入業登録業者一覧	126
(5) 毒物劇物輸入業登録業者件数一覧	127
6 食品衛生課関係	
(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設	129
(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関	131
(3-1) 対米輸出水産加工認定施設	132
(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設	132
(4) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関	133
7 保険年金課関係	
(1) 健康保険組合所在地一覧	135
(2) 厚生年金基金所在地一覧	136
(3) 国民年金基金所在地一覧	137
(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧	138
(5) 県別保険者等数	139
8 管理課関係	
(1) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧	141
(2) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧	141
(3) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧	141
(4) 厚生労働大臣所管医療法人一覧	142
9 医療指導課・指導監査課・県事務所関係	
(1) 国の開設する病院一覧(東北)	144
(2) 国の開設する診療所一覧(東北)	145
(3) 特定機能病院一覧	146
(4) 平成20年度東北厚生局指導・監査実施状況	147
(5) 東北管内院内感染対策研修会開催一覧	149
10 福祉指導課関係	
(1) 東北厚生局所管社会福祉法人一覧	152
11 麻薬取締部関係	
(1) 麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移	154
(2) 年齢階層・法令別送致人員	155
(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員	156
(4) 覚せい剤事犯都道府県別検挙件数・人員	157
(5) あへん事犯都道府県別検挙件数・人員	157
(6) 大麻事犯都道府県別検挙件数・人員	158

(7) 品目別送致件数・人員・押収量	159
(8) 大麻事犯推移	160
(9) 大麻事犯検挙人員と押収量の年次別推移	160
(10) 免許等（資格を与えるもの）一覧	161
(11) 麻薬、けし、大麻取扱者数の推移	162
(12) 向精神薬取扱者数の推移	163
(13) 麻薬取扱者数	164
(14) 向精神薬取扱者数	166
(15) 覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数	168
(16) 都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数	169

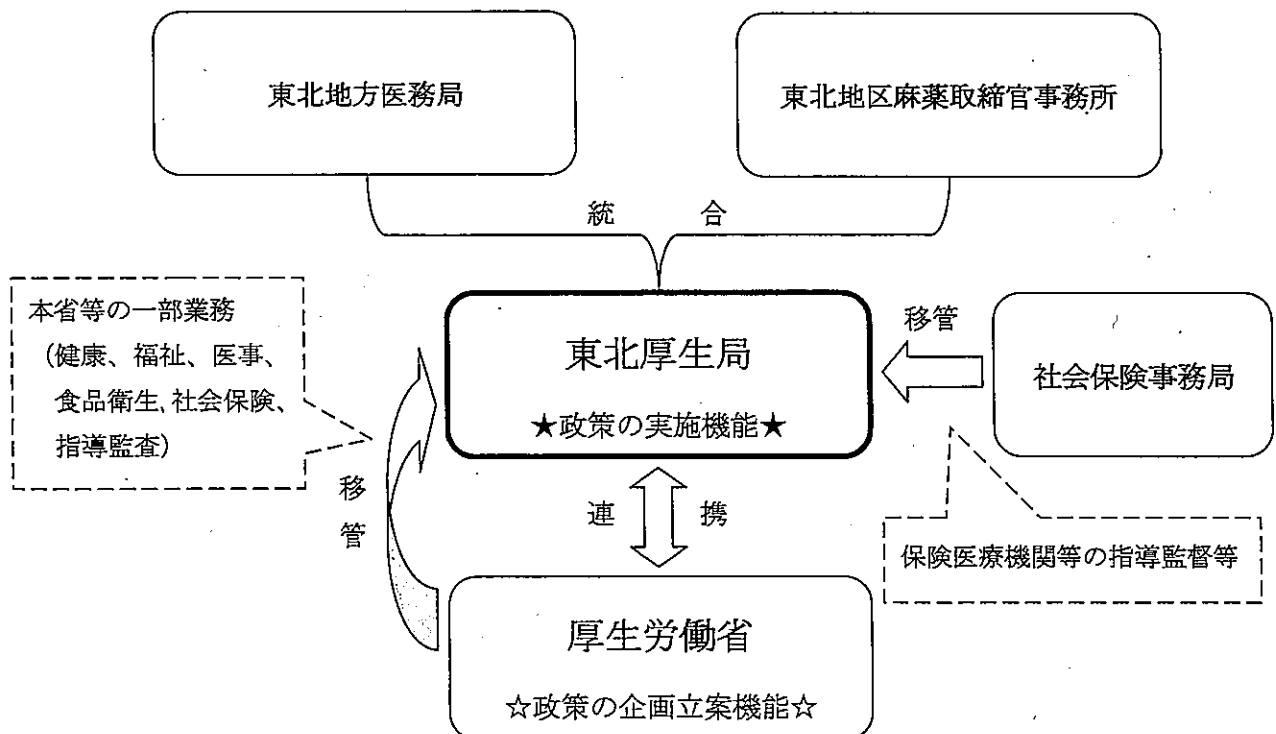
東北厚生局の概要

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発するとともに、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合され、東北厚生局が発足した。その際、厚生労働省の一部業務が移管され、従前の国立病院・療養所に係る業務、麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等を所掌することとなった。

その後、平成16年4月1日に国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行され、病院管理部が独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所となった。また、平成20年10月1日には日本年金機構法により社会保険事務局から保険医療等の指導監査業務が移管された。

1 沿革

	◇東北地方医務局	◇東北地区麻薬取締官事務所
昭和20年12月1日	厚生省医療局東北出張所として発足	
昭和21年12月27日	厚生省医務局東北出張所と改称	
昭和24年 6月 1日	東北医務出張所と改称	
昭和26年 4月 1日		東北地区麻薬取締官事務所発足
昭和38年 4月 1日	東北地方医務局と改称	
平成13年 1月 6日	東北厚生局 発足	
	(東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所が統合と本省業務の一部移管)	
平成16年 4月 1日	病院管理部が独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管	
平成20年10月 1日	社会保険事務局の保険医療指導監査業務移管	



2 庁舎の所在地等 (平成20年10月1日現在)

◇総務課、企画調整課、指導部門

〒980-8426

仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア 21階

TEL 022-726-9260 様

FAX 022-726-9267

交通機関 仙台駅から徒歩6分

庁舎の現況 花京院スクエア21階 事務所 950.62㎡

倉庫 22.21㎡

◇健康福祉部

〒980-0013

仙台市青葉区花京院2-1-65 花京院プラザ 7階

TEL 022-380-6020 様

FAX 022-380-6022

交通機関 仙台駅から徒歩7分

庁舎の現況 花京院プラザ 7階 564.98㎡

6階 195.78㎡

◇麻薬取締部

〒983-0014

仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第二合同庁舎3階

TEL 022-221-3701

FAX 022-221-3713

※「麻薬・覚せい剤」相談電話 TEL 022-227-5700

交通機関 仙台市営地下鉄「仙台駅」から「勾当台公園駅」下車徒歩5分

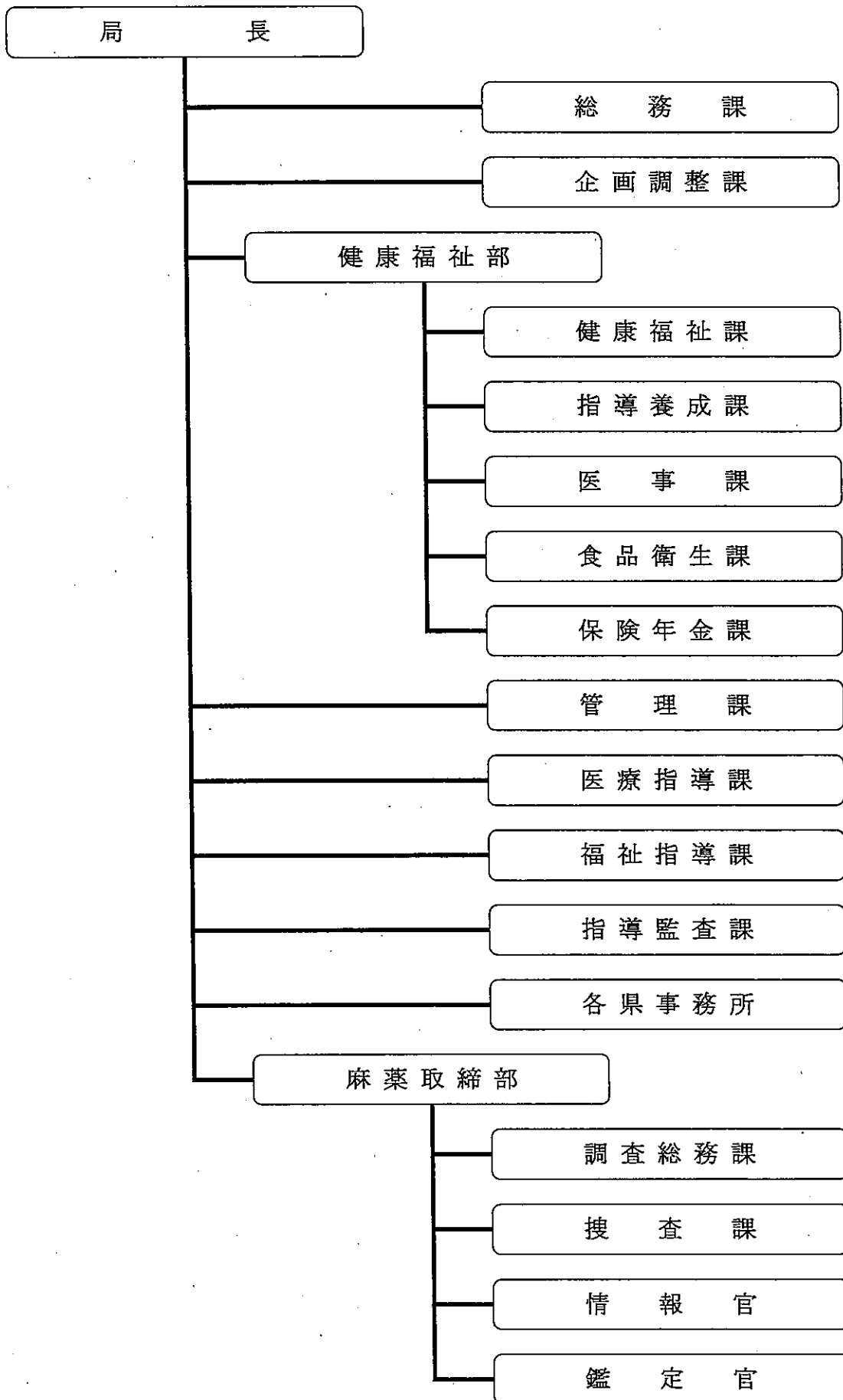
庁舎の現況 仙台第二合同庁舎 3階 291.11㎡

7階 44.76㎡

◇各県事務所

- 青森事務所 〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル6階
TEL 017-724-9200 ㊟
FAX 017-724-9202
交通機関 JR青森駅から徒歩10分
庁舎面積 188.43m²
- 岩手事務所 〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル2階
TEL 019-907-9070 ㊟
FAX 019-907-9072
交通機関 盛岡都心循環バス「菜園川徳前」下車徒歩1分
庁舎面積 208.66m²
- 秋田事務所 〒010-0921 秋田県秋田市大町3-4-1 マニユライフプレイス秋田2階
TEL 018-800-7080 ㊟
FAX 018-800-7078
交通機関 秋田中央交通「大町二丁目」下車すぐ
庁舎面積 173.59m²
- 山形事務所 〒990-0039 山形県山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階
TEL 023-609-0140 ㊟
FAX 023-609-0139
交通機関 JR山形駅東口から徒歩5分
庁舎面積 198.28m²
- 福島事務所 〒960-8035 福島県福島市本町5-5 殖産銀行フコク生命ビル3階
TEL 024-503-0810 ㊟
FAX 024-503-0812
交通機関 JR福島駅東口から徒歩8分
庁舎面積 215.54m²

3 組織 (平成21年10月1日現在)



4 東北厚生局の所掌事務

◆ 総 務 課

- ・機密に関すること。
- ・東北厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- ・東北厚生局長の官印及び局印の保管に関すること。
- ・東北厚生局の機構及び定員に関すること。
- ・公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・東北厚生局の保有する情報の公開に関すること。
- ・東北厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- ・東北厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- ・庁内の管理に関すること。
- ・東北厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- ・医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、東北厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆ 企 画 調 整 課

- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関すること（技術的事項に関することを除く。）に限る。）。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関することを除く。）。
- ・東北地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

☆ 健 康 福 祉 部

◆ 健 康 福 祉 課

- ・健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- ・中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の指定及び

- 監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関する事。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関する事。
 - ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関する事。
 - ・クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関する事。
 - ・クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する事。
 - ・生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告に関する事。
 - ・保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関する事。
 - ・児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関する事。
 - ・児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事。
 - ・主任児童委員の指名に関する事。
 - ・母子保健法第二十条第四項に規定する指定養育医療機関の指定及び監督に関する事。
 - ・母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関する事。
 - ・母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事。
 - ・児童福祉法第二十条第四項に規定する指定療育機関の指定及び監督に関する事。
 - ・児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事。
 - ・社会福祉法第七十三条第一項の規定による許可に関する事。
 - ・都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（但し、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関する事。
 - ・生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関する事。
 - ・消費生活協同組合の監督に関する事。
 - ・民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関する事。
 - ・戦傷病者特別援護法第十二条に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十条第五項において準用する場合を含む。）に関する事。
 - ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の特別買上償還に関する証明に関する事。
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の二から第二条の二の五までに規定する精神保健指定医の指定に関する事。
 - ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項に規定す

る整備計画の認定に関すること。

- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

◆指導養成課

- ・救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。
- ・歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。
- ・栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。
- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。
- ・製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。
- ・児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。
- ・児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。

- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二條第四項の規定による届出及び第二十三條の二第四項の規定による報告書の受理に関する事。
- ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二條、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三條及び社会福祉に関する科目を定める省令第十條の規定による名簿の受理に関する事。
- ・社会福祉に関する科目を定める省令第五條の規定による確認に関する事。
- ・社会福祉法第十九條第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関する事。
- ・身体障害者福祉法第十二條第五号の規定による指定に関する事。
- ・知的障害者福祉法第十四條第五号の規定による指定に関する事。
- ・精神保健福祉士法第七條第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同條第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関する事。

◆医 事 課

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関する事。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する事（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- ・医師の確保に関する事。
- ・医師及び歯科医師の臨床研修に関する事。
- ・医師等の行政処分に係る調査の実施に関する事。
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する事。
- ・医薬品及び医療機器の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関する事。
- ・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関する事。
- ・不良な医薬品又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関する事。
- ・薬事監視員に関する事。
- ・薬事法に規定する指定薬物の取締りの実施に関する事。
- ・毒物劇物監視員に関する事。
- ・医療観察法第六條第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五條第一項の精神保健参与員に関する事。
- ・医療観察法第十六條の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二條第二項の規定による指定医療機関の指導等に関する事。
- ・医療観察法第四十三條第三項（医療観察法第五十一條第三項又は第六十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五條第一項の規定による決定の執行その他医療観察法第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二條第一項第二号若しくは第五十一條第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関する事。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- ・地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事（医師の臨床研修に関するものに限る。）。

◆食品衛生課

- ・健康増進法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関すること。
- ・健康増進法第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- ・総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。
- ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- ・食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関の指定及び監督に関すること。

◆保険年金課

- ・健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。
- ・全国健康保険協会が行う国税滞納処分の特例による処分に関する認可に関すること。
- ・健康保険組合の行う業務の監督に関すること。
- ・厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。
- ・確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

◆管 理 課

- ・東北厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課及び企画調整課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。
- ・二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（特別医療法人を除く。）の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員解任の勧告及び設立認可の取消しに関するものを除く。）に関すること。
- ・租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十八第二項及び第二十条の十七第六項並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に関すること。
- ・後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関すること。
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関すること。
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。

- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室の所掌事務の運営に関すること。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

◆医療指導課

- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（事務所）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。
- ・次に掲げる事務のうち、東北厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。
 - イ 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
 - ロ 医療監視員に関すること。
 - ハ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
 - ニ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

◆福祉指導課

- ・社会福祉法人の認可及び監督に関すること。
- ・障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。
- ・老人福祉法の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。
- ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。
- ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関すること。
- ・介護保険法第百二条第二項及び第百四条第三項の規定による指示に関すること。
- ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
- ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。
- ・介護保険法第二百三条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。

◆指導監査課 ※東北厚生局の所在する宮城県に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる宮城部会の庶務を行うこと。

◆各県事務所 ※東北厚生局の管轄する区域（宮城県を除く）に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。

- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

☆麻 薬 取 締 部

◆調査総務課

- ・麻薬取締官の養成及び研修に関すること。
- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・麻薬等に関する取締りの実施に関すること（捜査課、情報官並びに鑑定官の所掌に属するものを除く。）。
- ・上記に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆捜 査 課

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する事務。

◆情 報 官

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行う。
- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関すること。

◆鑑 定 官

- ・麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関する事務。

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生その他、厚生労働省が所管する国家試験業務及び東北厚生局が保有する行政文書の情報公開等に関する業務を行っている。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っている。

(2) 根拠規定等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項

(3) 実績

- ① 開示請求件数 390 件
- ② 開示件数 388 件

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っている。

(2) 根拠法令等

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項

(3) 実績

- ① 開示請求件数 0 件
- ② 開示件数 0 件

3 国家試験業務

(1) 概要

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成20年度においては、以下の11種の国家試験を実施した。

- ①医師 ②歯科医師 ③保健師④助産師 ⑤看護師 ⑥診療放射線技師 ⑦臨床検査技師
- ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩薬剤師 ⑪管理栄養士

(2) 実績

平成 20 年度 東北厚生局国家試験実施実績

国家試験名	試験日	受験地	東北出願者数	東北受験者数	合格率(東北) (%)	合格率(全国) (%)
第 103 回 医師国家試験	H21.2.14 (土) H21.2.15 (日) H21.2.16 (月)	宮城県	584	578	98.4	91.0
第 102 回 歯科医師国家試験	H21.2.7 (土) H21.2.8 (日)	宮城県	277	219	61.6	67.5
第 95 回 保健師国家試験	H21.2.20 (金)	宮城県 青森県	986	975	98.4	97.7
第 92 回 助産師国家試験	H21.2.19 (木)	宮城県 青森県	170	169	100	99.9
第 98 回 看護師国家試験	H21.2.22 (日)	宮城県 青森県	3,590	3,561	90.8	89.9
第 61 回 診療放射線技師国家試験	H21.2.26 (木)	宮城県	101	100	73.0	74.4
第 55 回 臨床検査技師国家試験	H21.2.25 (水)	宮城県	122	119	68.9	71.8
第 44 回 理学療法士国家試験	H21.3.1 (日)	宮城県	477	476	84.7	90.9
第 44 回 作業療法士国家試験	H21.3.1 (日)	宮城県	494	491	74.7	81.0
第 94 回 薬剤師国家試験	H21.3.7 (土) H21.3.8 (日)	宮城県	1,171	960	74.3	74.4
第 23 回 管理栄養士国家試験	H21.3.22 (日)	宮城県	1,974	1,843	15.1	29.0
計	—	—	9,946	9,491	—	—

Ⅱ 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び調整を行うため、平成20年4月に新設された課である。

- 1 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- 2 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。

(1) 概要

平成20年10月の社会保険事務局から保険医療機関等に対する指導監査等の業務移管とそれに併せた東北厚生局の再編に向けた業務を行った。

(2) 実績

各県社会保険事務局に対してヒアリングを行うなど円滑な業務移管と再編のための調整を行った。

- 3 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関すること（技術的事項に関するものを除く。）に限る。）

(1) 概要

厚生労働省は、医療事故死等の原因を究明し、医療の質と安全を高めるため医療安全調査委員会を設置することを検討しており、平成20年4月には第3次試案を、同年6月には大綱案を公表した。

東北厚生局においては、制度についての国民の理解を求めるとともに、広く国民から意見を募集するための活動を行っている。

(2) 実績

医事課が主催した「医療安全に関するワークショップⅠ」において医師、有識者等によるパネルディスカッションを行うとともに、来場者に対しアンケートを行い、調査結果を厚生労働省に報告した。

日 時	平成21年1月25日
名 称	医療安全調査委員会（仮称）についてのパネルディスカッション
参加者数	708人

- 4 地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

地方社会保険医療協議会とは、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣（省令で東北厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し、文書を持って答申するほか、自ら文書を持って建議することができ

る国の審議会であり、平成20年10月に地方社会保険事務局から地方厚生局に移管された。

企画調整課は東北厚生局に設置されている東北地方社会保険医療協議会について、会議の準備や委員の委嘱等の庶務を担当している。なお、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所(宮城県は指導監査課)が行っている。

(2) 根拠法令等

- ① 社会保険医療協議会法第1条第2項
- ② 社会保険医療協議会令第1条第1項
- ③ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

日時 平成20年10月22日

名称 第1回東北地方社会保険医療協議会

- 議題
- ・会長及び会長代行の選挙
 - ・議事規則の策定
 - ・部会に属すべき委員及び臨時委員について

5 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること(技術的事項に関するものを除く。)

(1) 概要

医療費適正化計画とは、今後の国民の健康と医療のあり方を展望し、国民の生活の質を確保・向上する形で医療そのものの効率化を目指すために策定された計画である。

本計画を円滑に実施するためには都道府県、医療保険の保険者、医療機関など多様な主体の連携と協力が必要になる。そこで東北厚生局では関係機関と情報交換を行うとともに、特定健診・保健指導等の実施に当たって関係機関からの照会に対し回答を行っている。

(2) 根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項

全国医療費適正化計画

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(医療費適正化基本方針)

(3) 実績

施策実施に関する照会について、随時受け付けて回答している。

Ⅲ 健康福祉課

健康福祉課は、平成20年10月の組織再編に伴い、旧健康課と旧福祉課の業務を引き継ぐとともに、健康福祉部の所掌事務に関する総合調整を行うため新設された課である。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいう。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類がある。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっている。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されている。

(2) 根拠法令等

① 設立の認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項
② 定款変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項
③ 解散の届出の受理	中小企業等協同組合法第62条第2項
④ 合併の認可	中小企業等協同組合法第66条第1項
⑤ 決算関係書類の受理	中小企業等協同組合法第105条の2第1項
⑥ 役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2

(3) 実績

① 定款変更認可	12件
(うち1件は、地区の拡大により認可権者が県知事から厚生労働大臣に変更)	
② 決算関係書類の受理	18組合
③ 役員変更届の受理	11件

(4) 管轄する中小企業等協同組合数 20組合

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正された。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一 種から四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設された。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている（平成19年6月より施行）。

(2) 根拠法令等

① 指定医療機関への報告の請求・検査	感染症法第43条第1項
② 三種病原体等の所持・変更の届出受理	感染症法第56条の16
③ 三種病原体等の輸入の届出受理	感染症法第56条の17
④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収	感染症法第56条の30
⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査	感染症法第56条の31第1項
⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令	感染症法第56条の32
⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令	感染症法第56条の37

(3) 実績

① 三種病原体等所持届出書の受理	0件
② 三種病原体等所持届出変更届出書の受理	11件
③ 三種病原体等輸入届出書の受理	0件
④ 立入検査（定期検査）	4件
⑤ 立入検査（特別検査）	0件

(4) 三種病原体等所持施設数

13施設

3 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

(1) 概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種（18業種）毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係営業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができる。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければならない。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生融資）から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められる。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められる。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項 |
| ② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項 |
| ③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項 |

(3) 実績

振興計画の変更認定 29組合

(理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業(すし店)の振興計画が全面改正されたことに伴う)

(4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数

68組合

4 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導(技術的助言)に関する業務

(1) 目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が至急事務を行っている。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導(技術的助言)を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) 根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4(技術的助言)
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針(地方厚生局)

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

(3) 実績

平成20年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行った。

- 6月 盛岡市、北上市
- 7月 青森県庁、青森市
- 8月 山形市、米沢市
- 10月 秋田県庁、秋田市

11月 石巻市、東松島市

2月 郡山市、田村市、本宮市

5 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上の著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称である。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合がある。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っているが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っている。

当局では、都道府県、政令市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っている。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術的助言を行っている。

主な指導内容は以下のとおりである。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

- ① 保護施設に対する指導監査
1施設（平成20年7月）
- ② 県等に対する技術的助言
実績なし

(4) 対象となる保護施設数

7施設

(5) 対象となる県等数

5県4市

6 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものである。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされている。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠償等）等に限定されている。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域を超えるものについては厚生労働大臣、超えないものについては都道府県知事の権限となっている。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するものうち、1地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されている。

(2) 根拠法令等

① 設立認可	消費生活協同組合法第58条
② 定款変更の認可	消費生活協同組合法第40条第4項
③ 解散の認可又は届出	消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項
④ 合併の認可	消費生活協同組合法第69条
⑤ 決算関係書類の受理	消費生活協同組合法第92条の2第1項
⑥ 員外利用許可	消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号

(3) 業務実績

① 定款変更認可	3件
② 事業報告書の受理	2件
③ その他届出の受理	16件

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数

2組合

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行う。

主に組織・管理に関すること、財務会計に関すること、組合事業に関することについて指導している。

(2) 根拠法令等

- ① 消費生活協同組合法第94条
- ② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績

平成20年度は実績なし

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数

2組合

8 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者である。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っている。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられている。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っている。また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っている。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っている。

(2) 根拠法令等

- ① 委嘱、主任児童委員の指名 民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、主任児童委員設置運営要綱
- ② 解嘱 民生委員法第11条
- ③ 感謝状 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について
- ④ 大臣表彰 民生委員及び児童委員表彰規則
- ⑤ 大臣特別表彰 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱

(3) 実績

① 民生委員・児童委員の委嘱	414名
② 民生委員・児童委員の解嘱	360名
③ 主任児童委員の指名	38名
④ 感謝状の授与	123名
⑤ 厚生労働大臣表彰	29名 5団体
⑥ 厚生労働大臣特別表彰	18名

(委嘱及び解嘱、指名並びに感謝状の授与については、該当者があった場合随時行われる。)

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上の経歴があり辞職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）がある。また、在職期間6年以上で辞職された方には感謝状が授与される。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成21. 3. 31現在）

都道府県名	委嘱数（人）	
		うち主任児童委員
青森県	2,724	225
岩手県	3,133	303
宮城県	2,922	241
秋田県	2,659	245
山形県	2,886	278
福島県	3,478	333
仙台市	1,481	124
青森市	640	67
盛岡市	547	56
秋田市	696	76
郡山市	599	68
いわき市	651	70
合計	22,416	2,086

9 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給される。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全

ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができる。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績

買上を必要とする旨の証明書の交付 110件

10 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定する。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられている。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等である。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられている。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われる。

(2) 根拠法令等

- ① 精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ② 更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

(3) 業務実績

- ① 指定に係る本省進達（再申請を含む。） 53名
- ② 指定医の証の発行（更新、期限延長を含む。） 159名
- ③ 指定不相当者への通知 3名
- ④ 指定医の証の再発行 1名
- ⑤ 辞退、変更届、死亡届の受理 79件

(4) 東北管内の精神保健指定医数

862名

11 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定する。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定

められるところにより医療を担当する。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行う。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行う。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

② 根拠法令等

ア 指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項
イ 指定の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項
ウ 辞退の申出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条
エ 変更・休止等の届出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条

③ 実績

ア 指定申請	3件
イ 変更届の受理	1件

(2) 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

② 根拠法令等

ア 指定	母子保健法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項

③ 実績

実績なし

(3) 児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は

薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

② 根拠法令等

ア 指定	児童福祉法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	児童福祉法第20条第8項

③ 実績

実績なし

(4) 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものである。また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものである。生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

② 根拠法令等

ア 指定	生活保護法第49条及び第54条の2第1項
イ 変更、廃止等届出	生活保護法第50条の2 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
ウ 辞退の申出の受理	生活保護法第51条第1項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
エ 指定の取消	生活保護法第51条第2項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
オ 告示	生活保護法第55条の2

③ 実績

実績なし

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者で公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

② 根拠法令等

ア 指定

戦傷病者特別援護法第12条

イ 報告検査

戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績

実績なし

12 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っている。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

- ② 補助先
都道府県・広島市・長崎市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

- ① 根拠法令等
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条
- ② 補助先
都道府県・広島市・長崎市
- ③ 補助事業の内容
都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
児童扶養手当法第21条
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

- ① 根拠法令等
児童福祉法第53条
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

- ① 根拠法令等
児童福祉法第53条
- ② 補助先
市町村
- ③ 補助事業の内容
市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

- ① 根拠法令等

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条

- ② 補助先
都道府県・市町村
- ③ 補助事業の内容
特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(11) 一時保護所保護費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(12) 婦人相談所運営費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(13) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収用保護するために要する費用の一部を補助

(14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助

- ② 補助先
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ③ 補助事業の内容
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 交付の目的
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(18) 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 根拠法令等
次世代育成支援対策推進法第11条第1項
- ② 交付先
都道府県・指定都市・中核市・市町村
- ③ 交付の目的
地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

(19) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

(20) 保育所施設整備費国庫補助金

① 根拠法令等

児童福祉法第56条の2第3項

② 補助先

市町村

③ 交付の目的

保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図る。

IV 指導養成課

指導養成課は、平成20年10月の組織再編に伴い、旧健康課、旧福祉課、医事課、食品衛生課で所掌していた下記の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定及び監督等の業務について、全ての分野の養成施設を一体的に所掌することで、より効果的・効率的な行政事務の実施を行うため新設された課である。

① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの

生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者、食品衛生監視員*

福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事*

(*は任用資格)

② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師

生活衛生分野 理容師、美容師、製菓衛生師

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数、名称等は、資料を参照のこと。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	救急救命士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	救急救命士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	救急救命士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	救急救命士学校養成所指定規則第8条
⑦ 指定取消	救急救命士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	0件
③ 届出受理	0件
④ 実地調査	0件

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第13条
② 変更承認	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第1項
③ 変更届出受理	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第14条第2項
④ 報告受理	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第15条
⑤ 報告徴収及び指示	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第16条
⑥ 指定取消申請	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第18条
⑦ 指定取消	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第17条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	0件
③ 届出受理	1件
④ 実地調査	0件

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者をいう。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条
② 変更承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項
③ 変更届出受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項
④ 報告受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第12条
⑤ 報告徴収及び指示	理学療法士及び作業療法士法施行令第13条第1項・第2項
⑥ 指定取消申請	理学療法士及び作業療法士法施行令第15条
⑦ 指定取消	理学療法士及び作業療法士法施行令第14条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	17件
③ 届出受理	6件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	理学3件、作業1件

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	視能訓練士法施行令第11条
② 変更承認	視能訓練士法施行令第12条第1項
③ 変更届出受理	視能訓練士法施行令第12条第2項
④ 報告受理	視能訓練士法施行令第13条
⑤ 報告徴収及び指示	視能訓練士法施行令第14条
⑥ 指定取消申請	視能訓練士法施行令第16条
⑦ 指定取消	視能訓練士法施行令第15条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	1件
③ 届出受理	1件
④ 実地調査	0件

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	臨床工学技士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	臨床工学技士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	臨床工学技士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	臨床工学技士学校養成所指定規則第8条

⑦ 指定取消

臨床工学技士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 1 件 |
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 実地調査 | 0 件 |

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 新規指定 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第2条 |
| ② 変更承認 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項 |
| ④ 報告受理 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 言語聴覚士学校養成所指定規則第7条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|------|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 10 件 |
| ③ 届出受理 | 3 件 |
| ④ 実地調査 | 0 件 |

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならない。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ① 新規指定 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条 |
| ② 変更承認 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する |

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| | 法律施行令第3条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項 |
| ④ 報告受理 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条 |
| ⑥ 指定取消申請 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条 |
| ⑦ 指定取消 | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|------------|
| ① 新規指定 | 1件 |
| ② 変更承認 | 5件 |
| ③ 届出受理 | 3件 |
| ④ 実地調査 | はり師きゅう師 2件 |

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく名称独占の資格であり、医師又は柔道整復師の免許を受けた者でなければ、柔道整復を業としてはならない。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 新規指定 | 柔道整復師法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 柔道整復師法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 柔道整復師法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告受理 | 柔道整復師法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 柔道整復師法施行令第6条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 柔道整復師法施行令第8条 |
| ⑦ 指定取消 | 柔道整復師法施行令第7条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|----|
| ① 新規指定 | 0件 |
| ② 変更承認 | 4件 |
| ③ 届出受理 | 2件 |
| ④ 実地調査 | 5件 |

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用

いて、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うことを業とする者をいう。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 新規指定 | 歯科衛生士法施行令第3条 |
| ② 変更承認 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 歯科衛生士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告受理 | 歯科衛生士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 歯科衛生士法施行令第4条第1項 |
| ⑦ 指定取消 | 歯科衛生士法施行令第8条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|------|
| ① 新規指定 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 11 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 |
| ④ 実地調査 | 0 件 |

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく名称独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示の下に、特定人に対する歯科医療の用に供する補てん物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 新規指定 | 歯科技工士法施行令第10条 |
| ② 変更承認 | 歯科技工士法施行令第11条第1項 |
| ③ 変更届出受理 | 歯科技工士法施行令第11条第2項 |
| ④ 報告受理 | 歯科技工士法施行令第12条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 歯科技工士法施行令第16条 |
| ⑦ 指定取消 | 歯科技工士法施行令第15条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者をいう。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊娠、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

① 新規指定	保健師助産師看護師法施行令第 12 条
② 変更承認	保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項
③ 変更届出受理	保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項
④ 報告受理	保健師助産師看護師法施行令第 14 条
⑤ 報告徴収及び指示	保健師助産師看護師法施行令第 15 条
⑥ 指定取消申請	保健師助産師看護師法施行令第 17 条
⑦ 指定取消	保健師助産師看護師法施行令第 16 条

ウ 業務実績

① 新規指定	1 件
② 変更承認	50 件
③ 届出受理	21 件
④ 指定取消	1 件
⑤ 募集停止届受理	0 件
⑥ 実地調査	6 件

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

栄養士免許は、栄養士の養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付する。

【参考】

管理栄養士とは、栄養士の業務であって、複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士をいう。管理栄養士となるためには、管理栄養士国家試験に合格し、厚生労働省に備える管理栄養士名簿に登録を受けなければならない。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおり。

- ① 管理栄養士養成施設を卒業した者
- ② 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設

(2~4年)の修業年限に応じた実務経験を有する者(修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和される。)

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条、栄養師法施行規則第8~9条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条、栄養士法施行規則第12条 |
| ③ 変更届出受理 | 栄養士法施行令第14条、栄養士法施行規則第13条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑤ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|----|
| ① 新規指定 | 1件 |
| ② 変更承認 | 6件 |
| ③ 届出受理 | 5件 |
| ④ 実地調査 | 0件 |

(13) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することを業とする者をいう。

調理師免許は、次のいずれかに該当する者からの申請に基づき、都道府県知事が交付する。

- ① 学校教育法第57条(高等学校の入学資格)に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者。
- ② 学校教育法第57条に規定する者で、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 新規指定 | 調理師法施行令第1条の2、調理師法施行規則第5条 |
| ② 変更承認 | 調理師法施行令第1条の3、調理師法施行規則第8条 |
| ③ 変更届出受理 | 調理師法施行令第1条の5 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 調理師法施行規則第10条 |
| ⑤ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 | 調理師法施行規則附則第3項第7号 |
| ⑥ 指定取消 | 調理師法施行規則第11条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|----|
| ① 新規指定 | 2件 |
|--------|----|

- | | |
|--------|-----|
| ② 変更承認 | 2 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 |
| ④ 実地調査 | 5 件 |

(14) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者をいう。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者をいう。

なお、養成施設の教育内容を時代に即したものとし、かつ適正な施設運営を確保するために、平成 19 年度末に理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則が一部改正され、平成 20 年 4 月 1 日より施行されている。

主な改正内容は次のとおり。

- ① 教員の質の向上を図るため、教員の資格内容（※「大学等で〇〇学を修めた者」を「大学等で〇〇学の学位を取得した者」とし、より専門性を高めた）を一部改正した。
- ② 養成施設のカリキュラムを原則として時間制から単位制に改めた。
- ③ 養成施設における消毒室の設置の義務付けを廃止した。
- ④ 養成施設指定基準に新たに卒業認定の基準を設け、各養成施設は平成 20 年度中に卒業認定の基準について厚生労働大臣の承認を受けることとした。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--|
| ① 新規指定 | 理容師養成施設指定規則第3条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条（美容師養成施設） |
| ② 変更承認 | 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設） |
| ③ 変更届出受理 | 理容師養成施設指定規則第8条第1項（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第7条第1項（美容師養成施設） |
| ④ 報告徴収及び指示 | 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設） |
| ⑤ 入学資格認定 | 理容師法施行規則附則第7条、第8条（理容師養成施設）
美容師法施行規則附則第7条、第8条（美容師養成施設） |
| ⑥ 指定取消 | 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設） |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 廃止承認 | 理容 2 件、美容 1 件 |
| ③ 変更承認 | 理容 18 件、美容 25 件 |
| ④ 届出受理 | 理容 14 件、美容 28 件 |

- ⑤ 実地調査 理容 5件、美容 7件

(15) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて製菓の業務に従事することを業とする者をいう。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 新規指定 | 製菓衛生師法施行令第9条、製菓衛生師法施行規則第5～7条 |
| ② 変更承認 | 製菓衛生師法施行令第10条、製菓衛生師法施行規則第8条 |
| ③ 変更届出受理 | 製菓衛生師法施行規則第9条 |
| ④ 指定取消 | 製菓衛生師法施行令第11条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 2件 |
| ② 変更承認 | 1件 |
| ③ 届出受理 | 11件 |
| ④ 実地調査 | 1件 |

(16) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられている。

食品衛生管理者となるためには、食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当し、都道府県知事に届出ることが必要となる。

なお、法第48条第6項第3号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」と定められている。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格である。

食品衛生監視員として任用されるためには、食品衛生法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当しなければならない。

なお、令第9条第1項第1号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」と定められている。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| ① 新規登録 | 食品衛生法施行令第14、15条、
食品衛生法施行規則第50条～52条 |
| ② 変更届出受理 | 食品衛生法施行令第16条、食品衛生法施行規則第53条 |

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ③ 報告徴収 | 食品衛生法施行令第17条 |
| ④ 登録取消 | 食品衛生法施行令第 18、19 条、食品衛生法施行規則第 54 条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|------|
| ① 新規登録 | 1 件 |
| ② 登録取消 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 10 件 |
| ④ 実地調査 | 3 件 |

(17) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこと業とする者をいい、近年の子どもを取り巻くさまざまな社会的情勢により、地域の子育て支援の中核を担う専門職としての保育士の役割が重要になっており、平成 13 年の児童福祉法改正により、保育士資格が法定化され（保育士に関連する部分については平成 15 年 11 月 29 日施行）、改正法により保育士資格は名称独占資格に改められ、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定が整備されている。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、保育士となるには都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければならない。

都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録証を交付することになっている。

- ① 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- ② 保育士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 新規指定 | 児童福祉法第18条の6第1号 |
| ② 変更承認 | 児童福祉法施行令第5条第3項 |
| ③ 変更届出受理 | 児童福祉法施行令第5条第4項 |
| ④ 報告受理 | 児童福祉法施行令第5条第5項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第18条の7第1項 |
| ⑥ 指定取消 | 児童福祉法施行令第 5 条第 6 項 |

ウ 業務実績

- | | |
|----------|------|
| ① 新規指定 | 1 件 |
| ② 変更承認 | 10 件 |
| ③ 届出受理 | 7 件 |
| ④ 事業報告受理 | 38 件 |
| ⑤ 指定取消 | 0 件 |

(18) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく名称独占の資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。（平成19年12月5日法律第125号により、介護福祉士の定義規定が見直され、介護福祉士の業務は「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正された。）

また、平成19年12月5日法律第125号により社会福祉士及び介護福祉士法が改正され資格取得方法等が見直された。これに伴い、介護福祉士養成の教育カリキュラムも見直され、2年課程の場合これまでの1650時間から1800時間に内容が充実され、平成21年度の入学者から適用されることとなった。

一方、いわゆる福祉系高等学校等においては、これまで福祉系高等学校等を卒業すれば介護福祉士試験の受験資格が得られたが、上記の法改正等により、福祉系高等学校等に対して教育内容や教員要件等について介護福祉士養成施設等と同等水準が制度的に担保されるように新たに基準が設けられ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなった。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、介護福祉士となるには同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければならない。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっている。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|--|
| ① 新規指定 | 社会福祉士及び介護福祉士法第39条（介護福祉士養成施設等） |
| ② 変更承認 | 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号、
社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等） |
| ③ 変更届出受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項 |
| ④ 報告受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条 |
| ⑥ 指定取消 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条 |

ウ 業務実績

(介護福祉士養成施設等)

① 新規指定	1 件
② 変更承認	8 件
③ 届出受理	45 件
④ 事業報告受理	42 件
⑤ 指定取消	0 件
⑥ 実地調査	0 件

(福祉系高等学校等)

① 新規指定	14 件
--------	------

(内、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号 4 件)

(内、社会福祉士及び介護福祉士法附則第 2 条 10 件)

(19) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法がある。

イ 根拠法令等

① 新規指定	社会福祉法第19条第1項第2号
② 変更承認	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項及び第12条第1項
③ 変更届出受理	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項及び第12条第2項
④ 報告受理	社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条
⑤ 報告徴収及び指示	社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条
⑥ 指定取消	社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条

ウ 業務実績

(社会福祉主事養成機関)

① 新規指定	0 件
② 変更承認	1 件
③ 届出受理	2 件
④ 事業報告受理	4 件
⑤ 指定取消	0 件
⑥ 実地調査	0 件

(社会福祉主事指定講習会…指定は 1 か所のみ)

① 届出受理	0 件
② 事業報告受理	1 件

(20) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成20年度末現在、東北厚生局管内にはない。

2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会

本講習会は、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設において実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものである。

(2) 開催実績

期 間：平成20年9月2日～11日（土・日を除く8日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア21階）

受講者数：30名

(3) 講習内容と講師：

「教育原理・教育心理」	宇野 忍 (仙台白百合女子大学)
「教育方法・教育評価」	同上
「実習指導の原理」	丸山 良子 (東北大学医学部保健学科 看護学専攻)
「実習指導の実際Ⅰ (実習指導計画の立案と指導方法)」	同上
「実習指導の実際Ⅰ (カンファレンスにおける指導者の役割)」	大沼 幸子 (東北福祉大学健康科学部 保健看護学科)
「実習指導の実際Ⅰ (養成所における技術教育)」	猪股 昌子 (NHO山形病院附属看護学校)
「実習指導の実際Ⅱ (コーチング)」	長谷川 啓三 (東北大学大学院教育学研究科・教育学部)
「実習指導の実際Ⅱ (演習)」	嶋田 玲子 (東北公済病院)
	石垣 浩子 (仙台市立看護専門学校)
	鈴木 千秋 (スズキ病院附属助産学校)

菅原 幸子

(NH0 仙台医療センター附属看護助産学校)

「看護教育課程（看護の動向含む）」

井田 昌子

(東北厚生局 看護教育指導官)

3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系4年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者、福祉事務所の査察指導員等で5年以上実務経験のある者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要である。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われた。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されることとなった。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 実習演習科目の確認 | 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項 |
| ② 変更届 | 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項 |
| ③ 確認の取消し | 社会福祉に関する科目を定める省令第7条 |

(3) 業務実績

実習演習科目の確認

26件

(4) 大学等確認申請確認済み校

18校 23課程

4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

(1) 概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成17年度から導入されている。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理している。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 実技試験免除 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項 |
| ② 実施要件 | 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項 |
| ③ 実施届受理 | 社会福祉に関する科目を定める省令第7条 |
| ④ 変更届受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項 |
| ⑤ 報告受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項 |

(3) 業務実績

- | | |
|------------|-------|
| ① 講習会実施届受理 | 28 件 |
| ② 変更届受理 | 3 件 |
| ③ 報告受理 | 113 件 |

(4) 講習会実施介護福祉士養成施設等数

28 校

V 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括の他、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等の医療機関の機能向上、確保に直結する業務管理、指導等を担っている。なお、平成20年10月の再編に伴い、医療法に関する業務及び各種養成施設の指定、指導監督に関する業務は、医療指導課及び指導養成課が所掌することになった。

1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務

(1) 概要

新型インフルエンザや大規模な食中毒の発生、毒劇物等を使用した事件といった国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機への迅速かつ適切な対応は重要な課題となっている。このため、厚生労働省においては、平成9年1月に策定した「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備して、健康危機管理に取り組んでいるところである。

地方厚生（支）局では、厚生労働省健康危機管理基本指針を実施するために制定されている「地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領」に基づき、平常時には情報収集や地方公共団体との連携の確保等を、健康被害発生時には厚生労働省の指示の下、当該指示を行う部局と一体となって対応することとされている。なお、東北厚生局においては「東北厚生局健康危機管理等実施要領」を定め、健康危機管理は医事課、非常災害等は総務課が分掌している。

健康危機管理等の範囲

- | | |
|---------|--|
| 健康危機管理： | 主に医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。 |
| 非常災害等： | 管内で発生した地震については震度6以上等を目安とし、地震以外の災害については、災害救助法適用基準と同程度のものとする。 |

(2) 実績

健康危機管理業務に従事する職員を対象とした危機管理意識を高める研修等を行うため、平成14年7月に東北6県の行政機関等により構成された東北ブロック感染症危機管理会議を仙台検疫所と共同で設置し、これまでに天然痘対策、SARS対策、新型インフルエンザ対策等を中心に11回の本会議と1回の特別研修会を開催している。

なお、平成18年8月に同幹事会を設置し、自治体間の連携を更に高めるとともに、研修会の内容等について意見交換を行っている。

2 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

医療の安全・安心を確保することは医療政策の最重要課題である。

東北厚生局では東北管内における医療機関の管理者及び医療安全管理者等並びに都道府県、政令市、中核市担当者等を対象として、医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的とし、毎年度10月から1月の間に原則2日間にわたり「医療安全に関するワークショップ」を開催している。

(2) 実績

① ワークショップⅠ（平成21年1月25日）参加者数613名

医療安全対策の動向、感染防止対策、医療安全対策の具体的な取組（医薬品・医療機器）等について、講演を行った。

② ワークショップⅡ（平成21年2月24日）参加者数 55名

200床以上の病院の医療安全管理者（担当者）を対象に、医療安全共同行動のテーマから危険薬の誤投与防止、危険手技の安全な実施（経鼻栄養チューブ・中心静脈栄養）、急変時の対応、患者市民参加について講義とグループワークを実施した。

3 医師確保に関する業務

(1) 概要

医師確保対策については、平成17年に「医師確保総合対策」、平成18年に「新医師確保総合対策」を、厚生労働省、総務省、文部科学省の3省で協力して取りまとめた。さらに、全国各地において医師不足を訴える声が増しに大きくなっていることを受け、平成19年5月31日、政府・与党により「緊急医師確保対策」が取りまとめられた。これらを踏まえ、地域の医療が改善されたと実感できる実効性のある対策が進められている。

医師確保対策の一層の推進を図るため、平成19年10月1日、各地方厚生局に医療対策指導官が配置され、特に県単独では解決が困難な課題について、地域に密着して支援している。

(2) 実績

① 緊急医師派遣に係る事務

「緊急医師確保対策」を受け、地域の医師確保を担う都道府県医療対策協議会が相当の努力をしてもなお医師確保が困難で、地域の医療を維持できない場合に、都道府県からの要請を踏まえ、緊急臨時的に医師を派遣するシステムが構築された。

東北厚生局管内では、平成19年6月、岩手県立宮古病院及び同大船渡病院への医師派遣が決定され、同年12月まで派遣されたことに続き、平成20年3月に青森県から1件、宮城県から2件、緊急臨時的医師派遣に関する申請があった。

東北厚生局では、申請書提出に伴っての助言・指導、現地訪問による状況把握、当局としての意見書作成等を行い、平成20年6月27日に厚生労働本省で行われた平成20年度第1回地域

医療支援中央会議幹事会において青森県鱒ヶ沢町立中央病院及び宮城県公立刈田総合病院からの申請事項が審議された。

審議の結果、鱒ヶ沢町立中央病院へ平成20年7月1日から同年12月31日までの間、全国の赤十字病院から1名の内科系医師が1～2週間単位で派遣された。

なお、公立刈田総合病院については、近隣医療機関との連携等により医療機能強化を図るべきとされ、派遣は見送られた。

幹事会当日は、当課医療対策指導官も会議へオブザーバー出席し、本省と申請病院及び該当県担当課との連絡調整などを行った。

また、派遣期間中の10月には、厚生労働本省医政局指導課担当者とともに、鱒ヶ沢町立中央病院への現地確認及び今後の見込みについて現地においてヒアリングを行った。

② 北海道・東北ブロック医師確保等支援チームに係る事務

小児科、産科等の医師確保や医療提供体制に係る課題等について、管内各県からヒアリング等を行い、問題認識の共有化を図るとともに、解決方策の提言、予算事業の活用方法などの具体的な助言を行うため、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の下に、地域ごとの「医師確保等支援チーム」が設置されている。

東北厚生局管内では、平成19年に引き続き10月から11月にかけて各県とのヒアリングを行った。

また、地域における医療連携や病院機能の再編等の動向について、日常的に地元報道等の情報を整理し、本省に情報提供を行っている。

4 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されている。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められている。

東北厚生局においては、臨床研修病院の指定申請等に係る業務の他、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、広域的な観点から様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っている。

(2) 根拠法令等

① 新規申請	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条
② 研修プログラムの変更又は新設届	同省令第9条
③ その他の変更届	同省令第8条
④ 年次報告※各地方厚生局へ届出	同省令第12条

(3) 実績

ア 申請等

① 新規申請	19件
② 研修プログラム変更等	96件
③ 年次報告受理	89件
④ 臨床研修修了登録申請	454件
⑤ 指導調査	15施設

イ 会議等の開催実績

① 東北ブロック医師臨床研修制度連絡会議（平成20年5月1日）

東北管内における臨床研修病院、関係医師会、行政機関等の協力体制を構築し、臨床研修制度の円滑な実施及び臨床研修の質の向上を図ることを目的として、東北6自治体、臨床研修病院、大学医学部附属病院、医師会等を対象に連絡会議を開催した。

② 東北ブロック医師臨床研修制度県担当者会議（平成20年5月1日）

東北管内における臨床研修の今後の取り組みについて意見交換を行うことを目的とし、東北6自治体の臨床研修担当者を対象に会議を開催した。

③ 東北ブロック医師臨床研修病院合同説明会（平成21年3月15日）

東北ブロックの臨床研修病院がポスターセッション方式により、臨床研修予定者等へ自病院を紹介する説明会を企画、運営した。

参加数：臨床研修病院 91施設 臨床研修予定者 99名

④ 東北ブロック医師臨床研修指導医ワークショップ

臨床研修指導医が、研修の質を高めるために、望ましい研修プログラムを立案し推進する能力及び基本的な臨床研修能力を備えた研修医を育成する能力を身に付けることを目的として「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針（平成16年3月18日付医政発第0318008号）」に基づき講習会を開催した。

・平成20年9月13～14日	45名	会場： 福島県庁講堂
・平成20年11月22～23日	42名	会場： 東北厚生局会議室
・平成21年1月10～11日	42名	会場： 東北厚生局会議室

⑤ 東北ブロック臨床研修病院ガイド発行（平成21年3月発行）

医学生等が臨床研修病院を選択する際の情報収集ツールの一つとなるよう、平成17年度より東北ブロックの臨床研修病院の研修プログラム情報を製本し、全国の大学医学部（医科大学）、管内臨床研修病院、管内大学医学部附属病院、医師会、東北6自治体、合同説明会参加学生等へ無料で配布している。

- (4) 医師臨床研修病院（管理型又は単独型）
92施設（大学病院を含む）

5 歯科医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されている。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められている。

(2) 根拠法令

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ① 新規申請 | 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条 |
| ② 研修プログラムの変更又は新設届 | 同省令第9条 |
| ③ その他の変更届 | 同省令第8条 |
| ④ 年次報告※各地方厚生局へ届出 | 同省令第12条 |

(3) 業務実績

- | | |
|------------------|------|
| ① 新規申請 | 1件 |
| ② 研修プログラム変更等 | 16件 |
| ③ 年次報告受理 | 14件 |
| ④ 歯科医師臨床研修修了登録申請 | 150件 |
| ⑤ 指導調査 | 3施設 |

- (4) 歯科医師臨床研修施設数
15施設

6 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療従事者の資質の向上に向けた取組として、行政処分を受けた医師等への再教育制度が創設され、平成19年度から施行されている。

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定されている。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっている。

具体的な研修内容、期間は、処分の程度に応じて次のとおり区分されている。

- | | |
|------|--------|
| ・ 戒告 | 団体研修1日 |
|------|--------|

- ・免許停止1年未満 団体研修2日＋課題研究・課題論文
- ・業務停止1年～2年未満 団体研修2日＋個別研修80時間以上
- ・業務停止2年以上 団体研修2日＋個別研修120時間以上

東北厚生局の主な役割は、次のとおりである。

- ・再教育対象者からの照会対応
- ・当該研修の進捗管理等を行う助言指導者に対する制度説明・照会対応
- ・個別研修の計画書や修了報告書の受付 等

(2) 実績

平成20年度、再教育の対象となった医師は1名であり、対象者の助言指導者等に対し、制度説明等を行った。

【参考】

施行（平成19年度）以降の東北厚生局管内取り扱い状況＜平成20年度末＞

年度	取扱数	計画書提出数	修了証発行数	備 考
19	5	4	4	1件は療養中のため保留中
20	1	0	0	助言指導者候補は選定済

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めている。

厚生局においては、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、選定及び移送、診療報酬請求の審査、処遇改善請求の窓口、精神保健判定医等の名簿の整理を行うこととされている。

平成17年に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）が施行されてから3年が経過しているが、医療観察法病棟整備が遅れから、全国的に病床不足となっており、当面の措置として、平成20年8月に、医療観察法に基づく指定医療機関に関する省令が一部改正され、特定医療施設（鑑定入院医療機関か指定通院医療機関）か特定病床（指定入院医療機関の医療観察法病棟以外の病棟）に待機入院できることとした。

(2) 根拠法令

- ① 指定入院（通院）医療機関の指定 法第16条
- ② 指定入院（通院）医療機関の決定及び変更 法第43条
- ③ 対象者を指定入院医療機関へ移送 法第45条第1項

- ④ 特定医療施設、特定病床の選定 法に基づく指定医療機関に関する省令附則第2条第1項、第2項
- ⑤ 診療報酬の審査 法第84条
- ⑥ 処遇改善請求の受理審査 法第96条第1項
- ⑦ 精神保健判定医等名簿の整理 法第6条第2項、第15条第2項

(3) 業務実績

① 申請等

	指定入院医療機関	指定通院医療機関	特定医療施設	特定病床
新規指定	0件	14件		
廃止・辞退の受理	0件	7件		
指定の取消	0件	0件		
選定	17件	17件	4件	2件

② 診療報酬の審査

入院 455件

通院 305件

③ 入院対象者の処遇改善請求受理

0件

④ 対象者の移送

19件

【参考】(平成20年度末)

(1) 指定医療機関等指定状況

- ① 指定入院医療機関 1箇所 (独立行政法人国立病院機構花巻病院)
- ② 指定通院医療機関 病院 37箇所
- 調剤薬局 659箇所
- 訪問看護ステーション 8箇所

(2) 名簿整理状況

- ① 精神保健判定医 79人
- ② 精神保健参与員 54人

8 薬事監視等業務

(1) 薬事監視関係業務、医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

① 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許

可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっているが、その権限は同法第82条により地方厚生局長に委任されている。

なお、同法第81条によってその事務の一部を都道府県が行うこととなっていることから、当局は医薬品製造業の一部を管轄する。

② 根拠法令

薬事法第13条、第69条

③ 実績

平成20年度は、宮城県赤十字血液センターから医薬品製造業許可申請があり、独立行政法人医薬品医療機器総合機構のGMP調査の結果を受け、許可証の交付を行った。

また、山形県赤十字血液センターより試験検査機関の廃止、各県赤十字血液センターから試験検査機械器具等の追加及び変更に係る届（21件）があり、受理した。

(2) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び監視関係業務

① 概要

毒物及び劇物取締法に基づき、人や動物が飲んだり吸い込んだり、あるいは、皮膚や粘膜に付着した際に生理的機能に危害を与え、その程度の激しいものとして規定されている毒物及びその程度が比較的軽いものとして規定されている劇物等であって、医薬品及び医薬部外品以外のものは、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が登録を行うこととなっている。

しかし、毒物及び劇物取締法第23条の6第1項の規定によって地方厚生局長に委任されており、申請書等は製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生局長に提出される。

なお、販売業の登録は都道府県知事が行うことになっている。

② 根拠法令

毒物及び劇物取締法第4条、第17条

③ 実績

管内に所在する毒物及び劇物を製造又は輸入する営業所等の新規登録、登録更新、その他各種届に対応するとともに、毒物及び劇物による社会的問題となる違法行為等に対する監視業務のための情報収集を中心に業務を行った。

また、平成21年3月24日には、福島県との共同でホスゲンガスを2度にわたって漏洩した事業者への立入検査を実施し、再発防止策等の改善状況を確認するとともに、法令遵守の徹底等を指示し顛末書の提出を命じた。

なお、平成20年度営業所登録等の業務実績は次のとおりである。

- ・ 営業所登録数 48営業所
- ・ 登録等申請数 17件
- ・ 変更等届数 22件

VI 食品衛生課

食品衛生課は、総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・監督、水産食品及び食肉の輸出認定施設及び検査施設に対する指導・監督、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視などを主な業務としている。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(1) 概要

食品の製造等において、食中毒等による危害を未然に防止するのに有効とされる衛生管理手法として、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムがある。

総合衛生管理製造過程とは、このHACCPシステムを取り入れた衛生管理と、その前提となる一般的衛生管理（施設設備・機械器具の保守点検と衛生管理、従業員の衛生教育、原料の衛生的な取扱いなど）を確実に行うことで、危害発生の防止措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程を言い、新しい手法の衛生管理として、平成7年5月に食品衛生法の中に創設された承認制度である。

本制度は、事業者が総合衛生管理製造過程に基づいて自ら設定した食品の製造・加工方法と衛生管理の方法について厚生労働大臣が承認するもので、本制度の承認を受けた食品は、食品衛生法第11条第1項の製造方法の基準に基づく画一的な製造・加工方法の基準によらなくとも、工程の各段階において安全性に配慮した多様な方法により製造することが可能となっている。

承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっている。

- ① 乳として、牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- ② 乳製品として、クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ③ 清涼飲料水として、ミネラルウォーター、冷凍果実飲料 他
- ④ 食肉製品として、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、加熱食肉製品 他
- ⑤ 魚肉練り製品として、魚肉ハム・ソーセージ、特殊包装かまぼこ 他
- ⑥ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品として、缶詰食品、瓶詰食品、レトルト食品

「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」は、本制度に係る申請手続き、承認基準の具体的内容等を明確にしている。

地方厚生局では、当該要領に基づいて、事業者からの新規申請、3年毎の更新申請（承認の有効期間は3年間）、承認内容の一部変更にもなう申請に対し、書類審査や現地工場の査察により、承認基準の適合性審査と承認を行っている。

また、既に承認済みの品目を製造・加工する施設についても、本制度の適切な運用状況を確認するために、年1回以上の承認後査察を実施している。

なお、監視指導における連携を図る観点から、現地査察には各都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼して実施している。

(2) 根拠法令等

- ① 食品衛生法第13条、第14条
- ② 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条
- ③ 食品衛生法施行規則第13条～第16条
- ④ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」
*平成12年11月6日生衛発第1634号（生活衛生局長通知）

(3) 業務実績

東北厚生局では、東北管内にある45の全ての施設について、承認品目毎の査察を実施した。
なお、平成20年度に申請や承認対象品目の返上等があった施設の数以下のとおりである。

- ① 新規の承認 3施設
- ② 承認の更新 17施設
- ③ 承認内容の一部変更 4施設
- ④ 承認対象品目の返上等 3施設

(4) 承認品目毎の承認状況

(平成21年3月31日現在)

承認 件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼 飲料水	合計
全国	223	232	121	32	30	150	788
東北	23	16	17	4	3	6	69

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査・指導業務

(1) 概要

厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害発生防止のために必要があると認める場合、事業者へ検査を命ずることが出来る(以下、命令検査と称す)。

命令検査は、国及び都道府県等の食品衛生検査施設、又は厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関のみが検査を受託出来る。

登録検査機関とは、国及び都道府県等に代わって命令検査を受託する検査機関のことであるが、食品衛生法第33条で規定された登録の基準を満たしていれば、民法法人（民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人等の公益法人）以外の法人であっても検査機関としての登録を受けることが可能である。

登録は5年毎の更新が必要で、更新を受けることなく所定の期間を経過した場合、その効力は失われる。

地方厚生局では、新規登録等の申請に係る審査以外に、全ての登録検査機関に対して年1回以上の監査を実施し、登録要件の遵守状況を確認している。

なお、監査の結果、検査の業務管理等に改善すべき箇所があれば、適合命令や改善命令等を文書により通知する。

(2) 根拠法令等

- ① 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条
- ② 食品衛生法施行令第10条～第12条
- ③ 食品衛生法施行規則第38条～第47条
- ④ 「登録検査機関の登録等について」
*平成16年2月6日付食安発第0206001号（食品安全部長通知）
- ⑤ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」
*平成20年7月9日食安監発第0709001号（監視安全課長通知）
- ⑥ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」
*平成16年6月15日付食安監発第0615002号（監視安全課長通知）
- ⑦ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」
*平成20年9月24日付食安監発第0924004号（監視安全課長通知）

(3) 業務実績

平成20年度における東北管内の登録検査機関は13施設（内、1施設は平成21年3月に登録を廃止）で、東北厚生局ではこれら全ての施設を対象に監査を実施し、改善を要する事項があれば文書で通知した。

なお、平成20年度の新規登録施設等の数は以下のとおり。

- | | |
|---------|-----|
| ① 新規登録 | 3施設 |
| ② 登録の更新 | 7施設 |
| ③ 登録の廃止 | 1施設 |

3 輸出水産食品の取扱い施設に対する査察等の業務

米国及びEU（欧州連合）では、HACCPシステムに基づく衛生管理を導入した施設で製造・加工等するよう、国内で製造される水産食品のほか、海外から輸入される水産食品についても規則や指令により義務付けている。

(1) 対米輸出水産食品の加工認定施設への査察等

ア 概要

米国に水産食品を輸出する加工施設は、米国連邦規則に示された要件を満たす必要があり、厚生省は米国政府と協議の上で「対米輸出水産食品の取扱いについて」を策定し、当該要領に基づいた輸出が行われている。

本要領では、製造・加工施設はHACCPに基づいた衛生管理を実施すること、都道府県等の衛生主管部長が認定した施設しか輸出できないこと等が定められている。

地方厚生局は当該要領に基づいて、認定施設の査察や施設の認定に係る都道府県等との協議、認定の取り消しなどを行っている。

イ 根拠通知

・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

*平成20年6月16日付け食安発第0616003号（医薬食品局食品安全部長通知）

ウ 業務実績

平成20年度は、認定された6施設全てについて、対米輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員（施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から厚生労働省が指名）とともに現地査察を実施した。

(2) 対EU輸出水産食品の加工認定施設への査察等

ア 概要

水産食品を欧州連合(EU)域内に輸出する場合、EU指令に基づく食品加工施設等の認定や漁船等の登録要件を満たす以外に、食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」）の添付を義務付けている。

そこで、食品衛生関係の事務を所管する厚生労働省と漁業関係の事務を所管する水産庁は、EU側と協議の上で「対EU輸出水産食品の取扱要領」を策定し、当該要領に基づいた輸出が行われている。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき衛生要件や、加工施設がHACCP等に基づく衛生管理を実施する要件以外に、衛生証明書の発行手順、衛生当局と水産当局が実施すべき監視の内容等を詳細に定めている。

地方厚生局は、当該要領で定められた施設の認定に係る協議や認定の取消の他、6ヶ月に1回以上の現地査察を実施している。

なお、東北厚生局の所管地域はホタテガイの輸出関連施設を有することから、取扱要領で二枚貝のみ別途規定された貝類衛生対策委員会の認定（都道府県等の衛生部局と水産部局の職員で構成）や、同委員会の策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認なども併せて実施している。

イ 根拠通知

・「対EU輸出水産食品の取扱いについて」

*平成19年4月12日付け食安発第0412001号・18消安第15038号・18水漁第3077号

（厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知）

ウ 業務実績

平成20年度は、認定された2施設についてそれぞれ2回ずつ、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員（施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から厚生労働省が指名）とともに現地査察を実施した。

また、昨年度は青森県職員の人事異動により、貝類衛生対策委員会の委員変更が一度あった

ことから、その承認を行った。

(3) 対中国輸出水産食品に係る業務

ア 中国に輸出される水産食品は、輸出国衛生当局の発行する衛生証明書の添付を中国政府が義務付けていることから、厚生労働省では中国政府の規定に基づいた「対中国輸出水産食品の取扱要領」を定めており、都道府県等の衛生部局では当該要領に基づく施設の登録や衛生証明書の発行を行っている。

地方厚生局では、中国へ輸出している関連施設の登録状況等について、管轄する各都道府県等から情報を受けて取りまとめ、定期的に厚生労働本省へ報告している。

なお、都道府県等から要請のあった場合には、依頼のあった自治体の食品衛生監視員とともに、必要に応じて登録施設への現地調査等を行うことになっている。

イ 根拠通知

・「対中国輸出水産食品の取扱いについて」

*平成18年1月16日食安発第0116001号（食品安全部長通知）

4 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び 監査指導業務

(1) 概要

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」では、都道府県知事等は厚生労働大臣の指定する検査機関に食鳥検査の全部又は一部業務を委任させ、食鳥検査を行わせることが出来るとしているが、指定を受けることが可能な検査機関（以下、指定検査機関）は一般社団法人又は一般財団法人に限定されている。

地方厚生局では、検査機関からの申請に係る指定基準の審査と指定の他、指定検査機関の事業計画等の認可申請に係る審査・認可業務、指定基準の遵守状況確認のための立入検査等を実施している。

(2) 根拠法令等

- ① 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条
- ② 平成4年1月24日付衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

(3) 業務実績

平成20年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請1件、事業計画等に係る変更認可申請3件及び業務規程に係る変更認可申請2件について認可した。

また、同法第38条第2項の規定に基づき、指定検査機関1施設への立入検査を1回件実施した。

(4) 指定検査機関 2施設

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的且つ継続的な摂取が推奨される傾向にある。

このような状況の下、著しく事実と相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす可能性がある。

そこで、健康増進法32条の2項において、厚生労働省令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止している。

地方厚生局では都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の排除に努めている。

(2) 根拠法令等

- ① 健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項
- ② 健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項
- ③ 健康増進法施行規則第18条
- ④ 平成15年8月29日付薬食発第0829008号（医薬食品局長通知）
（ガイドライン）
- ⑤ 平成15年8月29日付 食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号
（基準審査課長及び監視安全課長通知）（ガイドラインに係る留意事項）

(3) 業務内容

- ① 都道府県等との連絡調整等
疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去
- ② 新開発食品保健対策室との連絡調整等
報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は本省が専任）
- ③ 事業者への指導等（本省が専任するネット事業等を除く）
改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成20年度業務実績

- ① 自治体からの事例報告の受理件数57件
- ② 平成20年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催
（平成21年3月11日東北厚生局会議室：自治体担当者51名参加）

6 その他

地方厚生局の業務は上記1～5以外に、「食肉の輸出認定施設及び検査施設に対する査察及び指導に関する業務」、「大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務」があるが、東北厚生局では、本年度これらの業務に関する実績は無かった。

VII 保険年金課

保険年金課は社会保険課が行っていた業務の一部を引き継ぐとともに、平成20年10月に発足した全国健康保険協会（協会けんぽ）支部の指導監査という新たな業務を行うため、平成20年10月に新設された課である。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合とは、常時700人以上の従業員がいる事業所、または同種・同業の事業所を集めて3,000人以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）に代わって健康保険の事業を運営するものである。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員700人以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合という。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることで組合員の利益を守るため、組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っている。

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関する事。
- ② 運営の指導監督（監査）に関する事。
- ③ 解散、合併等の事務指導に関する事。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関する事。
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関する事。

(2) 根拠法令等

- ① 健康保険法第29条、第205条
- ② 厚生労働省設置法第18条
- ③ 厚生労働省組織規則第707条79、第718条3

(3) 実績（平成20年度）

指導監査	指定健保組合の指定	解散・合併認可※	規約改正等認可	届出・報告等	公法人証明印鑑証明
10組合	0組合	1組合	41件	693件	17件

日産福島（平成20年4月1日 解散）

【指導監査における主な指導内容】

- ・医療費適正化対策を強化する等なお一層の支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。
- ・レセプト点検については、縦覧点検を実施する等、レセプト点検の一層の充実を図り、医療費の適正化に努めること。
- ・重点実施項目等の実施計画を策定する等、効果的なレセプト点検を実施し、医療費の適正化に努めること。

- ・ 経理の事務処理については、現金出納簿と預貯金との突合・確認を行うよう努めること。
- ・ 組合会の招集手続きについては、規約に基づき適正に実施するよう努めること。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行う。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別される。地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できる。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っている。

- ① 基金の指導監督に関すること。
- ② 基金の規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること。
- ③ 解散・合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること。

(2) 根拠法令等

- ① 厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ② 厚生年金基金令第56条
- ③ 国民年金法第141条、142条、142条の2
- ④ 国民年金基金令第53条
- ⑤ 厚生労働省設置法第18条
- ⑥ 厚生労働省組織規則第707条80、第718条4

(3) 実績（平成20年度）

厚年基金 指導監査	国年基金 指導監査	解散に伴う 指導監査	解散認可 実地監査	将来返上	過去返上 認可
9 基金	3 基金	0 基金	0 基金	0 基金	0 基金
規約改正等 認可	届出・報告等	公法人証明			
72 件	511 件	142 件			

【厚生年金基金指導監査における主な指導内容】

- ・依然として積立金が積立水準を満たしていない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・積立金が積立水準を満たしているものの、成熟度の上昇等により、今後は厳しい財政状況が予想されることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・資産運用検討委員会の設置等、体制の整備を図り、安全かつ効率的な年金資産運用を行うこと。
- ・滞納事業所の実態を把握し、早期の未収解消に努めること。

【国民年金基金指導監査における主な指導内容】

- ・国民年金基金制度の周知を図ること。
- ・効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金とは、運営形態により企業が実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額をもとに給付額が決定される。

東北厚生局では、確定拠出年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について次のとおり指導監督を行っている。

- ① 運営管理機関の指導監督に関すること。
- ② 規約承認に関すること。
- ③ 規約の変更に関すること。
- ④ 終了の承認に関すること。

(2) 根拠法令等

- ① 確定拠出年金法第103条、第104条、第114条
- ② 確定拠出年金法施行令第57条

- ③ 確定拠出年金法施行規則第 71 条、第 72 条
- ④ 厚生労働省設置法第 18 条
- ⑤ 厚生労働省組織規則第 707 条 81、第 718 条 5

(3) 業務実績（平成 20 年度）

- ① 規約承認 37 件（内新規承認 13 件）
- ② 届出報告等 135 件

4 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の 2 つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行う。

東北厚生局では、確定給付企業年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所が行う業務について次のとおり指導監督を行っている。

- ① 事業主等の指導監督に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ① 確定給付企業年金法第 101 条、第 102 条、第 104 条
- ② 確定給付企業年金法施行令第 72 条
- ③ 確定給付企業年金法施行規則第 120 条、第 121、第 122 条
- ④ 厚生労働省設置法第 18 条
- ⑤ 厚生労働省組織規則第 707 条 81、第 718 条 5

(3) 実績（平成 20 年度）

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 規約等の承認 | 73 件（内新規承認 41 件） |
| ② 大臣承認（認可）書類の受付進達等 | 152 件 |
| ③ 届出報告等 | 163 件 |
| ④ 法人証明 | 3 件 |

5 農業者年金基金に関する業務

(1) 概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の

確保に資することを目的としており、平成 14 年 1 月 1 日から農林水産大臣が単独で所管、平成 15 年 10 月 1 日からは独立行政法人へ移行している。

農業者年金基金業務受託者への指導監督は、旧制度の年金給付について特に必要と考えられる場合にのみ実施することとしている。

(2) 実績

平成 14 年度～20 年度指導監査該当業務受託者なし

6 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）を運営していた国（社会保険庁）に替わり、平成 20 年 10 月 1 日に新たに設立されたものである。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監査を行うこととしている。

- ① 全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。
- ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

(2) 根拠法令等

- ① 健康保険法第 7 条の 38、39
- ② 厚生労働省設置法第 18 条
- ③ 厚生労働省組織規則 707 条 76、77、718 条 1、2

(3) 実績

平成 20 年度の事業実績なし

Ⅷ 管理課

管理課は、旧健康課が行っていた医療法人や公益法人に関する業務等のほか、地方社会保険事務局から移管された保険医療機関等に対する指導監督等の業務等に関する総合調整を行うため、平成20年10月に新設された課である。

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督業務

(1) 概要

医療法人とは、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は介護老人保健施設を開設することを目的とした法人である。昭和25年に医療法が改正され、非営利性と一定の公共性を充たす法人制度として創設された。制度創設の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、資金の集積を容易にするとともに、医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することにあつた。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行うこととなっているが、医療法第68条の2第1項の規定により、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣が行うこととなっている。

また、平成19年の医療法改正により、医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があつた場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなった。

(2) 根拠法令等

医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されている。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ① 定款変更認可・届出受理 | 医療法第50条 |
| ② 理事の特例の認可 | 医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3 |
| ③ 理事長の特例の認可 | 医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4 |
| ④ 管理者たる理事の特例認可 | 医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5 |
| ⑤ 仮理事の選任 | 医療法第46条の4第5項 |
| ⑥ 事業報告書等の届出受理 | 医療法第52条第1項 |
| ⑦ 定款等の閲覧 | 医療法第52条第2項 |
| ⑧ 立入検査 | 医療法第63条第1項 |
| ⑨ 措置命令 | 医療法第64条第1項 |
| ⑩ 登記事項変更登記完了届出の受理 | 医療法施行令第5条の12 |
| ⑪ 役員変更の届出の受理 | 医療法施行令第5条の13 |

①の定款変更認可及び②～④の認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府県知事を経由して行われる。この場合において、都道府県知事は必要な調査をし、意見を付するものとされている。

(3) 実績

① 定款変更認可	29 件
内、認可権者変更について	
都道府県知事→厚生労働大臣	1 件
厚生労働大臣→都道府県知事	4 件
② 決算届受理	29 件
③ 役員変更届受理	25 件
④ 登記事項変更登記完了届受理	41 件
⑤ 定款等の閲覧	3 件

(4) 東北厚生局所管医療法人

27 法人（平成 21 年 3 月 31 日現在）

2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明事務

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことである。東北厚生局では、平成16年度から、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記①～⑥）を満たすものである旨の証明を行っている。

【軽減税率適用要件】

- ① 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- ② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ③ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- ④ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- ⑤ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ⑥ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常30%）の軽減税率が適用される。

(2) 根拠法令等

- ① 租税特別措置法 第67条の2第1項
- ② 租税特別措置法施行令 第39条の25第1項第1号

(3) 実績

平成20年度は28件の証明を行った。

3 病院用建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明事務

(1) 概要

平成13年3月に施行された第4次医療法改正により、病院の構造設備基準が引き上げられた。この新しい基準に適合した病院に建替えをする際の負担に着目し、早期に建替えが行われるよう誘導するため、平成13年度から税制上の優遇措置（特別償却制度）が設けられた。その後、平成15年度税制改正（租税特別措置法等の改正）により、診療所用の建物の建替えにも適用されることとなっている。

東北厚生局においては、特別償却制度の適用を受けようとする者からの申請を受けて、①新基準要件を満たした建替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していることについて証明を行う。

【優遇措置の内容】

取得年度において、基準取得価額の15%の特別償却が認められる。

$$\begin{aligned} \text{実際の取得価額} &\times 1/2 = \text{基準取得価額} \\ \text{基準取得価額} &\times 15\% = \text{特別償却限度額} \end{aligned}$$

(2) 根拠法令等

- ① 租税特別措置法 第12条の3第1項及び第2項
第45条の2第3項及び第4項
- ② 租税特別措置法施行令 第6条の5
第28条の10第8項及び第9項
- ③ 租税特別措置法施行規則 第5条の18第1項及び第2項
第20条の17第4項及び第6項

(3) 実績

なし。

4 医療保健業務を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明事務

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたもの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外され、法人税が課税されないこととされた。これらの除外措置の適用に際し、東北厚生局において、当該基準を満たしていることについて証明を行う。

【適用基準】

① オープン病院事業を行うもの

事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号

② 無料定額な診療を行う病院事業を行うもの

事業要件 法人税法施行規則第6条第4号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人について収入要件は必要としない。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外される。

(2) 根拠法令等

① 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ

法人税法施行規則第5条第6号

② 法人税法施行令第5号第1項第29号タ

法人税法施行規則第6条第4号

法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績

平成20年度は17件の証明を行った（全て特例財団法人）。

5 後期高齢者医療制度に関する業務

(1) 概要

後期高齢者医療制度とは、平成20年4月に創設された、他の健康保険とは独立の医療保険制度である。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）であり、被保険者は75歳以上の後期高齢者である。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における長寿医療制度の業務の指導を行っている。

(2) 根拠法令等

- ② 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条
- ③ 厚生労働省設置法第18条
- ④ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8
- ⑤ 厚生労働省組織規則第707条86、第718条4

(3) 実績

平成20年度は初年度のため、未実施。

6 国民健康保険に関する業務

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等である。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織である。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）についての指導を行っている。

(2) 根拠法令等

- ① 国民健康保険法第106条、第108条、第119条
- ② 厚生労働省設置法第18条
- ③ 地方自治法第245条の4、5、6、7
- ④ 厚生労働省組織規則第707条86、第718条4

(3) 実績

- ① 技術的助言等実施数 6県、5市、2国保連合会
- ② 優良市町村調査実施数 0市

【県に対する主な助言等内容】

- ・各保険者の事業運営の現状と課題を把握し、安定的な運営が図れるよう積極的な理事者対策に努めること。
- ・財政運営の安定化を図る観点から計画的に基金の積増しがされる様に助言を行うこと。
- ・各保険者の実情を的確に把握し、口座振替の推進、徴収体制の整備、厳正な滞納処分、全庁体制の実施等効果的な収納対策を実施するよう各保険者の実態に添った助言を行うこと。
- ・税情報等の活用により未適用者を把握し、積極的に届出の勧奨を行い、未適用の防止、早期適用の実施に努める様に助言を行うこと。
- ・レセプト点検体制の整備及び縦覧点検の充実強化を図らせ、外部委託を実施している保険者には確実な進行管理を実施する等、効果的なレセプト点検調査を図るよう助言を行うこと。

- ・重複・頻回受診者及び長期入院者に対する訪問指導について、対象者を的確に把握し保健担当部門と連携を図り効果的に実施されるよう助言を行うこと。

【市町村に対する主な助言等内容】

- ・財政運営の安定化を図る観点から計画的に基金の積増しがされる様に努めること。
- ・資格証明書、短期被保険者証の活用により、保険税収入の確保に努めること。
- ・口座振替の推進、徴収体制の整備、厳正な滞納処分、全庁体制の実施等積極的な収納対策を図ること。
- ・縦覧点検の強化を図ること。
- ・レセプト点検については、職員の進行管理の徹底等、的確な指導・管理を図ること。
- ・医療費が増加傾向にある事から、医療状況の分析等を実施し、医療費の適正化に取り組むこと。
- ・重複受診者等に対する訪問指導を実施すること。
- ・居所不明者に対する適切な事務処理を行うとともに、退職被保険者該当者に対する積極的な届出の勧奨・適用を行うこと。

【国保連合会に対する主な指導内容】

- ・審査体制の強化、審査方法の効率化を図り、審査の充実・強化に努めること。
- ・小規模保険者へのレセプト点検事務支援及び保険者への個別研修等の充実強化を図ること。
- ・医療費分析データが、各保険者において有効活用がされるように改善・検討を行うこと。
- ・重複・頻回受診者及び長期入院者に対する訪問指導が未実施である保険者に対して支援を行うこと。

7 社会保険診療報酬支払基金に関する業務

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金とは、各医療保険者が行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者に対して支払うべき費用（診療報酬）の迅速適正な支払をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことを目的とする組織である。東北厚生局では、適正な運営の確保のため、社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督を行っている。

(2) 根拠法令等

- ① 社会保険診療報酬支払基金法第 28 条、第 30 条
- ② 社会保険診療報酬支払基金法施行令第 2 条 2
- ③ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

平成 20 年度は実績無し。

IX 医療指導課

医療指導課は、指導監査課や県事務所が行う業務に関する事務の指導監督と併せて、医事課及び指導部門で行われていた国の開設する病院等への監督や特定機能病院に対する医療監視など、医療保険法と医療法を一体的に所掌することで総合的な医療指導体制を構築するため、平成20年10月に新設された課である。

1 指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

東北厚生局では、地方社会保険事務局から移管された保険医療機関等に対する指導監督業務等を分掌させるため管轄区域内に分室（事務所）を置いている。なお、東北厚生局が所在する宮城県に係る事務については指導監査課が行っている。

医療指導課は、管内事務所の所長及び指導監査課長による事務所運営会議を毎月開催し、また、指導医療官による指導医療官会議を随時開催するとともに、必要に応じて運営会議・指導医療官合同会議を開催して東北厚生局の指導方針や指導・監査・調査業務の流れを策定することで、管内指導監査業務の標準化を進めた。

また、各事務所等の抱える個別事案の進捗状況の報告を受け、今後の対策について協議した。

(2) 実績

ア 事務所運営会議の開催

平成20年10月20日

- ① 東北厚生局指導方針の策定
- ② 保険医療機関等の指導・監査・調査業務の流れの策定
- ③ 柔道整復師指導・監査設置規定
- ④ 個別事案の進捗状況

平成20年12月15日

- ① 東北厚生局指導方針の策定
- ② 保険医療機関等の指導・監査・調査業務の流れの策定
- ③ 指導管理官及び医療指導課長会議報告
- ④ 施設基準適時調査方法
- ⑤ 個別事案の進捗状況
- ⑥ 返還金処理一覧表

平成21年1月23日

- ① 指導管理官及び医療指導課長会議報告
- ② 施設基準適時調査方法
- ③ 個別事案の進捗状況

イ 指導医療官会議の開催

平成 20 年 10 月 17 日

- ・東北厚生局指導方針の策定

ウ 事務所運営会議・指導医療官合同会議

平成 20 年 11 月 20～21 日

- ① 東北厚生局指導方針の策定
- ② 保険医療機関等の指導・監査・調査業務の流れの策定
- ③ 個別事案の進捗状況
- ④ 社会保険診療報酬支払基金の指導監査計画

平成 21 年 3 月 31 日

- ① 保険医療機関等の指導・監査・調査業務の流れの策定
- ② 21 年度事業計画
- ③ 個別事案の進捗状況
- ④ 事業所情報及び被保険者住所情報の提供

2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

(1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院等である。20 年度は、医療法第 7 条第 2 項の規定に基づく医療機関の開設承認事項の変更等の承認申請並びに医療法第 27 条の規定に基づく構造設備の使用の承認申請があり、医療法等の規定による基準が満たされているか等を確認のうえ許可を行った。なお、構造設備の使用の承認申請のうち、病室や手術室等患者の安全管理上重要な申請部分については、医療機関に立ち入って使用前検査のうえ許可した。

また、管理者や診療科目の変更並びにエックス線装置の通知事項の変更等各種届出については、通知内容を確認のうえ受理した。

(2) 実績

① 開設承認事項の変更承認	76 件
② 開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認	70 件
③ 使用前検査（立入検査）	8 件
④ 各種届出の受理	97 件

(3) 根拠法令等

- ① 医療法 第 7 条第 2 項、第 27 条
- ② 医療法施行令 第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 5
- ③ 医療法施行規則第 24 条第 10 号、第 24 条第 11 号、第 29 条第 1 項、第 2 項

(4) 対象医療機関

- ① 病院は、資料「国の開設する病院一覧（東北）」のとおり。
- ② 診療所は、資料「国の開設する診療所一覧（東北）」のとおり。
- ③ 助産所は設置無し。

3 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立ち入り検査を行わせるため、医療法26条の規定により命じられた職員である。20年度は、医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院である弘前大学医学部附属病院、岩手医科大学附属病院、東北大学病院、秋田大学医学部附属病院、山形大学医学部附属病院及び福島県立医科大学附属病院の6病院に立入検査を行った。

立入検査では、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染防止対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を終了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な院内感染事例が発生した場合の対応等について確認し、指導を実施した。

(2) 実績

- ① 立入検査は、資料「特定機能病院一覧」のとおり。
- ② 院内感染対策研修会は、資料「東北管内院内感染対策研修会開催一覧」のとおり。

(3) 根拠法令等

医療法 第25条第3項

4 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと

(1) 概要

指導監査課及び県事務所が行う柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査業務が円滑に行われるように助言を行った。

(2) 根拠法令等

- ① 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和33年9月30日保発第64号）
- ② 柔道整復師の施術に係る療養費について
（平成11年10月20日保発第144号・老発第682号）
- ③ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱
（平成11年10月20日保発第145号・老発第683号）

(3) 実績

柔道整復師の指導監査状況（別紙参照）

5 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関等に対する監督業務が円滑に行われるよう助言、指導するとともに、診療報酬、薬剤報酬点数表の解釈及び施設基準に関する疑義照会に対し、検討のうえ回答を行った。また、解釈の困難な事例については保険局医療課企画法令係に照会し、速やかな回答に努めた。

(2) 根拠法令等

- ① 健康保険法第 63 条～第 95 条
- ② 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ③ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- ④ 指導大綱
- ⑤ 指導大綱関係実施要領
- ⑥ 監査要綱
- ⑦ 監査要綱関係実施要領
- ⑧ 厚生労働省告示第 59 号（平成 20 年 3 月 5 日）

(3) 実績

各事務所等からの疑義照会件数（平成 20 年 10 月～21 年 3 月）121 件

X 福祉指導課

福祉指導課は、指導監査部門が行っていた社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する事務等を行うため、平成20年10月に新設された課である。

1 2以上の都道府県の区域にわたる事業を行い、東北厚生局管内に主たる事務所の所在地がある社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁の認可を受けて設立される。社会福祉法で定められている第1種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、障害者支援施設の経営等）を営むことができるのは、国、地方公共団体のほか、原則として社会福祉法人のみとされている。

社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事または指定都市若しくは中核市の長（その行う事業が2以上の都道府県の区域にわたる場合は各地方厚生局長。ただし、その行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業など特定要件を満たす場合は厚生労働大臣）である。

社会福祉法人は、社会福祉事業の公共性・特殊性から、民法上の公益法人に比べてその設立・運営について厳格な規制が加えられている。その一方、税制等において手厚い助成措置が講じられている。

東北厚生局においては、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行い、東北厚生局管内に主たる事務所の所在地がある社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等を行う。

(2) 根拠規定等

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 社会福祉法人の設立認可 | 社会福祉法第31条 |
| ② 社会福祉法人の定款補充 | 社会福祉法第33条 |
| ③ 社会福祉法人の定款変更認可 | 社会福祉法第43条 |
| ④ 社会福祉法人の解散認可 | 社会福祉法第46条 |
| ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 | 社会福祉法第59条 等 |

(3) 実績

- ① 定款変更認可 2件
- ② 現況報告書受理 11件

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数

11法人（平成21年3月31日現在）

2 東北厚生局所管の社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とし、法人運営、事業運営についての指導監査を行う。

【主な指導内容等】

- ・組織運営に関すること
- ・事業に関すること
- ・管理に関すること

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績

平成 20 年度においては、東北厚生局所管 11 法人のうち 4 法人に対し実施した。なお、主な指摘事項は以下のとおりであった。

- ・定款の変更が必要であるにもかかわらず定款変更が行われていない。
- ・理事会の要議決事項が議決されていない。
- ・監事監査が十分機能していない。
- ・会計処理の内部牽制が十分機能していない。
- ・登記事項が未登記又は登記期限内に登記されていない。
- ・理事会、評議員会の議事録の記録が不十分又は誤りがある。
- ・理事会に欠席が目立つ理事がいる。
- ・補正予算の編成が必要であるにもかかわらず補正予算が編成されていない。
- ・経理規程に基づいた事務処理が行われていない。
- ・寄附金にかかる必要な書類が整備されていない。

3 東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査業務に対して、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行う。

【主な技術的助言対象等】

- ・指導監査体制
- ・指導監査計画及び実施状況
- ・社会福祉法人の運営等の状況
- ・社会福祉法人役員に対する研修会等の実施状況 等

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 20 年度においては、1 県、1 中核市に対し実施した。なお、文書による技術的助言はなかった。

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対し、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行う。

(2) 根拠規定等

- ① 障害者自立支援法第 2 条第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 2 項
- ② 地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

実地指導実施初年度である平成 20 年度は、宮城県において実地指導を実施し、宮城県の指導状況を確認するため、石巻市において実地検証を行った。なお、主な助言内容は以下のとおり。

【主な指導内容等】

(県への助言)

- ・市町村指導における実施要綱の不備
- ・県が実施する市町村指導における指摘基準の策定
- ・指定障害福祉サービス事業者等に対する計画的実地指導の実施
- ・指定障害福祉サービス事業者等の実地指導における指摘基準等の策定
- ・保健福祉事務所が実施する指定障害福祉サービス事業者等指導の県内指導状況の把握
- ・自立支援医療（育成医療、精神通院医療）の審査点検の充実

(実地検証した市への助言)

- ・自立支援医療（更生医療）に係る審査点検の充実
- ・障害福祉計画策定にあたっての幅広い関係者の意見の反映
- ・支給決定に係る支給決定基準の策定

5 介護保険業務指導（自治体指導）

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的とし、東北厚生局管内の市町村等（広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」）に対し、市町村等が介護保険法第 23 条及び第 5 章の事務規定により行う指定事務及び指導監査事務等に関する助言、勧告を行う。

【対象事項等】

- ・地域密着型サービス事業者等の指定及び指導・監査体制
- ・地域密着型サービス事業者等の指定等事務

- ・地域密着型サービス事業者等に対する指導
- ・地域密着型サービス事業者等に対する監査
- ・苦情処理について

(2) 根拠規定等

- ① 介護保険法第 197 条第 2 項
- ② 地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

平成 20 年度においては、21 市、3 広域連合等に対し実施した。なお、助言は以下のとおりであり、勧告はなかった。

- ・地域密着型サービス事業者等についての指定等の際、公示が行われていない。
(1 市、1 広域連合等)
- ・指導要綱等、監査要綱等が策定されていない。(5 市)
- ・地域密着型サービス事業者等についての指定の際、被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置が講じられていない。(2 市)

6 介護保険業務指導（事業所指導）

(1) 概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行う。

【主な指導内容等】

「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づく指導

(運営指導)

- ・認知症ケアの理解と取組
- ・虐待防止、身体拘束廃止の理解と取組
- ・地域密着型サービス提供形態の理解と取組
- ・プロセス指導
- ・身体拘束廃止に関する指導
- ・身体拘束廃止未実施減算
- ・職員の資質向上

(報酬請求指導)

- ・加算及び減算の考え方等についての理解普及
- ・過誤調整による返還の指導 等

(2) 根拠規定等

介護保険法第 24 条

(3) 実績

平成 20 年度においては、24 指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施した。なお、文書による改善指導事項はなかった。

X I 指導監査課・県事務所

指導監査課及び県事務所は、地方社会保険事務局から移管された保険医療機関等に対する指導監督等の業務等を分掌させるため、平成 20 年 10 月に新設した課（所）であり、指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県に係るものをつかさどり、県事務所は東北厚生局が管轄する宮城県以外の各県に係るものをつかさどっている。

なお、県事務所は厚生労働省組織規則上、分室という名称で規定されているが、公の名称として事務所という名称を用いている。

名称	位置	管轄区域	公の名称
第一分室	青森市	青森県	青森事務所
第二分室	盛岡市	岩手県	岩手事務所
第三分室	秋田市	秋田県	秋田事務所
第四分室	山形市	山形県	山形事務所
第五分室	福島市	福島県	福島事務所

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は、厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため下記のとおり監督を行った。

ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対し、健康保険法第 73 条に基づき、指導大綱及び監査要綱に則り指導監査を行った。

イ 健康保険法第 78 条に基づき、保険医療機関等に対し基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査を行った。

ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関し、指導監督を行った。

エ 施設基準等の届出に関する指導監督を行った。また、7 月 1 日現在の施設基準等の定時報告に関し、受付、点検、指導を行った。

(2) 根拠法令等

- ① 健康保険法 第 63 条～第 95 条
- ② 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ③ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- ④ 指導大綱
- ⑤ 指導大綱関係実施要領
- ⑥ 監査要綱
- ⑦ 監査要綱関係実施要領
- ⑧ 厚生労働省告示 第 59 号（平成 20 年 3 月 5 日）

(3) 実績

- ① 保険医療機関等の指導監査状況（別紙参照）
- ② 施設基準等の調査実施状況（別紙参照）
- ③ 保険医療機関等及び保険医等数（別紙参照）

2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと

（1）概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行った。

（2）根拠法令等

- ① 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号）
- ② 柔道整復師の施術に係る療養費について
（平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号）
- ③ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱
（平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号）

（3）実績

柔道整復師の指導監査状況（別紙参照）

3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと

（1）概要

東北地方社会保険医療協議会（Ⅱ 企画調整課 参照のこと）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っている。

（2）根拠法令等

- ① 社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項
- ② 社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項
- ③ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

（3）実績

全ての部会で毎月 1 回、参集形式で部会を開催している。

XII 麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性がある。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものである。反面、それら薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発する。最近では、薬物取引により生じる莫大な収益がテロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供されるなどがある。結果として、薬物乱用により治安の悪化を招くことになる。さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こす、また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ家庭内外を問わず、物を壊す、暴力をふるう。家族やその周囲にいる者は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることになる。かように、薬物乱用の弊害は莫大なものである。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民に安寧な生活を提供すべく、取締機関として、また、行政機関として取り組んでいる。

主な業務は、

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策である。

[所管法律]

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

2 平成20年度の主な業務

(1) 不正薬物の取締

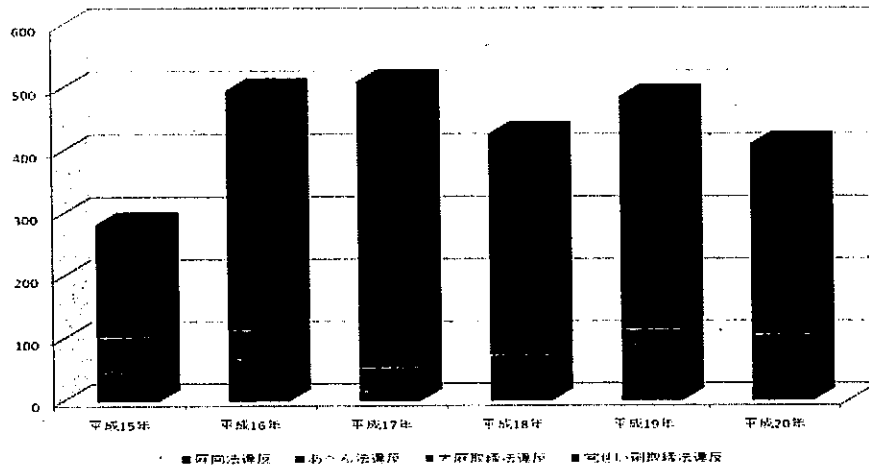
1) 薬物犯罪の捜査

我が国で最も乱用されている薬物は、依然として、覚せい剤である。平成20年における覚せい剤事犯での検挙者は、11,231名（全国速報値）で、検挙者数は、ここ数年減少傾向にあるものの、未だに高水準で推移している。また、2003年以降、麻

薬MDMAが若者層を中心に全国的に拡大している。また、大麻事犯も、明らかに増加傾向を占めている。

東北管内は消費地域であり、全国的傾向に連動してほぼ同じ傾向を示している。つまり、乱用薬物の主流は、やはり覚せい剤であり、次いで大麻の乱用がある。(図1)

図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況

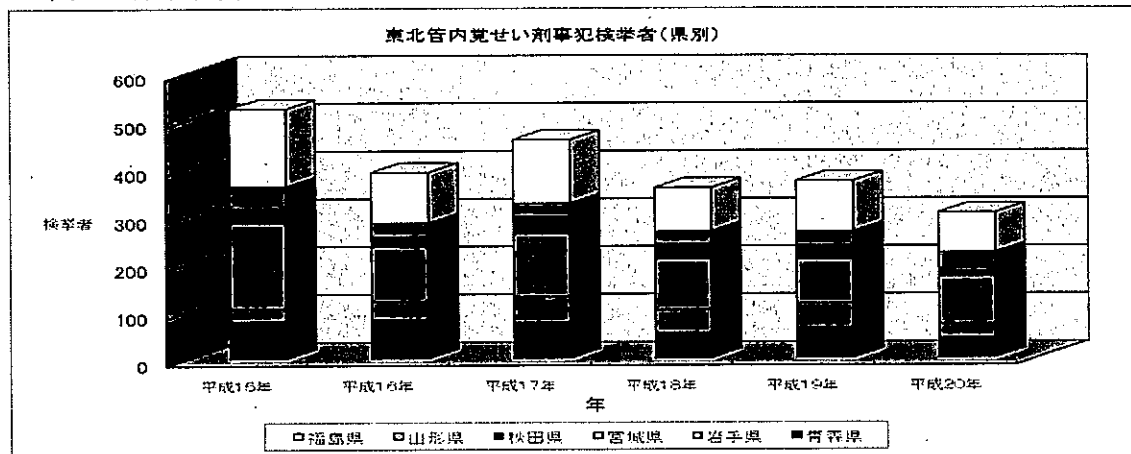


東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれない。しかしながら、覚せい剤については、不正価格が高騰

している現状であるにも拘わらず、覚せい剤乱用は衰えを見せない。これは、東北管内にも、覚せい剤乱用市場が厳然としてあることと示している。大麻の乱用も全国的傾向同様潜在的に拡大している。さらには、5-MeO-DIPT、2C-Iといった新たな麻薬も薬物市場に流れてきている。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、かように予断を許さない状況にあることは明らかである。

東北6県における薬物事犯検挙状況については、次のグラフに示すとおりである。管内では、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における検挙者は、東北管内の全薬物事犯検挙者の50%強を占めている。(図2)

図2 東北管内における薬物事犯検挙者の状況(県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元(密売人等)を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促すとともに、それら検挙した乱用者並びに供給者に対し、個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の発生予防を期すなど、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく日夜取り組んでいるところである。特に、平成20年度においては、末端乱用者を徹底検挙し、その入手元をたどっていき、最終的に供給元となる暴力団首領を頂点とする覚せい剤密売組織を

割り出し、その組織を壊滅させた。これにより、供給ルートの一つを断ち、地域環境の浄化に大きく寄与し得たところである。

2) 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催している。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的としている。

平成20年度においては、宮城県仙台市にて開催した。当会議には、関係機関から約70名の出席が得られ、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策につき、深い議論を行った他、米国麻薬取締局（DEA）東京事務所長の出席も得、国際的視点からも情勢分析を行うとともに、日本をターゲットにした薬物取引組織の動静に関し、情報交換を行った。

(2) 行政指導・監督

1) 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みである。

麻薬取締部は、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、又は、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を司っている。特に、平成19年9月1日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可申請が増加している。これに対し、麻薬取締部は、ターミナルケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところである。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上患者へ必要とする麻薬を提供するという制度であり、平成20年中には37グループの179の薬局に麻薬小売業者間譲渡許可書を発付した。

2) 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っている。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等

がある場合には、その改善に向け、指導している。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大2年間であり、その有効期間内に1回は実施することとしている。

平成20年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図ったが、一つの麻薬小売業者の免許を持つ薬局に重大な違反があり、県業務主管課にて業務停止処分を行う一方、その行政処分のみでは効果が不十分と認められ、並行して捜査にも着手した。

3) その他指導監督

全国都道府県麻薬等監視指導担当者の研修会において、立入検査の適切な実施につき講師を派遣した他、麻薬研究者を対象とした県業務主管課主催の研修会に職員を派遣し、麻薬の適正管理について講演を行った。

また、前記「北海道・東北地区麻薬取締協議会」の開催に合わせて、北海道と東北管内各県の業務主管課麻薬担当職員と行政的な面からの麻薬等取締りの問題点を協議する「北海道・東北地区麻薬取締職員会議」を毎年開催している。

平成20年度においては、前記「北海道・東北地区麻薬取締協議会」の翌日に「麻薬取締職員会議」を開催し、麻薬の取扱い上の問題、免許事務の問題などについて、対応策を議論し、一定の対応策、指導方法を打ち出した。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱い上の問題について、毎日のように管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っている。

(3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということである。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくない。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・県立高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施（試験的実施）
- ・平成20年10月に福島県保健福祉部と共同で「麻薬・覚せい剤乱用防止運動福島県大会」の開催

等を行った。平成20年度には、講師として職員を延べ10名派遣し、500名弱を対象に講演を実施した。

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もある。そのため、今般実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索すべく、試験的に現役麻薬取締官による予防教育を開始したところではあるが、講演後に、多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「若い内に一度くらいならやりたいなと考えていたが、やめた。」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果は認められた。特に、こうしたコメントの中に、

「一度、勧められたが、やらなくてよかった」といったものもあり、勧められたが、やらなくてよかったと言わしめた点は、大きく評価し得る。一方で、このコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているものと考えられる。今後も、「断る勇氣」の育成、「薬物乱用は、ダメ ゼツタイ」の精神の普及推進が必須である。

また、福島市にて開催した「麻薬・覚せい剤乱用防止運動福島県大会」では、薬物乱用防止啓発活動の中心となった高校生がヤングボランティア国連大使として、オーストラリア国ウイーン市に所在する国連薬物犯罪事務局（UNODC）へ派遣された際の体験発表、家田荘子氏による薬物乱用者と接した体験に基づく講演があり、こうした高校生の体験発表を通じ若者層へ、また、家田氏の講演を通じ地域住民へ、「ダメ ゼツタイ」のメッセージが伝えられた。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・ 予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈

※宮城県における厚生労働大臣表彰及び医薬食品局長表彰については、東北厚生局長から表彰対象者に伝達された。

- ・ 宮城県において「6. 26 ダメ ゼツタイ普及運動」に代わって行われたユアテックスタジアムでの「宮城県薬物乱用防止啓発キャンペーン」において、啓発活動に功績者に対し、麻薬取締部長から感謝状贈呈

を行った。

(4) 中毒者対策

1) 相談電話

昭和61年10月1日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置している。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としたものである。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

ふ つ な (ら) こ な なしなし
2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としている。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあっている。平成20年度中には、この電話に覚せい剤に関するものを中心として計16件の相談があり、これら相談者のニーズに合ったアドバイスを رفتたり、家族とともに最も適した方策を検討したりし、中には医療機関へ同行したケースや強制捜査に着手し、環境浄化を図ったケースもある。

2) 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供すべく、措置入院制度がある。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返すおそれがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みである。

平成20年度にも、管内にて麻薬中毒が疑われる人物が発見されたとの県業務主管課

からの通報に基づき、同県担当者に協力し、直ちに調査を開始した。しかし、調査の結果、幸いにも、麻薬中毒者ではないことが確認された。

3) 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催している。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的としている。

平成20年度においては、秋田市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、断薬プログラムの方策等について、話し合われた。(出席者 39名)

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、北海道・東北地区においては、前述の連絡会議終了後、国立精神・神経センターの専門家による薬物乱用者への適切な対応についての講演を中心とした講習会を行った。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開され、約90名の参加があった。

(5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されている。しかし、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり得る。こうした大麻、けしの栽培については、次の規制がある。

①ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止

②ハカマオニゲシ

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシピン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

③大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

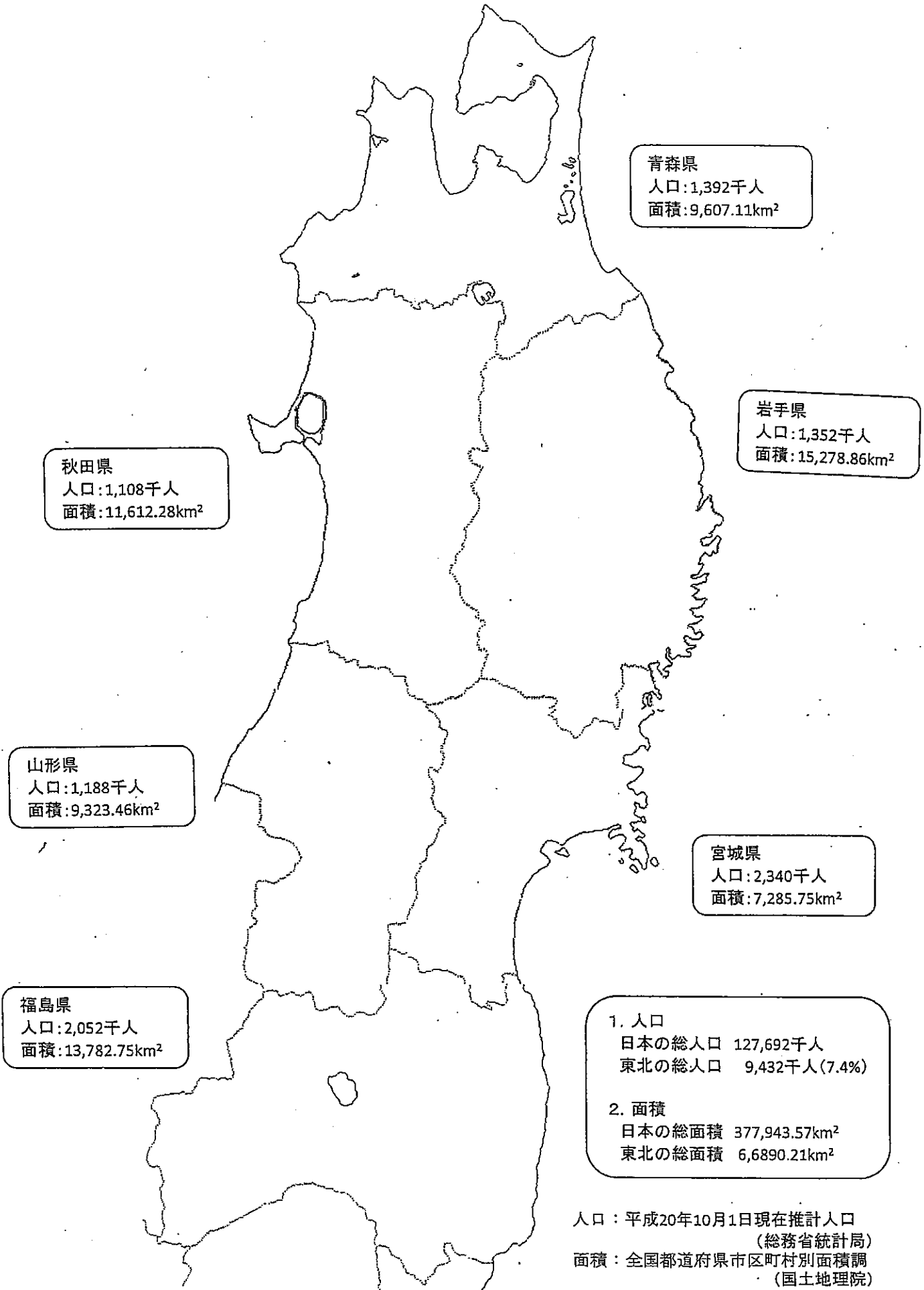
これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられる。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っている。平成20年度には、管内にて、けし 約6万株、大麻 約17万株が抜去された。

XIII 資料

1 総務課関係

(1) 東北地方(6県)の人口と面積



2 企画調整課関係

(1)管内の医療構造改革関係計画一覧

県名	医療費適正化計画		健康増進計画		医療計画		地域ケア体制設備構想	
	名称	策定年月日	名称	改定年月日	名称	改定年月日	名称	策定年月日
青森県	青森県医療費適正化計画	平成20年4月	健康あおもり21	平成20年3月	青森県保健医療計画	平成20年7月	青森県地域ケア体制整備構想	平成20年1月
岩手県	岩手県医療費適正化計画	平成20年4月	健康いわて21プラン	平成20年3月	岩手県保健福祉計画(保健医療編)	平成20年4月	岩手県地域ケア体制整備構想	平成20年2月
宮城県	宮城県医療費適正化計画	平成20年4月	みやぎ21健康プラン	平成20年3月	宮城県地域医療計画	平成20年4月	宮城県地域ケア体制整備構想	平成20年3月
秋田県	秋田県医療費適正化計画	平成20年4月	健康秋田21計画	平成20年3月	秋田県医療保健福祉計画	平成20年4月	秋田県地域ケア体制整備構想	平成20年3月
山形県	山形県医療費適正化計画	平成20年3月	やまがた夢未来健康づくりプラン	平成20年3月	山形県保健医療計画	平成20年3月	山形県地域ケア体制整備構想	平成19年12月
福島県	福島県医療費適正化計画 うつくしまいきいき健康医療プラン	平成20年3月	健康ふくしま21計画	平成20年3月	第五次福島県医療計画	平成20年3月	福島県地域ケア体制整備構想	平成20年3月

(2)管内の保険者協議会一覧

県名	名称	〒	所在地	【参考】特定健診・特定保健指導の代表保険者
青森県	青森県保険者協議会	030-0801	青森県新町2-4-1 青森県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会青森支部
岩手県	岩手県保険者協議会	020-0025	盛岡市大沢川原3-7-30 岩手県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会岩手支部
宮城県	宮城県保険者協議会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内 宮城県国民健康保険団体連合会内	健康保険組合連合会宮城連合会
秋田県	秋田県保険者協議会	010-0951	秋田市山王4-2-3 県市町村会館内 秋田県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会秋田支部
山形県	山形県保険者協議会	990-0023	山形県松波4-1-15 山形県国民健康保険団体連合会内	健康保険組合連合会山形連合会
福島県	福島県保険者協議会	960-8043	福島市中町3-7 福島県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会福島支部

3 健康福祉課関係

(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 (20組合)

平成21年3月31日現在

	組合名	組合員 資格事業	事務所所在地	区 域
事業協同 組合	十和田湖畔活性化事業協同組合	異業種	十和田市大字奥瀬字十和田 16	青森、秋田
	青森県中小企業経友会事業協同組合	異業種	八戸市根城7-4-33	青森ほか3道 県
	東北医療福祉事業協同組合	異業種	八戸市大字尻内字直田81 番地	東北6県
	つば整体師教育振興協同組合	異業種	八戸市下長4-19-3	青森、岩手、 秋田、山形
	協同組合岩手県財務振興センター	異業種	大船渡市猪川町字富岡 146-15	東北6県
	めんこい協同組合	異業種	二戸市石切所字火行塚25	岩手、福島、青 森ほか14都道 県
	ハイウェイプランニング協同組合	異業種	仙台市青葉区上杉 1-4-8	東北6県ほか 26都道府県
	東日本流通情報システム協同組合	異業種	白石市大手町4-11	東北6県ほか 12都道府県
	協同組合エス・ピー・シー・ジャパン 東北	理美容業	仙台市青葉区花京院 1-4-25	青森ほか4県
	協同組合エムビー・ネットワーク	異業種	仙台市青葉区一番町 2-2-11	東北6県ほか 30都道府県
	東北新潟歯科用品商協同組合	歯科用品 販売業	仙台市青葉区中央 4-2-28	東北6県ほか 新潟
	東日本クリーニング協同組合	クリーニ ング業	仙台市泉区南光台 2-22-13	東北6県
	日進共立事業協同組合	異業種	仙台市太白区松が丘4-1	青森、岩手、 宮城、秋田
	東北ダイアパーリース協同組合	クリーニ ング業	秋田市八橋字イサノ6-1	東北6県
	東北ハイウェイ協同組合	異業種	会津若松市西年貢1-2- 5	東北6県ほか 20都道府県
	東北中小企業経友会事業協同組合	異業種	郡山市池の台13-30	宮城、福島
	ドリームズ・カム・トゥルー事業協同 組合	異業種	石巻市流留字一番田49番 地2	宮城ほか7道 県
秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合	鍼業、灸業、 按摩マッサージ 指圧業	秋田県南秋田郡五城目町西 磯ノ目1-2-13	秋田、福島、 宮城	
事業協同組 合連合会	東日本ビル管理協同組合連合会	異業種	仙台市青葉区一番町 17-24	東北6県
協業組合	協業組合アクアテック栗原	異業種	栗原市築館字下宮野砂田 127-2	宮城、岩手

(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況(68組合)

平成21年3月31日現在

業 種	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合 計
飲食店営業 (すし店)	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
飲食店営業 (めん類)	—	—	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	4
飲食店営業 (中華料理業)	—	H19.03.30	H19.03.30	—	—	H19.03.30	3
飲食店営業 (社交業)	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	6
飲食店営業 (料理業)	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	—	H19.03.30	—	4
飲食店営業 (一般飲食業)	—	H19.03.30	—	H19.03.30	—	—	2
喫茶店営業	—	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	5
食鳥肉販売業	—	—	—	—	—	—	0
食肉販売業	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	6
氷雪販売業	—	—	—	—	—	—	0
理 容 業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
美 容 業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
興行場営業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	—	H21.03.31	5
旅 館 業	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	H17.03.31	6
旅 館 業 (簡易宿所)	—	—	—	—	—	—	0
下宿営業	—	—	—	—	—	—	0
浴 場 業	—	H17.03.31	H17.03.31	—	—	H17.03.31	3
クリーニング業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
合 計	9	13	13	11	10	12	68

(3) 保護施設一覧

平成21年3月31日現在

県・市名	施設名	所在地	電話番号	種別	運営方式
岩手県	岩手県立松山荘	宮古市大字松山8-19-1	0193-62-7921	救護施設	公設民営
宮城県	宮城県太白荘	仙台市太白区旗立2-3-1	022-245-3721	救護施設	公設民営
山形県	山形県泉荘	長井市今泉1812	0238-88-9211	救護施設	公設民営
山形県	山形県立みやま荘	西村山郡河北町大字吉田字馬場11	0237-72-3181	救護施設	公設民営
福島県	福島県喜多方しのめ荘	喜多方市上三宮町吉川字黒澤4600-1	0241-22-0222	救護施設	公設公営
福島県	福島県からまつ荘	西白河郡西郷村大字真船字芝原341-8	0248-25-3103	救護施設	公設民営
いわき市	内郷授産所	いわき市内郷綴町大木下18	0246-26-2485	授産施設	公設公営

- ・救護施設：身体上又は著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とした施設
- ・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設

(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合

平成21年3月31現在

名 称	所在地・電話番号	事業区域	主な事業の内容
生活協同組合連合会 大学生協同組合東北事業連合	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-41 022-717-4860	東北6県	購買事業（会員生協 への卸売り）
生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合	〒981-3112 宮城県仙台市泉区 八乙女4-2-2 022-375-7377	東北6県	商品の共同仕入れ、 供給商品の開発 電算システムの共同化

(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(原子爆弾被爆者関係)

平成21年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	開設者	種別	
青森県	青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1 017-726-8111	青森県	病院	
	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市富野町1 0172-32-4311	独立行政法人国立病院機構	病院	
	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市野田2-2-1 0172-32-1171	津軽保健生活協同組合	病院	
	米沢薬局	青森市本町1-1-38 017-776-3474	米沢 潔	薬局	
岩手県	岩手医科大学付属病院	盛岡市内丸19-1 019-651-5111	学校法人岩手医科大学	病院	
	岩手県立中央病院	盛岡市上田1-4-1 019-653-1151	岩手県立病院等事業管理者	病院	
	川久保病院	盛岡市津志田26-30-1 019-635-1305	盛岡医療生活協同組合	病院	
	村源薬局	盛岡市肴町6-2 019-623-1211	株式会社村源	薬局	
	すみれ薬局	盛岡市青山2-23-8 019-645-2311	SumireA Co., Ltd有限会社	薬局	
	みつばち薬局	盛岡市月が丘1-1-63 019-647-3888	株式会社G Gファーマシー	薬局	
宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 022-293-1111	独立行政法人国立病院機構	病院	
	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩釜市錦町16-5 022-365-5175	財団法人宮城厚生協会	病院	
	あいざわクリニック	仙台市宮城野区銀杏町26-7 022-296-0520	相澤敏也	診療所	
	財団法人宮城厚生協会長町病院	仙台市太白区長町3-7-26 022-746-5161	財団法人宮城厚生協会	病院	
	財団法人宮城厚生協会長町病院 附属クリニック	仙台市太白区長町3-6-2 022-746-1110	財団法人宮城厚生協会	診療所	
	秋田県	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2 018-834-1111	国立大学法人秋田大学長	病院
医療法人明和会 中通総合病院		秋田市南通みその町3-15 018-833-1122	医療法人明和会	病院	
平鹿総合病院		横手市前郷字ハッ口3-1 0182-32-5121	秋田県厚生農業協同組合連合会	病院	
医療法人明和会 大曲中通病院		大仙市大曲上栄町4-3 0187-63-2131	医療法人明和会	病院	
西塚医院		能代市景林町10-6 0185-54-1670	西塚富左夫	診療所	
株式会社アミック中通調剤薬局		秋田市南通築地2-35 018-831-0571	株式会社アミック	薬局	
株式会社アミック中通六丁目薬局		秋田市中通6-1-55 018-834-6037	株式会社アミック	薬局	
大曲調剤薬局		大仙市大曲上栄町10-32 0187-66-2688	株式会社アミック	薬局	
平鹿調剤薬局		横手市寿町9-7 0182-33-2272	株式会社ファーマックス	薬局	
医療法人敬徳会藤原記念病院		潟上市天王字上江川47 018-878-3131	医療法人敬徳会	病院	
山形県		山形県立中央病院	山形市大字青柳1800 023-685-2626	山形県	病院
		鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20 0235-26-5111	鶴岡市	病院
	米沢市立病院	米沢市相生町6-36 0238-22-2450	米沢市	病院	
	国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 023-633-1122	国立大学法人山形大学長	病院	
	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	山形県東田川郡庄内町松陽1-1-1 0234-43-3434	医療法人社団 山形愛心会	病院	
	福島県	公立大学法人福島県立医科大学 附属病院	福島市光ヶ丘1 024-547-1111	公立大学法人福島県立医科大学 学理事長	病院
財団法人 太田総合病院附属太田 記念病院		郡山市中町5-25 024-925-0088	財団法人太田総合病院	病院	
財団法人 竹田総合病院		会津若松市山鹿町3-27 0242-27-5511	財団法人竹田総合病院	病院	
財団法人 ときわ会竹林病院		いわき市平字堂根町2-3 0246-23-2331	財団法人竹林病院	病院	
いわき市立常磐病院		いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57 0246-43-4175	いわき市	病院	

(5-2) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)

平成21年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	指定医療機関の種類			
			母子 保健法	児童 福祉法	生活 保護法	戦傷病 者特別 援護法
青森県	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町1 (0172) 32-4311	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢平野155 (0172) 62-4055			○	○
	独立行政法人国立病院機構 八戸病院	八戸市吹上3-13-1 (0178) 45-6111			○	○
	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53 (0172) 33-5111	○		○	
	独立行政法人労働者健康福 祉機構青森労災病院	八戸市白銀町字南ヶ丘1 (0178) 33-1551	○		○	
	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山19 (017) 788-0145			○	○
岩手県	独立行政法人国立病院機構 盛岡病院	盛岡市青山1-25-1 (019) 647-2195			○	○
	独立行政法人国立病院機構 岩手病院	一関市山目字泥田山下48 (0191) 25-2221		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	花巻市諏訪500 (0198) 24-0511			○	○
	独立行政法人国立病院機構 釜石病院	釜石市定内町4-7-1 (0193) 23-7111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構岩手労災病院	花巻市湯口字志戸平26 (0198) 25-2141			○	
宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 (022) 293-1111	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原100 (0223) 37-1131		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 西多賀病院	仙台市太白区鉤取本町2-11-11 (022) 245-2111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21 (022) 275-1111	○		○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1 (0228) 38-2121			○	○
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1 (022) 717-7080	○		○	
秋田県	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40 (0184) 73-2002			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30 (0186) 52-3131			○	
山形県	独立行政法人国立病院機構 米沢病院	米沢市大字三沢26100-1 (0238) 22-3210		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 山形病院	山形市行才126-2 (023) 684-5566		○	○	○
	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 (023) 633-1122	○		○	
	山形県立中央病院	山形市桜町7-17 (023) 623-4011				○
福島県	独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚13 (0248) 75-2131	○	○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市平豊間兔渡路291 (0246) 55-8261			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3 (0246) 26-1111			○	
	福島県立会津総合病院	会津若松市城前10-75 (0242) 27-2151				○

(6)各地方厚生局に委任された補助金等の一覧

No.	移管年度	交付要綱	項	目	細目	補助率	区分	適正化法の有無	備考
①	15	結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱	感染症対策費	結核医療費負担金	従業禁止・命令入所等患者費	3/4	負担金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費	1/2	補助金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費 従業禁止・命令入所等患者費	沖縄特別分 37条の2:1/2 沖縄特別分 37条:8/10	補助金	有	
②	15	原子爆弾被害者の健康診断等に要する経費の交付について	原爆被害者等援護対策費	原爆被害者健康診断費交付金	健康診断費交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者健康診断費交付金	交通手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者健康診断費交付金	事務費交付金	10/10	交付金	無	
③	15	原爆被害者手当交付金の交付について	原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原爆被害者特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原爆被害者保健手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原子爆弾小頭症手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原爆被害者医療特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原爆被害者健康管理手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被害者等援護対策費	原爆被害者手当交付金	原爆被害者手当支給等事務費交付金	10/10	交付金	無	
④	15	原爆被害者葬祭料交付金の交付について	原爆被害者等援護対策費	原爆被害者葬祭料交付金		10/10	交付金	無	
⑤	15	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	母子家庭等対策費	児童扶養手当給付費負担金		1/3	負担金	有	
⑥	15	児童福祉法による児童入所施設借置費等国庫負担金について	児童虐待等防止対策費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(児童入所施設借置費等負担金)	1/2	負担金	有	
⑦	15	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	保育所運営費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(保育所運営費負担金)	1/2	負担金	有	
⑧	15	特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	障害保健福祉費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	
⑨	15	特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	障害保健福祉費	特別障害者手当等給付費負担金		3/4	負担金	有	
⑩	17	婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	児童虐待等防止対策費	婦人保護事業費負担金	一時保護所保護費負担金	5/10	負担金	有	
				婦人相談所運営費負担金		5/10	負担金	有	
				婦人保護事業費補助金	婦人保護施設運営費補助金	5/10	補助金	有	
⑪	16	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	地域保健対策費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 10/10, 定額	補助金	有	
			保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 定額	補助金	有	
⑫	16	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		2/3	補助金	有	
	19	社会福祉施設等施設整備費(児童福祉施設耐震化整備)国庫補助金交付要綱	児童福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		施設ごとの基準ポイント×定額	補助金	有	補正予算分
⑬	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		定額	交付金	有	
⑭	18		介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備推進交付金		定額	交付金	有	
⑮	17	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	児童福祉施設整備費	次世代育成支援対策施設整備交付金		施設ごとの基準ポイント×定額	交付金	有	
⑯	17	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等災害復旧費補助金		1/2, 1/3, 2/3	補助金	有	
⑰	17	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等災害復旧費補助金		1/2, 1/3, 2/3	補助金	有	
			介護保険制度運営推進費						
			児童福祉施設整備費						
⑱	19	医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療従事者資質向上対策費	臨床研修費等補助金		10/10	補助金	有	
⑲	20	保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱	保育所運営費	保育所施設整備費補助金		2/3	補助金	有	補正予算分
⑳	20		保育所運営費	保育所設備整備費等補助金		2/3	補助金	有	補正予算分

【区分について】

補助金…特定の事務または事業を実施する者に対して、その事務・事業を助長するために恩恵的に交付する金銭。奨励的、助成的な性質を持ち、適正化法の対象となる。

負担金…国が自己の利害に関係のある事務または事業に対して、法令に基づき自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金。法律上国が負担することが明記されており、適正化法の対象となる。

交付金…特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと、任意的助成的なものがある。補助金に類する性格のものである場合は、政令で指定して適正化法の対象とされている。

(7) 平成20年度の補助金等の執行状況一覧

補助金等名	平成19年度 確定額	平成20年度 変更後交付決定額	備考
結核医療費負担金	118,752,910	191,090,736	
結核医療費補助金	12,327,789	15,352,232	
原爆被爆者健康診断費交付金	9,648,293	12,268,990	
原爆被爆者手当交付金	216,964,549	245,793,754	
原爆被爆者葬祭料交付金	7,367,268	5,375,701	
児童扶養手当給付費負担金	11,954,288,099	12,173,300,016	
児童入所施設等負担金	4,743,379,011	4,887,306,705	
保育所運営費負担金	27,581,034,476	28,622,304,100	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	79,194,720	82,912,988	
特別障害者手当等給付費負担金	3,082,905,435	3,148,284,435	
一時保護所保護費負担金	75,258,175	79,366,253	負担金を分割
婦人相談所運営費負担金	884,178	1,509,740	"
婦人保護施設運営費補助金	97,292,509	95,487,622	
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	116,991,000	400,737,000	補正予算分を含む
社会福祉施設等施設整備費補助金	1,309,041,000	447,315,000	19年度補正予算分(本省繰越)を含む
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,118,965,000	652,858,000	
地域介護・福祉空間整備推進交付金	64,563,000	53,800,000	
次世代育成支援対策施設整備交付金	1,026,188,000	1,088,196,000	19年度本予算分(本省繰越)を含む
保健衛生施設等災害復旧費補助金	0	0	
社会福祉施設等災害復旧費補助金	25,928,000	4,053,000	
臨床研修費等補助金	1,086,966,000	1,182,453,000	
保育所施設整備費補助金	/	50,180,000	補正予算分
保育所設備整備費等補助金	/	0	補正予算分
合計	52,727,939,412	53,439,945,272	

4 指導養成課關係

(1) 東北厚生局管内養成施設等一覧

(H21.3.31現在)

【青森県 37校 66 課程】

施設名	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1 東北メディカル学院	学校法人 臨研学会	理学療法士 作業療法士	星 40 星 30	4 4	三戸郡五戸町字田代沢3-638	H15 H15	
2 弘前ホスピタリティ・アカデミー	学校法人 弘前城東学園	作業療法士 言語聴覚士 調理師	星 40 星 40 星 40	3 3 2	弘前市大字小比内3-18-1	H5 H5 S47	H23.3 廃止予定 H23.3 廃止予定 H22.3 廃止予定
3 弘前福祉短期大学 生活福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	星 100	2		H14	
4 青森歯科衛生士専門学校	学校法人 三和会	歯科衛生士	星 40	2	青森市大字三内字稲元122-2	S48 S46	H22.4 3年課程へ移行
5 青森歯科理工士専門学校		歯科理工士	星 35	2		H2	
6 八戸看護専門学校	財団法人 シンバーハビリテーション協会	看護師	星 50 満員 250	3 2	八戸市大字河原木字北沼22-41	H18	
7 独立行政法人国立病院機構 弘前病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	星 40	3	弘前市大字高野町1	S28	
8 八戸市立高等看護学院	八戸市	看護師	星 50	2	八戸市青葉2-17-4	S43	
9 財団法人双仁会厚生病院附属看護学院	財団法人 双仁会	看護師	夜 20	3	黒石市大字黒石字建石9-1	S50	
10 五所川原市立高等看護学院	五所川原市	看護師	夜 40	3	五所川原市字新町58-2	S41	
11 弘前市医師会付属高等看護学院	社団法人 弘前市医師会	看護師	夜 40	3	弘前市大字野田2-7-1	S44	
12 青森市立高等看護学院	青森市	看護師	夜 40	3	青森市勝田1-16-16	S47	
13 東北栄養専門学校		栄養士	星 50	2		S25	
14 東北女子短期大学 生活科 保育科	学校法人 柴田学園	栄養士 保育士	星 150 星 100	2 2	弘前市大字上瓦ヶ町 25	S29 S41	
15 東北女子大学 家政学部家政学科 家政学部児童学科		栄養士 保育士	星 40 星 60	4 4	弘前市大字豊原 1-2-1	S44 H20	
16 青森中央短期大学 幼児保育学科 専攻科福祉専攻	学校法人 青森田中学園	栄養士 保育士 介護福祉士	星 60 星 100 星 20	2 2 1	青森市大字横内字神田 12	S49 S50 H1	管理栄養士養成施設
17 青森県立保健大学 健康科学部栄養学科	公立大学法人青森県立保健大学	栄養士	星 30	2	青森市大字浜館字内溝58-1	H20	
18 青森調理師学校	学校法人 ケーエム学院	調理師	星 80 夜 20	1 1.5	青森市堤町 2-13-5	S45	
19 千葉学園高等学校 調理科	学校法人 千葉学園	調理師	星 40	3	八戸市須家 1-1-11	S46	
20 八戸調理師専門学校	学校法人 林学園	調理師	星 80	1	八戸市根城 5-14-24	S52	

21	青森山田高等学校 調理科	調理師	屋 40 通 3	3	青森市青葉 3-13-40	S 5 6	
22	青森県へアースト専門学校	美容師	屋 40 通 3	2	弘前市大字表町 6-4	H 1 2	
23	青森短期大学 地域創造学科 子ども専攻	美容師	屋 40 通 3	2			
24	青森大学 社会学部 社会福祉学科 介護福祉コース	保育士	屋 50	2	青森市幸畑2-3-1	S 1 8	
25	青森学院高等学校 調理科	介護福祉士	屋 40	4		H 1 5	
26	青森学院高等学校 保育科	調理師	屋 40	3	青森市勝田 2-11-1	H 1 4	
27	青森県立百石高等学校 食物調理科	保育士	屋 50	2	青森市勝田2-13	S 4 2	
28	へアーストカレッジ木浪学園	介護福祉士	屋 40	2		H 1	
29	八戸理容美容専門学校	調理師	屋 40	3	上北郡おいらせ町字苗平谷地 46	H 5	
30	三沢理容美容専門学校	美容師	屋 40 通 20	2			
31	北里大学 獣医畜産学部 動物資源科学科 食品衛生コース	理容師	屋 80 通 20	3	青森市九須志 1-45-2	H 1 0	
	"	美容師	屋 40 通 20	2			
	"	理容師	夜 40	2	八戸市小中野 3-5-1	H 1 0	
	物質資源科学科 食品衛生管理者および 食品衛生監視員養成施設課程	美容師	通 40	3			H 2 1. 3 廃止
	"	理容師	屋 40 通 20	2	三沢市東岡三沢 1-2 3-1	H 1 0	
	"	美容師	屋 40 通 20	3			H 2 2. 3 廃止
	"	食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋 70	4		H 1 1	
	"	食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋 120	4	十和田市東二十三番町35-1	H 1 9	

32	弘前大学 医学部 保健学科 検査技術科学専攻	国立大学法人 弘前大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	40	4	弘前市本町66-1	H18	応用生命工学科食品衛生管理 業者等任用資格コースは、 H23.3 廃止
	" 農学生命科学部 応用生命工学科		食品衛生管理者 食品衛生監視員	50	4		H12	
	" 農学生命科学部 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	40	4	弘前市文京町3番地	H20	
	" 農学生命科学部 分子生命科学科食品		食品衛生管理者 食品衛生監視員	35	4		H20	
	" 農学生命科学部 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	50	2	弘前市御幸町8-10	S26	
	" 介護福祉科		介護福祉士	25	1		H1	
33	弘前厚生学院 保育科	学校法人 弘前厚生学院	保育士	100	2	八戸市大字美保野384	S48	
34	八戸短期大学 幼児保育学科	学校法人 光星学院	介護福祉士	40	2	八戸市大字美保野13-117	H4	
35	光星学院高等学校 専攻科介護福祉科	学校法人 明の星学園	保育士	80	2	青森市浪打2-6-32	S41	
36	青森明の星短期大学 幼児保育学科 " 現代介護福祉学科介護福祉専攻	学校法人 明の星学園	介護福祉士	40	2		H19	
37	八戸社会福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 江波学園	介護福祉士	70	2	八戸市常盤町14-1	H2	

【岩手県 33 校 58 課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年数	所在地	開校年	備考
1	岩手リハビリテーション学院 理学療法学科	財団法人 岩手済生医会	理学療法士	昼 40	3	盛岡市長田町15-16	S55	
	" 作業療法学科		作業療法士	昼 40	3		S55	
	岩手看護専門学校		看護師	昼 40 夜 40	3		盛岡市長田町24-7	S34 S42
3	北東北東洋医療専門学校	宗教法人 蓬萊山威神教	柔道整復師	昼 60	3	岩手郡滝沢村大釜字園林42-185	H14	
			はり師きゅう師	昼 60	3		H12	

25	北日本ハイテクカレッジ加ッジ 調理科	財団法人 新玄芸術学園	調理師	屋	78	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	H11	
	屋			78				
26	高度調理科	財団法人 新玄芸術学園	製菓衛生師	屋	78	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	H16	
	製菓衛生師科			屋	40			
	北日本ヘア・スタイリストカレッジ			通商	20			
	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科			屋	160			
27	盛岡ヘアメイク専門学校	学校法人 盛岡理容美容学園	美容師	通商	40	盛岡市盛岡駅前北通 12-31	H10	
	盛岡ヘアメイク専門学校			屋	200			
28	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	財団法人 岩手理容美容専門学校	介護福祉士	屋	80	花巻市岩瀬町 2-14-39	H10	
	盛岡ヘアメイク専門学校			通商	40			
	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科			屋	35			
	盛岡ヘアメイク専門学校			通商	20			
29	東北ヘア・モード学院	学校法人 岡城学院	美容師	屋	40	一関市旭町 5-14	H10	
	東北ヘア・モード学院			通商	40			
	岩手大学 農学部 農業生命科学科			屋	75			
	食品健康科学講座			通商	40			
30	岩手大学 農学部 農業生命科学科	国立大学法人 岩手大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋	75	盛岡市上田3-18-8	H8	
	食品健康科学講座			通商	40			
	農学部			屋	40			
	応用生物科学課程			通商	40			
31	専修大学北上福祉教育専門学校 保育科	学校法人 北上学園	保育士	屋	50	北上市殿治町1-3-1	S42	
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科			屋	50			
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科			通商	40			
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科			通商	40			
32	岩手大学 農学部 農業生命科学科	学校法人 岩手大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋	75	盛岡市上田3-18-8	H19	
	食品健康科学講座			通商	40			
33	北日本ハイテクカレッジ加ッジ 調理科	学校法人 麗沢会	調理師	屋	40	盛岡市扇川4-12-1	H9	
	高度調理科			通商	20			

【宮城県 53 校 115 課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	仙台医療技術専門学校		理学療法士	昼 40	3	仙台市太白区長町4-3-55	H18	
			作業療法士	夜 40	4		H13	
2	仙台医療福祉専門学校 言語聴覚学科	学校法人 北壮学園	言語聴覚士	昼 40	3	仙台市青葉区北目町1-23	H13	大卒2年課程
			歯科衛生士	昼 80	2			
			歯科衛生士	昼 80	3			
			保育士	昼 80	3			
			保育士	昼 80	2			
			介護福祉士	昼 160	2			
			介護福祉士	昼 80	1			
			介護福祉士	昼 80	3			
			社会福祉主事	昼 80	2			
			理学療法士	昼 30	3			
			作業療法士	昼 30	3			
			理学療法士	夜 40	4			
3	仙台リハビリテーション専門学校	学校法人 仙台北学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市青葉区五橋1-7-18	H19	
			作業療法士	夜 40	4			
4	仙台医療専門学校	学校法人 滋慶文化学園	理学療法士	昼 90	3	仙台市若林区新寺2-1-11	H19	
			柔道整復師	夜 30	3			
5	仙台保健福祉専門学校 理学療法科	学校法人 菅原学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市泉区明通2-1-1	H19	
			作業療法士	昼 40	4			
			歯科衛生士	昼 40	3			
			保育士	昼 80	2			
			介護福祉士	昼 80	2			
			介護福祉士	昼 40	1			
			社会福祉主事	昼 40	2			
			社会福祉主事	昼 40	2			
			社会福祉主事	昼 40	2			
			社会福祉主事	昼 40	2			

25	東北福祉看護学校 東北福祉大学 総合福祉学部 産業福祉学科 食品衛生コース " 社会福祉学科 保育課程 " 子ども科学部 子ども教育学科 " 総合福祉学部 社会福祉学科 社会福祉コース 介護福祉士課程 " 尚絅学院大学 総合人間科学部 健康栄養学科 食品栄養学科	学校法人 尚絅学院	管理栄養士 食品衛生監視員 保育士 保育士 介護福祉士	250 屋 100 屋 50 屋 100 屋 40	2	仙台市青葉区国見1-19-1 仙台市青葉区国見1-8-1	H20 S53 S41 H19 H15	
26	尚絅学院大学女子 短期大学部 保育科 " 健康栄養学科 食品栄養学科	学校法人 尚絅学院	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 保育士	屋 80 屋 80 屋 100	4	名取市砂りが丘 4-10-1	H15 H14 S39	管理栄養士養成施設
27	宮城学院女子大学 栄養学部 食品栄養学科 " 食品栄養学科食品衛生コース " 発達臨床学科	学校法人 宮城学院	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 保育士	屋 100 屋 100 屋 80	4	仙台市青葉区沢ヶ丘 9-1-1	H15 S45 H13	管理栄養士養成施設
28	宮城大学健康栄養学部 フードビジネス学科 「食品加工・衛生コース」 " 仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 管理栄養専攻 " 健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程 " 健康栄養学科 管理栄養専攻食品衛生課程	公立大学法人 宮城大学	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員	屋 50 屋 50 屋 20 屋 50	4	仙台市太白区旗立 2-2-1 仙台市泉区本田町 6-1	H17 H8 H14 H12 H16 H8	管理栄養士養成施設
29	尚絅学院大学女子 短期大学部 保育科 " 健康栄養学科 食品栄養学科	学校法人 尚絅学院	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 保育士	屋 80 屋 80 屋 100	2	名取市砂りが丘 4-10-1	H15 H14 S39	管理栄養士養成施設
30	宮城学院女子大学 栄養学部 食品栄養学科 " 食品栄養学科食品衛生コース " 発達臨床学科	学校法人 宮城学院	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 保育士	屋 100 屋 100 屋 80	4	仙台市青葉区沢ヶ丘 9-1-1	H15 S45 H13	管理栄養士養成施設
31	宮城大学健康栄養学部 フードビジネス学科 「食品加工・衛生コース」 " 仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 管理栄養専攻 " 健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程 " 健康栄養学科 管理栄養専攻食品衛生課程	公立大学法人 宮城大学	管理栄養士 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員 食品衛生監視員	屋 50 屋 50 屋 20 屋 50	4	仙台市太白区旗立 2-2-1 仙台市泉区本田町 6-1	H17 H8 H14 H12 H16 H8	管理栄養士養成施設

管理栄養士養成施設									
32	東北生活文化大学 家政学部 健康栄養学専攻	学校法人 三善学園	栄養士	屋 40	4	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	H15		
33	東北生活文化大学短期大学部 生活文化学科 子ども生活専攻		保育士	屋 50	2		H18		
34	仙台大学 体育学部 運動栄養学科	学校法人 和沢学園	栄養士	屋 60	4	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	H15		
	健康福祉学科 介護福祉専攻		介護福祉士	屋 80	4	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	H7		
35	明成高等学校 調理科		調理師	屋 120	3	仙台市青葉区川平 2-26-1	S47		
	宮城調理製菓専門学校調理師科		調理師	屋 160	1		S38		
	" 上級調理技術科		調理師	屋 120	2		H16		
	" 調理師科夜間部		調理師	夜 40	2		S38		
36	" 製菓衛生師科	学校法人 勝山学園	製菓衛生師	屋 40	1	仙台市青葉区葉山町 1-10	H15		
	" 上級製菓技術科		製菓衛生師	屋 40	2		H17		
	" 製菓衛生師科夜間課程		製菓衛生師	夜 40	2		H19		
37	仙台理容美容専門学校	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	理容師	通 40	3		H10		
			美容師	屋 200	2	仙台市太白区蓋沢南 2-18-1			
				通 120	3				
38	SENDAI 中央理容美容専門学校	学校法人 宮城中央学園	理容師	屋 60	2		H10		
			美容師	通 40	3	仙台市宮城野区新田敷2-11-4			
			美容師	屋 120	2				
				通 80	3				
39	宮城理容美容専門学校		理容師	屋 35	2	遼田郡美里町牛崎字柳蔵新田83-4	H10		
			美容師	屋 70	2				
40	宮城県立ろう学校高等部理容科	宮城県	理容師	屋 10	4	仙台市太白区八本松 2-7-29	H10		
41	仙台ヘアメイク専門学校	学校法人 守米学園	美容師	屋 240	2	仙台市青葉区中央3-4-8	H11		
42	仙台ビューティーアート専門学校		美容師	通 80	3		H15		
			美容師	屋 120	2	仙台市宮城野区榴岡 3-8-25			
43	仙台医療秘書福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 三幸学園	介護福祉士	屋 40	2	仙台市宮城野区榴岡3-8-5	H9		
			美容師	屋 60	2		H15		
				夜 30	2	仙台市宮城野区榴岡 1-5-3	H15		
				通 80	3		H17		
44	モイ・ジャパン美容専門学校	学校法人 仙臺学園	製菓衛生師	屋 40	1		H15		
45	YMCA国際製菓学院 製菓技術科	財団法人 仙台YMCA	製菓衛生師	屋 40	1	仙台市青葉区立町9-7	H15		
	製菓技術科		製菓衛生師	通 40	1		H15		

46	聖和学園短期大学 キャリア開発総合学科	聖和学園 学校法人 聖和学園	製菓衛生師	星 40	1	仙台市泉区南中山5-5-2	H16		
	製菓衛生師課程			星 80				2	
	保健福祉学科保育専攻			星 40				2	H19
47	保健福祉学科介護福祉専攻	国立大学法人 東北大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	星 54	4	仙台市青葉区堤道雨宮町1-1	H6		
	東北大学 農学部 生物生産科学科食品衛生管理者等 任用資格コース			星 60				4	H6
48	石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科食品衛生管理者等 任用資格コース	学校法人 専修大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	星 45	4	石巻市南境新水戸1番地	H10		
	石巻専修大学 理工学部 基礎理学科 食品衛生管理者等 任用資格コース			星 65				4	H10
	宮城誠実短期大学 保育科			星 50				2	S54
	仙台幼児児童保育専門学校 幼児保育科			星 120				3	H15
51	東北外国語専門学校 国際教育科	学校法人 東北外国語学園	保育士	星 30	3	仙台市青葉区五橋2-1-13	H18		
	東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科 生活福祉専攻			星 30				4	H11
53	東北福祉情報専門学校 介護福祉科	学校法人 増子学園	介護福祉士	星 40	2	気仙沼市三日町2-2-15	H15		

【秋田県 19 校 30 課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年月日	備考
1	秋田県歯科医療専門学校	社団法人 秋田県歯科医師会	歯科衛生士	星 50	3	秋田市八橋南1-8-8	S43	
			保健師	星 30	1		S36	
2	秋田県立衛生看護学院	秋田県	助産師	星 10	1	横手市前畑二番町10-2	S55	
			看護師	星 40	3		S56	
3	秋田しらかみ看護学院	学校法人 のしろ文化学園	看護師	星 40	3	能代市浮合字下懸土20	H10	
4	中通高等看護学院	社会医療法人 明和会	看護師	星 50	3	秋田市橋山登町3-18	S55	
5	秋田市医師会立秋田看護学校	社団法人 秋田市医師会	看護師	星 40	3	秋田市八橋南1-8-11	H18	
			看護師	夜 33	3		S57	H21.3 廃止
6	由利本荘看護学校	社団法人 由利本荘医師会	看護師	星 40	3	由利本荘市水林457-7	H17	

7	秋田栄養短期大学栄養学科	学校法人 ノースアジア大学	栄養士	屋 80	2	秋田市下北手桜字守沢 45-1	S 2 9
8	秋田看護福祉大学看護学部社会福祉学科	学校法人 ノースアジア大学	介護福祉士	屋 40	4	大館市清水2-3-4	H 1 7
9	聖霊女子短期大学 生活文化科 健康栄養専攻	学校法人 聖霊学園	栄養士	屋 60	2	秋田市寺内高野 10-33	H 1 0
	専攻科 健康栄養専攻			屋 10	2	秋田市寺内高野 10-33	H 1 2
	生活文化科 生活こども専攻			屋 50	2	秋田県秋田市南通みその町4-82	H 2 0
10	秋田県調理師専門学校	学校法人 大内学園	調理師	屋 80	1	秋田市土崎港南 2-3-47	S 4 9
11	大館調理師専門学校	学校法人 大館ホテヤ学園	調理師	屋 20	1	大館市片山町 1-3-10	S 5 4
				屋 10	2		H 1 7
12	国学院高等学校 調理科		調理師	屋 40	3	秋田市千秋明徳町 3-31	S 5 7
13	秋田県理容美容専門学校	学校法人 敬愛学園	理容師	屋 40	2	秋田市千秋明徳町 3-1	H 1 0
				通儀 40	3		
				屋 75	2		
				通儀 30	3		
14	秋田ヘアビューティーカレッジ	山崎 麗子	美容師	屋 70	2	秋田市中通 6-18-13	H 1 0
15	秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科 食品衛生コース	秋田県	食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋 40	4	秋田市新城中野字街道 城西241-438	H 1 1
				屋 100	2		
16	聖園学園短期大学 保育科	学校法人 秋田聖心の布教師会	保育士	屋 20	4	秋田市保戸野字むね町1-58	S 4 2
17	秋田大学 教育文化学部 秋田福祉専門学校 介護福祉学科 " 福祉専門学科	国立大学法人 秋田大学	介護福祉士	屋 40	2	秋田市手形学園1-1	H 1 9
				屋 40	2		H 2
				屋 40	2		H 9
				屋 40	2		H 9
18	教育・福祉関係系専門課程 福祉専門学科	学校法人 伊藤学園	社会福祉士 社会福祉士 社会福祉士 社会福祉士 社会福祉士 社会福祉士	屋 40	2	秋田市中通4-3-11	H 9
19	日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	学校法人 日本赤十字	介護福祉士	屋 50	2	秋田市上北手環田苗代沢17-3	H 8

【山形県 24 校 32 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年 限	所 在 地	開校年	備 考
1	山形医療技術専門学校	学校法人 真訪学園	理学療法士 作業療法士	屋 40 屋 40	4 4	山形市大字前明石字水卜367	H 7 H 7	
2	山形歯科専門学校	社団法人 山形県歯科医師会	歯科衛生士	屋 45	2	山形市十日町2-4-35	S 4 1	
3	財団法人三友堂病院看護専門学校	財団法人 三友堂病院	看護師	屋 40	3	米沢市中央7-5-3-1	S 5 7	

4	医療法人 横山厚生会 山形厚生看護学校	医療法人 横山厚生会	看護師	屋 80	3	山形市蔵王半郷字八森959	H 4
5	山形市立病院済生館高等看護学院	山形市	看護師	屋 30	3	山形市七日町1-3-26	S 2 5
6	鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市	看護師	屋 20	3	鶴岡市馬場町2-1	S 2 5
7	独立行政法人 国立病院機構 山形病院附属看護学校	独立行政法人 国立病院機構	看護師	屋 40	3	山形市行才126-2	S 2 8
8	藤田看護専門学校	医療法人 藤田好生会	看護師	屋 40	2	山形市桜町2-68	H 3
9	酒田看護専門学校	社団法人 十全堂社	看護師	夜 30	3	酒田市中町3-7-16	H 7
10	山形県立米沢女子短期大学 康栄養学科	山形県	栄養士	屋 40	2	米沢市通町 6-15-1	S 3 8
11	山形大学 地域教育文化学部 生活総合学科 食環境デザインコース 山形大学 農学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース	国立大学法人 山形大学	栄養士 食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋 50	4	山形市小白川町 1-4-12	H 1 7
12	酒田調理師専門学校	学校法人 天眞林学園	調理師	屋 40 屋 40	1 2	酒田市幸町 2-10-12	S 4 6
13	天眞学園高等学校 調理科	学校法人 天眞林学園	調理師	屋 80	3	酒田市浜田 1-3-47	S 5 1
14	山形調理師専門学校	学校法人 羽陽学園	調理師	屋 80 屋 40	1 2	山形市六日町 7-42	S 4 6
15	羽陽学園短期大学 幼児教育科 " 専攻科福祉専攻	学校法人 羽陽学園	保育士 介護福祉士	屋 100 屋 35	2 1	天童市清池1559	S 5 8 H 2
16	山形学院高等学校 食物調理科	学校法人 山形学院	調理師	屋 108	3	山形市香澄町 3-10-8	H 1 7
17	米沢調理師専門学校	学校法人 音羽学園	調理師	屋 40	1	米沢市大字上新田字松原台 2008	S 5 3
18	山形県立山辺高等学校食物科	山形県	調理師	屋 40	3	東村山郡山辺町大字山辺 3028	S 6 1
19	山形理容学校	学校法人 山形理容学校	理容師	屋 35 通廊 35	2 3	山形市相生町 8-52	H 1 6
20	山形ヘアモード学院	山形県理容生活衛生同業組合	理容師	屋 30	2	山形市松栄2-2-1	H 1 5
21	山形美容専門学校	山形県美容生活衛生同業組合	美容師	屋 80 通廊 70	2 3	山形市松栄2-2-1	H 1 0
22	山形ヘアファッションスクール	職業訓練法人 山形県美容職業訓練協会	美容師	屋 25	2	山形市桑師町 1-4-25	H 1 1
23	専門学校 山形 V. カレッジ ビューティビジネス科	学校法人 山本学園	美容師	屋 30	2	山形市清住町 1-4-41	H 1 8
24	山形短期大学 子ども学科 " 人間福祉学科	学校法人 富澤学園	保育士 介護福祉士	屋 180 屋 80	2 2	山形市方谷地515	S 4 3 H 1 3

【福島県 38 校 74 課程】

No.	名称	設置者	養成施設等の種別	定員	年限	所在地	開校年	備考
1	東北医療福祉専門学校 理学療法士学科	学校法人 博愛心学園	理学療法士	昼 40	3	郡山市八山田1-88	H15	
	介護福祉士学科		昼 40	2	H8			
2	郡山健康科学専門学校 理学療法学科 " " " " " " " " " "	学校法人 こおりやま東都学園	理学療法士	昼 40	4	郡山市国康2-9-3	H10	
			応用理学療法学科	昼 40	3		H19	
			作業療法学科	昼 40	4		H10	
			柔道整復学科	昼 60	3		H17	
			介護福祉学科	昼 80	3		H10	
			臨床検査技師	昼 20	3		S48	
3	福島県立総合衛生学院	福島県	歯科衛生士	昼 20	2	福島市渡利字中角61	S37	
			歯科技工士	昼 20	2		S54	H22.3 廃止予定
			助産師	昼 20	1		S52	
			看護師	昼 50	2		S46	
			臨床工学技士	昼 40	3		H14	
4	国際メディカルテクノロジー専門学校 臨床工学士科 " " " " " "	学校法人 新潟総合学院	言語聴覚士科	昼 40	3	郡山市方八町2-4-19	H14	
			鍼灸師科	昼 30	3		H14	
			救急救命士科	昼 40	3		H14	
			美容師	昼 108	2		H15	
5	国際ビューティ・ファッション専門学校	学校法人 福寿会	柔道整復師	昼 60	3	郡山市並木3-2-23	H12	
			はり師きゅう師	夜 60	3		H14	
			はり師きゅう師	昼 30	3		H14	
			はり師きゅう師	夜 30	3		H14	
6	福島医療専門学校	学校法人 福寿会	歯科衛生士	昼 30	3	郡山市並木3-2-23	H18	H22.3 廃止予定
			夜 30	3				
7	東北歯科専門学校	財団法人 彰山青英会	歯科衛生士	昼 50	3	郡山市細沼町12-18	S56	
			歯科技工士	昼 25	2		S40	
8	ポラリス保健看護学院	財団法人 聖総合病院	総合カリキュラム (保健師・看護師)	昼 40	4	郡山市重久山町久保田字金堀田4	H10	
			看護師	昼 30	3		S28	
9	公立岩瀬病院附属高等看護学院	公立岩瀬病院組合	看護師	昼 30	3	須賀川市北町20	S28	

10	太田看護専門学校	財団法人 太田綜合病院	看護師	屋	70	3	郡山市緑町26-14	S 5 1	
11	松村看護専門学校	財団法人 磐城済世会	看護師	屋	25	3	いわき市平字小太郎町1-8	H 6	
12	大原看護専門学校	財団法人 大原綜合病院	看護師	屋	35	3	福島市鎌田字原藤7-3	S 4 8	
13	竹田看護専門学校	財団法人 竹田綜合病院	看護師	屋	35	3	会津若松市本町2-58	S 2 6	
14	仁愛看護専門学校	学校法人 温知会	看護師	屋	40	3	会津若松市鶴賀町1-6	S 5 4	
15	磐城共立高等看護学院	いわき市	看護師	屋	40	3	いわき市内郷御殿町3-91	S 4 3	
16	福島厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院付属高等看護学院	福島厚生農業協同組合連合会	看護師	屋	30	3	白河市豊地上弥次郎2-1	S 3 6	
17	福島県立会津若松看護専門学校	福島県	看護師	屋	35	3	会津若松市城東町5-12	S 2 9	
18	相馬看護専門学校	地方広域市町村圏組合	看護師	屋	40	3	相馬市石上字南総沢344	H 1 3	
19	独立行政法人国立病院機構 福島病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	屋	40	3	須賀川市芦田塚13	H 1 6	
20	福島看護専門学校	社団法人 福島明星厚生学院	看護師	屋	40	3	福島市栄町1-37	H 1 9	管理栄養士養成施設
21	郡山女子大学 家政学部 食物栄養学科 " 食物栄養学科		栄養士 食品衛生管理者 食品衛生監視員	屋	80	4		S 4 1	
22	人間生活学科 福祉コース 郡山女子大学 短期大学部 家政科 食物栄養専攻 " 幼児教育学科	学校法人 郡山開成学園	栄養士 保育士	屋	30	4	郡山市開成 3-25-2	H 1 9	
23	郡山女子大学附属高等学校 食物科		調理師	屋	130	2		S 2 8	
24	桜の聖母短期大学 生活科学科 食物栄養専攻 " 福祉こども専攻 こども保育コース	学校法人 コングレガシオン・ド・ノー トルダム	栄養士 保育士	屋	50	2	福島市花園町 3 - 6	S 3 9	
25	福島学院大学 短期大学部 食物栄養科 " 保育科第1部 " 保育科第2部 " 専攻科 福祉専攻第1部		栄養士 保育士 保育士 介護福祉士	屋	50	2		S 4 0	
26	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 児童福祉・カウンセリングコース	学校法人 福島学院	保育士	屋	240	2		S 4 3	
				夜	50	3	福島市高代乳児池 1-1	H 8	
				屋	46	1		S 4 7	
				屋	50	4		H 1 3	
				屋	50	4		H 2 0	

27	会津大学短期大学部 食物栄養科 " 社会福祉学科	公立大学法人 会津大学	栄養士 保育士	星 40 星 50	2 2	会津若松市一萬町八幡門田1-1	S40 S56	
28	福島東陵高等学校 食物文化科	学校法人 東陵学園	調理師	星 40	3	福島市山居上 3	S44	
29	日本調理技術専門学校 調理師本科1年制	学校法人 永和学園	調理師	星 100	1	郡山市安積4-229	H4	
	星 50			2	H4			
30	" 調理師本科2年制	社団法人 郡山理容協会	製菓衛生師	星 40	2	郡山市重久山町久保田字水神山 45	H18	
	" 製菓衛生師科			星 40	2		H10	
	社団法人郡山理容協会立 郡山理容学校			星 40 通信 40	2 3			
31	学校法人福島県高等理容美容学院	学校法人 福島県高等理容美容学院	美容師	星 80 通信 60	2 3	福島市渡利字馬場町 14-2	H10	
32	AIZUビューティーカレッジ	社団法人 会津理容美容協会	美容師	星 20	2	会津若松市駅前町 4-3	H10	
33	いわき理容美容学校	社団法人 会津理容美容協会	美容師	星 40	2	いわき市平谷川瀬字明治町 95-1	H10	
				星 40	2		H10	
34	郡山ヘアメイクカレッジ	社団法人 郡山美容協会	美容師	星 120 通信 40	2 3	郡山市愛宕町 6-27	H10	
35	いわき短期大学 幼児教育科	学校法人 昌平賢	保育士	星 100	2	いわき市平達田字寿金沢 37	S42	
				星 25	1		H1	
36	幼児教育科 専攻科福祉専攻	学校法人 昌平賢	介護福祉士	星 25	1			
37	福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 人間発達専攻	国立大学法人 福島大学	保育士	星 20	4	福島市金谷川1	H18	
38	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科 "	社会福祉法人 あだち福祉会	介護福祉士	星 80	2	二本松市若宮1-125-1	H8	
				星 80	2	二本松市安達町原1-291-1 二本松市若宮1-125-1	H8	

(2)【東北厚生局管内養成施設数 204 校 375 課程】(平成21年3月31日現在)

	青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		計	
	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数
1 救急救命士											1	1	1	1
2 診療放射線技師														
3 臨床検査技師											1	1	1	1
4 理学療法士	1	1	1	1	4	6			1	1	2	3	9	12
5 作業療法士	2	2	1	1	3	3			1	1	1	1	8	8
6 視能訓練士					1	1							1	1
7 臨床工学技士					1	1					1	1	2	2
8 義肢装具士					1	1								
9 言語聴覚士	1	1			1	1					1	1	3	3
10 あん摩マッサージ指圧師														
11 はり師きゆう師			2	2	3	3					2	3	7	8
12 あん摩マッサージ師はり師 きゆう師					1	1							1	1
13 柔道整復師			2	3	4	8					2	3	8	14
14 歯科衛生士	1	1			4	4	1	1	1	1	3	4	10	11
15 歯科技工士	1	1			2	2					2	2	5	5
16 保健師							1	1			1	1	2	2
17 助産師					2	2					1	1	4	4
18 看護師	7	8	9	10	10	10	5	6	7	7	14	14	52	55
19 栄養士	5	5	3	3	5	5	2	3	2	2	5	5	22	23
20 調理師	7	8	8	9	2	4	3	4	6	8	3	4	29	37
21 理容師	4	8	4	8	4	6	1	2	2	3	4	5	19	32
22 美容師	4	9	4	8	6	11	2	4	3	4	5	7	24	43
23 製菓衛生師			1	1	3	6					1	1	5	8
24 食品衛生管理者 食品衛生監視員	2	6	1	2	7	10			1	1	1	1	13	21
25 食品処理衛生管理者														
26 保育士	8	8	4	4	11	13	3	3	2	2	7	8	35	38
27 社会福祉士														
28 介護福祉士	8	8	6	6	11	16	2	3	2	2	6	6	35	41
29 社会福祉主事					2	2					1	1	4	4
30 精神保健福祉士														
計	51(37)	66	46(33)	58	87(53)	115	23(19)	30	28(25)	32	65(38)	74	300(204)	375

※ 統合カリキュラムについては、保健師1、看護師1、とカウントした。
 ※ 校数計の()については、課程の重複を除いた実数。

5 医事課関係

(1) 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
1	030037 独立行政法人国立病院機構弘前病院	036-8545	青森県	弘前市大字富野町1番地	0172-32-4311	0172-33-8614
2	030038 弘前大学医学部附属病院	036-8563	青森県	弘前市本町5-3	0172-33-5111	0172-39-5189
3	030039 八戸市立市民病院	031-8555	青森県	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111	0178-72-5115
4	030040 青森県立中央病院	030-8553	青森県	青森市東道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
5	030772 津軽保健生活協同組合 健生病院	036-8511	青森県	弘前市大字野田2丁目2の1	0172-32-1171	0172-32-1176
6	030801 十和田市立中央病院	034-0093	青森県	十和田市西十二番町14番8号	0176-23-5121	0176-23-2999
7	030889 むつ総合病院	035-8601	青森県	むつ市小川町1-2-8	0175-22-2111	0175-22-4439
8	031004 青森市民病院	030-0821	青森県	青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171	017-734-7578
9	031024 弘前市立病院	036-8004	青森県	弘前市大町三丁目8-1	0172-34-3211	0172-37-6367
10	031154 黒石市国民健康保険 黒石病院	036-0541	青森県	青森県黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121	0172-52-5682
11	031155 独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	031-8551	青森県	八戸市大字白銀町南ヶ丘1	0178-33-1551	0178-33-3277
12	040001 八戸赤十字病院	039-1104	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
13	030041 岩手医科大学附属病院	020-8505	岩手県	盛岡市内丸19-1	019-651-5111	019-651-6606
14	030042 岩手県立中央病院	020-0066	岩手県	盛岡市上田1-4-1	019-653-1151	019-653-2528
15	030043 盛岡赤十字病院	020-8560	岩手県	盛岡市三本柳6-1-1	019-637-3111	019-637-3801
16	030044 岩手県立胆沢病院	023-0864	岩手県	奥州市水沢区字龍ヶ馬場6番地	0197-24-4121	0197-24-8194
17	030778 岩手県立花巻厚生病院	025-0082	岩手県	花巻市御田屋町4番57号	0198-23-2346	0198-22-4634
18	030779 岩手県立北上病院	024-8507	岩手県	北上市九年橋3-15-36	0197-64-4351	0197-64-4367
19	030780 岩手県立磐井病院	029-0192	岩手県	一関市狐禅寺字大平17番地	0191-23-3452	0191-23-9691
20	030781 岩手県立千厩病院	029-0803	岩手県	東磐井郡千厩町千厩字草井沢32-1	0191-53-2101	0191-52-3478
21	030782 岩手県立大船渡病院	022-8512	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1	0192-26-1111	0192-27-9285
22	030783 岩手県立釜石病院	026-0055	岩手県	釜石市甲子町第10地割483-6	0193-25-2011	0193-23-9479
23	030784 岩手県立富古病院	027-0096	岩手県	富古市崎嶺ヶ崎第1地割11番地26	0193-62-4011	0193-63-6941
24	030785 岩手県立久慈病院	028-8040	岩手県	久慈市旭町第10地割1番	0194-53-6131	0194-52-2601
25	030786 岩手県立二戸病院	028-6193	岩手県	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834
26	031193 北上済生会病院	024-8506	岩手県	北上市花園町一丁目6-8	0197-64-7722	0197-64-2666
27	030046 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	983-8520	宮城県	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111	022-291-8114
28	030047 独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	981-8563	宮城県	仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111	022-275-4431
29	030048 仙台市立病院	984-8501	宮城県	仙台市若林区清水小路3番地の1	022-266-7111	022-211-8972
30	030050 坂総合病院	985-8506	宮城県	塩釜市錦町16-5	022-365-5175	022-365-6555
31	030051 東北大学病院	980-8574	宮城県	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7000	022-717-7016
32	030052 東北厚生年金病院	983-8512	宮城県	仙台市宮城野区福室1-12-1	022-259-1221	022-259-1232
33	030053 大崎市民病院	989-6183	宮城県	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311	0229-23-5380
34	030054 石巻赤十字病院	986-8522	宮城県	石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7256	0225-96-0122
35	030055 総合南東北病院	989-2483	宮城県	岩沼市里の杜一丁目2番5号	0223-23-3151	0223-23-3150
36	030059 仙台社会保険病院	981-8501	宮城県	仙台市青葉区堤町3丁目16番1号	022-275-3111	022-234-4194
37	030060 医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	981-3131	宮城県	仙台市泉区七北田字駕籠沢15	022-372-1110	022-372-1499
38	030850 財団法人厚生会 仙台厚生病院	980-0873	宮城県	仙台市青葉区広瀬町4番15号	022-222-6181	022-267-0856
39	030928 公立刈田総合病院	989-0231	宮城県	白石市福岡蔵本字下原沖36番地	0224-25-2145	0224-25-1535
40	030962 気仙沼市立病院	988-0052	宮城県	気仙沼市田中184番地	0226-22-7100	0226-22-3121
41	030971 石巻市立病院	986-0835	宮城県	石巻市南浜町1丁目7-20	0225-23-3200	0225-23-7833
42	030983 みやぎ県南中核病院	989-1253	宮城県	柴田郡大河原町字西38-1	0224-51-5500	0224-51-5515
43	031027 塩竈市立病院	985-0054	宮城県	塩竈市香津町7-1	022-364-5521	022-364-5529
44	031066 仙台赤十字病院	982-8501	宮城県	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3	022-243-1111	022-243-1101
45	031106 財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	983-0824	宮城県	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-1111	022-252-0454
46	031208 東北公済病院	980-0803	宮城県	仙台市青葉区国分町2-3-11	022-227-2211	022-263-8069

(1) 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
47	031198 J R仙台病院	980-8508	宮城県	仙台市青葉区五橋1-1-5	022-266-9671	022-380-2362
48	040071 NTT東日本東北病院	984-8560	宮城県	仙台市若林区大和町2-29-1	022-236-5711	022-238-7987
49	030062 秋田赤十字病院	010-1495	秋田県	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	018-829-5000	018-829-5255
50	030063 中通総合病院	010-8577	秋田県	秋田市南通みその町3番15号	018-833-1122	018-831-9418
51	030064 秋田大学医学部附属病院	010-8543	秋田県	秋田市広面字蓮沼44-2	018-834-1111	018-834-8619
52	030065 由利組合総合病院	015-8511	秋田県	由利本荘市川口字家後38番地	0184-27-1200	0184-27-1277
53	030066 平鹿総合病院	013-8610	秋田県	横手市前郷字八ツ口3番1	0182-32-5121	0182-33-3200
54	030807 市立秋田総合病院	010-0933	秋田県	秋田市川元松丘町4番30号	018-823-4171	018-866-7026
55	030829 秋田県厚生連 仙北組合総合病院	014-0027	秋田県	大仙市大通町1番30号	0187-63-2111	0187-63-5406
56	030929 秋田組合総合病院	011-0948	秋田県	秋田市飯島字西袋1-1-1	018-880-3000	018-880-3040
57	030937 市立横手病院	013-8602	秋田県	横手市根岸町5番31号	0182-32-5001	0182-36-1782
58	030979 秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	012-0055	秋田県	湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183-73-5000	0183-73-3749
59	030980 医療法人青嵐会 本荘第一病院	015-8567	秋田県	由利本荘市岩瀬下110番地	0184-22-0111	0184-22-0150
60	031219 大館市立総合病院	017-8555	秋田県	大館市豊町3番1号	0186-42-5370	0186-42-2055
61	031224 山本組合総合病院	016-0014	秋田県	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	0185-55-0123
62	031243 市立角館総合病院	014-0394	秋田県	仙北市角館町上野18番地	0187-54-2111	0187-54-2715
63	030067 山形県立中央病院	990-2292	山形県	山形市大字青柳1800番地	023-685-2626	023-685-2601
64	030068 山形市立病院済生館	990-8533	山形県	山形市七日町一丁目3番26号	023-625-5555	023-642-5080
65	030069 山形大学医学部附属病院	990-9585	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	023-628-5019
66	030070 日本海総合病院	998-8501	山形県	酒田市あきほ町30番地	0234-26-2001	0234-26-5114
67	030072 米沢市立病院	992-8502	山形県	米沢市相生町6番36号	0238-22-2450	0238-22-2876
68	030894 公立置賜総合病院	992-0601	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
69	030898 鶴岡市立荘内病院	997-8515	山形県	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111	0235-26-5110
70	030934 山形県立新庄病院	996-0025	山形県	新庄市若葉町12番55号	0233-22-5525	0233-23-2987
71	031060 医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	999-7782	山形県	東田川郡庄内町松陽1-1-1	0234-43-3434	0234-43-3435
72	031087 日本海総合病院酒田医療センター	998-8585	山形県	酒田市千石町2-3-20	0234-23-1111	0234-26-1946
73	031124 医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	996-0041	山形県	新庄市大字鳥越字駒場4623	0233-23-3434	0233-23-3500
74	031300 済生会山形済生病院	990-8545	山形県	山形市沖町79番1	023-682-1111	023-682-0122
75	060001 医療法人徳洲会 山形徳洲会病院	990-0834	山形県	山形県山形市清住町2-3-51	023-647-3434	023-647-3400
76	030073 福島県立医科大学附属病院	960-1295	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1994
77	030074 大原総合病院	960-8611	福島県	福島市大町6番11号	024-526-0300	024-526-0342
78	030077 財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	963-8558	福島県	郡山市西ノ内二丁目5番20号	024-925-1188	024-925-7791
79	030078 星総合病院	963-8501	福島県	郡山市大町2-1-16	024-923-3711	024-939-3141
80	030081 竹田総合病院	965-8585	福島県	会津若松市山鹿町3-27	0242-27-5511	0242-27-5670
81	030082 いわき市立総合磐城共立病院	973-8555	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16	0246-26-3151	0246-26-2224
82	030083 財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	963-8563	福島県	郡山市八山田7丁目115	024-934-5322	024-934-3165
83	030085 公立岩瀬病院	962-8503	福島県	福島県須賀川市北町20番地	0248-75-3111	0248-73-2417
84	030086 独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	973-8403	福島県	いわき市内郷綴町沼尻三番地	0246-26-1111	0246-26-1322
85	030838 福島医療生活協同組合 医療生協わたり病院	960-8141	福島県	福島市渡利字中江町34	024-521-2056	024-521-1979
86	030842 財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	963-8585	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
87	030932 福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	961-0907	福島県	白河市字横町114番地	0248-22-2211	0248-22-2218
88	031008 公立藤田総合病院	969-1793	福島県	伊達郡国見町大字塚野目字三本木14	024-585-2121	024-585-5892
89	031010 財団法人温知会 会津中央病院	965-8611	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
90	031017 福島県立会津総合病院	965-8555	福島県	会津若松市城前10-75	0242-27-2151	0242-29-7264
91	031269 北福島医療センター	960-0502	福島県	伊達市箱崎字東23-1	024-551-0810	024-551-0808
92	031272 福島赤十字病院	960-8530	福島県	福島市入江町1番31号	024-534-6101	024-531-1721

(2) 歯科医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

病院施設番号	病院名	管理型・単独型の別	県	住所	TEL	FAX
1 050035	弘前大学医学部附属病院	単独型	青森県	弘前市本町53番地	0172-39-5178	0172-39-5205
2 050101	青森県立中央病院	単独型	青森県	青森市東造道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
3 050102	八戸赤十字病院	単独型	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
4 050003	岩手医科大学附属病院歯科医療センター	管理型	岩手県	盛岡市内丸19番1号	019-651-5110	019-654-6334
5 050004	東北大学病院附属歯科医療センター	単独型	宮城県	仙台市青葉区星陵町4-1	022-717-8246	022-717-8279
6 060213	(財)宮城厚生協会 古川民主病院	管理型	宮城県	宮城県大崎市古川駅東二丁目11-14	0229-23-0105	0229-23-1544
7 050036	秋田大学医学部附属病院	単独型	秋田県	秋田市広面字蓮沼44番2	018-884-6233	018-834-8619
8 050037	山形大学医学部附属病院	管理型	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-628-5017	023-628-5019
9 050104	公立置賜総合病院	単独型	山形県	山形県東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
10 050005	奥羽大学歯学部附属病院	管理型	福島県	郡山市富田町字三角堂31-1	024-932-8931	024-938-9192
11 050038	福島県立医科大学医学部附属病院	管理型	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1994
12 050105	いわき市立総合警域共立病院	単独型	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16番地	0246-26-3151	0246-27-4967
13 050106	会津中央病院	単独型	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
14 060215	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	単独型	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
15 050263	医療法人渡部会 一笑歯科医院	管理型	福島県	会津若松市一笑町大字鶴賀字下居合56-1	0242-22-1184	0242-32-2522

(3) 医薬品製造業許可施設一覧

県名	施設名	所在地
青森県	青森県赤十字血液センター	青森市花園 2-19-11
岩手県	岩手県赤十字血液センター	盛岡市三本柳 6 地割 1-6
岩手県	日本メジフィジックス 東北ラボ	北上市相去町山根梨の木 43-131
宮城県	宮城県赤十字血液センター	仙台市泉区明通 2-6-1
宮城県	日本メジフィジックス 泉工場	仙台市泉区大沢 3-3-1
秋田県	秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186
福島県	福島県赤十字血液センター	福島市永井川字北原田 17

(4) 毒物劇物製造業・輸入業登録業者一覧

番号	登録番号	製造所名称	製造所所在地
1	第322号	日本化学工業株式会社 福島第一工場	福島県郡山市松木町2番25号
2	第424号	昭和電工株式会社 東長原事業所	福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111
3	第586号	日本化学工業株式会社 福島第二工場	福島県田村郡三春町字天王前3番地
4	第758号	株式会社クレハ生産本部 いわき事業所	福島県いわき市錦町落合16番地
5	第2357号	東邦亜鉛株式会社 小名浜製錬所	福島県いわき市小名浜字芳浜10番地
6	第2504号	小名浜製錬株式会社 小名浜製錬所	福島県いわき市小名浜字渚1番地の1
7	第3077号	水澤化学工業株式会社 水沢工場	山形県鶴岡市大字西目字殿田21番地
8	第3299号	日本化成株式会社 小名浜工場	福島県いわき市小名浜字高山34番地
9	第3523号	日本特殊化学工業株式会社 いわき工場	福島県いわき市泉町滝尻字橋本1番地
10	第3982号	八戸製錬株式会社 八戸製錬所	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76
11	第4233号	東北化学工業株式会社 郡山工場	福島県郡山市昭和一丁目2番4号
12	第4597号	有機合成薬品工業株式会社 常磐工場	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地
13	第4868号	三丸化学株式会社	宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘12番地の1
14	第4927号	東北東ソー化学株式会社 酒田工場	山形県酒田市大浜一丁目4番16号
15	第5054号	マテリアルエコリファイン株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市小名浜字吹松15の1
16	第5112号	小名浜蒸溜株式会社	福島県いわき市小名浜字高山312番地の5
17	第5115号	住友化学工業株式会社 三沢工場	青森県三沢市大字三沢字淋代平
18	第5122号	純正化学株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台490-1
19	第5133号	堺化学工業株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市泉町下川字田宿110番地
20	第5138号	細倉金属鋳業株式会社	宮城県栗原市鶯沢字南郷荒町48番地
21	第5184号	小坂製錬株式会社 小坂製錬所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部94番地
22	第5194号	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133
23	第5227号	日本特殊化学工業株式会社 小名浜工場	福島県いわき市泉町黒須野字江越246-11
24	第5231号	堺化学工業株式会社 大剣製造所 電子材料事業部	福島県いわき市泉町下川字大剣382
25	第5234号	株式会社浮間化学研究所 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-134
26	第5276号	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附504-22
27	第5321号	サンケミファ株式会社 落合事業所	宮城県仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1
28	第5342号	日曹ファインケミカル株式会社 郡山工場	福島県郡山市笹川一丁目176番地
29	第5393号	みどり化学株式会社 福島工場	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田364番地
30	第5408号	富山薬品工業株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台500番地1
31	第5419号	有限会社アイシー産業	福島県安達郡白沢村糠沢字東禅寺20
32	第5431号	株式会社ジェムコ	秋田県秋田市茨島三丁目1番6号
33	第5436号	三星化学工業株式会社相馬工場	福島県相馬市蒲庭字孫目280番地
34	東北第10002号	富士通ファシリティーズ・エンジニアリング岩手事業所	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2
35	東北第10003号	新日本石油精製株式会社仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目1番1号
36	東北第10004号	東北電力株式会社 燃料部	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
37	東北第10006号	日本化学産業株式会社福島工場	福島県双葉郡富岡町大字本岡字沼名子166
38	東北第10011号	古河電子株式会社 いわき工場	福島県いわき市好間字好間字小館20番地
39	東北第10014号	株式会社DNPファインケミカル	福島県南相馬市小高区蛸沢字笠谷26
40	東北第10015号	株式会社ジェムコ細倉事業所	宮城県栗原市鶯沢南郷荒町48番地
41	東北第10017号	秋田製錬株式会社 飯島製錬所	秋田県秋田市飯島字古道下川端217-9

(5) 毒物劇物輸入業登録業者件数一覧

番号	登録番号	輸入業者名称	輸入業者所在地
1	第1639号	有機合成薬品工業株式会社 常磐工場	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地
2	第2441号	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133
3	第2468号	ジールサイエンス株式会社 福島工場	福島県福島市岡島字長岬5-3
4	第3514号	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	福島県福島市土船字五反田1番地
5	東北第10005号	東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
6	東北第10013号	株式会社ジェムコ	秋田県秋田市茨島三丁目1番6号
7	東北第10018号	農業技術研究会	福島県福島市瀬上町字東町一丁目5番地8

6 食品衛生課關係

(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設

青森県 (2施設、2食品群、2品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	階上キューピー株式会社	青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館9-159	食肉製品	加熱後包装食肉製品
2	ニッカウキスキー株式会社弘前工場	青森県弘前市大字栄町2-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(密栓・密封後殺菌)

岩手県 (9施設、3食品群、16品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、脱脂粉乳、乳飲料
2	高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	乳	牛乳、脱脂乳
3	奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料
4	不二家乳業株式会社	岩手県一関市大東町播沢字沼田27	乳製品	乳飲料
5	イワテプリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村67	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	食肉製品	特定加熱食肉製品
7	銀河フーズ株式会社 花巻工場	岩手県花巻市南川原町191番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、乾燥食肉製品
8	株式会社A. B. C. フーズ滝の里工場	岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105-5	食肉製品	加熱後包装食肉製品
9	株式会社岩手ヤクルト工場	岩手県北上市相去町大松沢1-45	乳製品	乳酸菌飲料

宮城県 (9施設、4食品群、15品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	みちのくミルク株式会社本社工場	宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60-1	乳	牛乳
2	東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
3	財団法人蔵王酪農センター	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原251	乳	牛乳
4	明治乳業株式会社東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
5	株式会社ミルクファーム蔵王	宮城県白石市福岡深谷字即安16-5	乳	牛乳
6	伊藤ハムデリー株式会社	宮城県栗原郡高清水町字来光沢20番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品、乾燥食肉製品
7	ヤヨイ食品株式会社気仙沼工場	宮城県気仙沼市浜町1-7-1	食肉製品	包装後加熱食肉製品
8	日本水産株式会社 女川工場	宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森25-1	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品
9	株式会社阿部蒲鉾店 泉工場	宮城県仙台市泉区明通4-10	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品

秋田県 (3施設、1食品群、3品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	秋田県農協乳業株式会社	秋田県横手市十文字町仁井田字八萩85番地2	牛乳	牛乳
2	株式会社鳥海高原ユースパーク花立牧場工房ミルジー	秋田県由利本荘市矢島町城内字花立60	牛乳	牛乳
3	東北森永乳業(株)秋田工場	秋田県大館市岩瀬字上軽石野38-1	牛乳	牛乳

山形県 (13施設、4食品群、14品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	城西牛乳株式会社	山形県山形市城西町3丁目1番10号	乳	牛乳
2	株式会社ヤガイ本社工場	山形県山形市高神台8	食肉製品	加熱後包装食肉製品
3	株式会社ヤガイ山形第二工場	山形県山形市鑄物町46番6号	食肉製品	乾燥食肉製品
4	東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3丁目1番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
5	東北日本ハム株式会社第二工場	山形県酒田市広栄町2丁目2番地9	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	東北アヲハタ株式会社	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰食品
7	丸菱食品株式会社 第5工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(殺菌後密栓・密封)
8	丸菱食品株式会社 第8工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(殺菌後密栓・密封)
9	山形食品株式会社	山形県南陽市漆山1176番地1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(殺菌後密栓・密封)
10	三和缶詰株式会社本社工場第六工場	山形県東村山郡中山町大字長崎229-2	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品(熱溶解)
11	北日本羽黒食品株式会社羽黒工場	山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣272	清涼飲料水	ミネラルウォーター類
12	奥羽乳業協同組合	山形県西村山郡河北町吉田字花ノ木2150-3	乳	牛乳
13	株式会社ニチロサンバック 山形工場	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2888-2	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(殺菌後密栓・密封)

福島県 (9施設、5食品群、19品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県安達郡本宮町大字荒井字下原14	乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳
2	福島乳業株式会社	福島市飯坂町平野字上前田6-1	乳	牛乳
3	会津中央乳業株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字金上字辰巳19-	乳	牛乳
4	株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10番地の1	乳製品	乳酸菌飲料、発酵乳
5	森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5番地	乳製品	アイスクリーム、脱脂粉乳
6	東北相模ハム株式会社	福島県白河市白坂字牛清水105	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
7	株式会社サンフレックス永谷園本社工場	福島県いわき市常盤下船尾町杭出作23-10	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品(熱溶解)
8	株式会社夕月 夕月工場	福島県いわき市泉町滝尻字松原55	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品、特殊包装かまぼこ
9	酪王乳業株式会社本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、乳飲料

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関

検査機関の名称	登録検査機関の所在地	登録区分	検査の種類	検査施設の名称	検査施設の所在地
(社) 青森県薬剤師会	青森県青森市浪打 1-16-17	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(社) 青森県薬剤師会 衛生検査センター	青森県青森市浪打 1-16-17
(社) 岩手県薬剤師会	岩手県盛岡市馬場町 3-12	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(社) 岩手県薬剤師会 会館岩手県医薬品 衛生検査センター	岩手県盛岡市上堂 4-5-30
(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市青葉区通町 1-6-9
(財) 秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市秋久保町 6-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市寺内字尻桜 281-15
(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68
(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6
(財) 日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-12-7	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(財) 日本冷凍食品検査協会 仙台検査所	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18
(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区2丁目3番36号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区2丁目3番 36号
(財) 宮城県公営衛生検査セン ター	仙台市青葉区落合2丁目15番24号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 宮城県公営衛生検査セ ンター	仙台市青葉区落合2丁目1 5番24号
(株) 日本環境衛生研究所	仙台市若林区卸町1丁目4番1号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本環境衛生研究所	仙台市若林区卸町1丁目4 番2号
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地
日本エコテック株式会社	東京都中央区日本橋1-2-5	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本エコテック(株) 福島分析センター	福島県二本松市平石高田 4-286
(株) 秋田県分析化学センター (平成21年3月31日に登録廃止)	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 秋田県分析化学セン ター	秋田県秋田市八橋字下八橋 191-42

(3-1) 対米輸出水産加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
US	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字戸谷268-1	冷凍ホタテ貝柱卵付き、冷凍ホタテ貝柱
US	0253001	青森県	武輪水産株式会社	青森県八戸市紋町下手代浜り32	しめさば
US	0452002	宮城県	株式会社渡會	宮城県塩釜市新浜町1-7-10	真鱈、おひょう、油かれい、からすかれいフィレ
US	0456001	宮城県	マルトモ株式会社 チルド仙台工場	宮城県柴田郡柴田町大字槻木堂ヶ崎63-1	くらげ、いか加工品
US	0771001	福島県	株式会社中外フーズ	福島県伊達郡梁川町やながわ工業団地1-1	味付数の子、味付ほっき、黄金いい蛸 味付いい蛸、えびっこ風味味っこ梅
US	0251002	青森市	株式会社青森県ほたて加工	青森県青森市新城字山田208-9	冷凍ホタテ貝柱

(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
EU	0452001	宮城県	極洋食品株式会社 第2工場	宮城県塩釜市新浜町3-20-1	冷凍食品(えびフリッター)
EU	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字戸谷268-1	冷凍ホタテ貝柱

(4) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関

検査機関の名称	指定検査機関の所在地	検査施設の名称	検査施設の所在地	指定年月日
(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	平成4年3月5日
(社) 青森県獣医師会	青森県青森市松原2-8-2	(社) 青森県獣医師会 食鳥検査センター	青森県八戸市根城6-22-22	平成15年3月14日

7 保險年金課關係

(1) 健康保険組合所在地一覧

H21.3.31

	組合コード	組合名	形態	所在地	電話
青森	1	12033 青森銀行	単一	030-0823 青森市橋本1-9-30	017-777-1111
	2	12051 みちのく銀行	単一	030-0821 青森市勝田1-3-1	017-774-1115
	3	12061 日本原燃	単一	039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108	0175-71-2381
岩手	4	13050 岩手銀行	単一	020-0021 盛岡市中央通1-2-3	019-623-1111
	5	13096 北日本銀行	単一	020-0063 盛岡市材木町2-23	019-623-8400
	6	13101 新興	単一	025-0354 花巻市大畑第9地割92-6	0198-26-2181
	7	13111 岩手県自動車販売	総合	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-7061
	8	13120 みちのくコカ・コーラ	単一	028-3621 紫波郡矢巾町広宮沢1-279	019-611-0660
	9	13139 東北銀行	単一	020-0023 盛岡市内丸3-1	019-654-5412
	10	13148 東日本ハウス	単一	020-0062 盛岡市中央通2-8-5 東日本中央通ビル3F	019-626-9251
宮城	11	14085 東北電力	単一	980-8550 仙台市青葉区本町1-7-1	022-224-6335
	12	14094 七十七銀行	単一	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-211-9743
	13	14119 河北新報	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-262-6336
	14	14128 ユアテック	単一	983-8622 仙台市宮城野区榴岡4-1-1	022-296-2111
	15	14146 宮城交通	単一	981-3201 仙台市泉区泉ヶ丘3-13-20	022-771-5319
	16	14155 東北しんきん	総合	980-0804 仙台市青葉区大町1-2-6	022-262-7684
	17	14164 東北薬業	総合	980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-267-1350
	18	14173 宮城県自動車販売	総合	983-0036 仙台市宮城野区苦竹4-3-1	022-232-6661
	19	14191 仙台銀行	単一	980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-1	022-225-8241
	20	14216 仙台卸商	総合	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-5896
	21	14234 東北セミコンダクタ	単一	981-3206 仙台市泉区明通3-3-1	022-377-9365
秋田	22	15108 秋田銀行	単一	010-8655 秋田市山王3-2-1	018-863-1212
	23	15135 秋田県自動車販売	総合	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-863-5377
	24	15153 北都銀行	単一	010-0001 秋田市中通3-1-41	018-833-4211
山形	25	16063 山形銀行	単一	990-8642 山形市七日町3-1-2	023-623-1221
	26	16081 第一貨物	単一	990-0033 山形市諏訪町2-1-20	0236-23-1430
	27	16091 きらやか	単一	990-0045 山形市桜町7-35	023-623-8111
	28	16115 山形県自動車販売	総合	990-2432 山形市荒橋町1-8-5	023-632-1464
	29	16124 荘内銀行	単一	990-0821 山形市北町1-3-18	023-684-5553
福島	30	17122 クレハ	単一	974-8686 いわき市錦町落合16	0246-63-4183
	31	17178 東邦銀行	単一	960-8041 福島市大町3-25	024-523-5876
	32	17187 常磐	単一	972-8321 いわき市常磐湯本町辰ノ口1	0246-44-2500
	33	17201 北芝電機	単一	960-1292 福島市松川町字天王原9	024-567-6790
	34	17239 三菱伸銅	単一	965-0025 会津若松市扇町128-7	0242-22-7111
	35	17275 福島銀行	単一	960-8033 福島市万世町2-5	024-525-2928
	36	17284 福島トヨペットグループ	単一	963-8843 郡山市宇川向1-1	024-947-0909
	37	17293 大東銀行	単一	963-8871 郡山市本町1-11-15	024-922-9532
	38	17309 会津中央	単一	960-0011 会津若松市鶴賀町1-1	0242-39-3922

【合併又は解散により消滅した健保組合】

1	宮城	しんくみ東北	平成16年4月1日解散
2		エヌイーシーケー	平成17年4月1日 日本電気健保と合併により消滅
3	山形	ヤマコー	平成19年1月1日解散
4		山形しあわせ銀行	平成19年4月1日 殖産銀行健保と合併により消滅(組合名変更 きらやか健保組合)
5	福島	日本化成	平成17年4月1日 三菱化学健保と合併により消滅
6		常磐交通	平成15年4月1日解散
7		福島交通	平成17年4月1日解散
8		会津乗合	平成14年4月1日解散
9		旭陽	平成18年4月1日解散
10		林精器	平成16年4月1日解散
11		日産福島	平成20年4月1日解散

(2) 厚生年金基金所在地一覽

H21.3.31

	基金番号	基金名	種 型	所 在 地	電話番号	
岩手	1	1146 岩手県自動車販売	総加	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-5101	
	2	1214 岩手県建設業	総加	020-0873 盛岡市松尾町17-9	019-653-4484	
	3	1403 岩手県機械金属	総加	020-0022 盛岡市大通3-2-8	019-623-4434	
宮城	4	249 七十七銀行	単加	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-267-1111	
	5	378 東北印刷工業	総加	983-0034 仙台市宮城野区扇町3-9-12	022-284-0551	
	6	744 東北石油業	総加	980-0011 仙台市青葉区上杉1-16-8	022-261-0333	
	7	897 東北六県トラック	総加	984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-4781	
	8	957 東北薬業	総加	980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-223-8791	
	9	1039 東北七県電気工事業	総加	984-0074 仙台市若林区東七番丁157	022-221-4415	
	10	1153 宮城県建設業	総加	980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48	022-221-1151	
	11	1215 河北新報	単加	980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-263-4720	
	12	1331 東北管工事業	総加	980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22	022-263-7521	
	13	1402 仙台卸商	総加	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-9621	
	14	1639 南東北機械金属	総加	980-0014 仙台市青葉区本町2-7-13	022-213-0233	
	15	1704 東北三県自動車整備	総加	983-0861 仙台市宮城野区鉄砲町1-2	022-293-8261	
	秋田	16	989 秋田県自動車販売	総加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-865-1257
		17	1282 秋田県建設業	総加	010-0951 秋田市山王4-3-10	018-823-6305
18		1378 秋田県病院	総加	010-0921 秋田市大町1-3-8	018-824-5761	
19		1781 両羽自動車整備	総加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-824-7551	
20		1782 秋田県機械金属	総加	010-0921 秋田市大町1-3-8	018-866-8261	
21		1783 秋田県電子工業	総加	010-0001 秋田市中通2-2-32	018-831-0981	
山形	22	1705 天童木工	単加	994-0002 天童市乱川1-3-10	023-653-3121	
	23	1733 山形県医療機関	総加	990-2492 山形市香澄町2-9-13	023-634-8550	
福島	24	638 常磐交通	連加	970-8034 いわき市平上荒川字長尾74-8	0246-29-5616	
	25	890 日産福島	連加	960-8102 福島市北町2-32	024-522-0170	
	26	1129 福島県病院	総加	960-8035 福島市本町5-8	024-522-1062	
	27	1734 福島県自動車整備	総加	960-8165 福島市吉倉字前田2-1	024-545-8291	

【確定給付企業年金へ移行した基金】

1	青森	青森銀行	平成17年1月1日 過去返上認定(承認)
2		みちのく銀行	平成16年4月1日 過去返上認定(承認)
3	岩手	北日本銀行	平成16年4月1日 過去返上認定(承認)
4		岩手銀行	平成17年9月1日 過去返上認定(承認)
5		東日本ハウス	平成16年5月1日 過去返上認定(承認)
6	宮城	仙台コカ・コーラボトリング	平成16年11月1日 過去返上認定(承認)
7	秋田	秋田銀行	平成16年3月1日 過去返上認定(承認)
8		北都銀行	平成16年7月1日 過去返上認定(承認)
9	山形	山形銀行	平成16年3月1日 過去返上認定(承認)
10		山形しあわせ銀行	平成17年4月1日 過去返上認定(承認)→平成19年4月1日合併
11		殖産銀行	平成18年9月1日 過去返上認定(承認)
12		荘内銀行	平成16年9月1日 過去返上認定(承認)
13		前田	平成16年4月1日 過去返上認定(承認)
14	福島	日東紡績	平成16年4月1日 過去返上認定(承認)→東京都へ所在地変更
15		東邦銀行	平成16年10月1日 過去返上認定(承認)
16		日立コミュニケーションテクノロジー	平成16年10月1日 過去返上認定(承認)→平成18年10月1日合併
17		大東銀行	平成17年4月1日 過去返上認定(承認)
18		ゼビオ	平成17年4月1日 過去返上認定(承認)

【解散又は合併により消滅した基金】

1	青森	青森県病院	平成17年1月28日 解散
2		青森県建設業	平成17年2月25日 解散
3		東北地区木材	平成14年10月1日 合併(東日本木材業)
4	岩手	新興	平成15年1月29日 解散
5		岩手県医療機関	平成17年2月25日 解散
6	宮城	カメイ	平成15年11月27日 解散
7		伯養軒	平成13年1月26日 解散
8		東北百貨店	平成14年9月26日 解散
9		宮城県病院	平成15年11月27日 解散
10		東北地区指定自動車教習所	平成13年12月20日 解散
11	秋田	みやぎ電子機械工業会	平成16年3月24日 解散
12		秋北バス	平成14年5月17日 解散
13		アキタ電子システムズ	平成16年9月29日 解散
14	山形	第一貨物	平成13年3月22日 解散
15		山形県建設業	平成18年3月22日 解散
16		マルコン電子	平成13年9月20日 解散
17		山形県自動車販売	平成15年10月27日 解散
18	福島	旭陽	平成16年5月27日 解散
19		福島銀行	平成16年9月27日 解散
20		福島県建設業	平成15年9月29日 解散

(3) 国民年金基金所在地一覧

名称	所在地	電話番号
青森県国民年金基金	030-0862 青森市古川1-21-8 読売青森ビル5階	017-777-1700
岩手県国民年金基金	020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館9階1号	019-652-4814
宮城県国民年金基金	980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 協栄生命仙台二日町ビル7	022-215-3431
秋田県国民年金基金	010-0001 秋田市中通1-4-32 千代田生命秋田ビル5階	018-837-3611
山形県国民年金基金	990-0039 山形市香澄町 2-8-18 第7近宣ビル4階	023-625-3870
福島県国民年金基金	960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル5階	024-523-3387

(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧

名 称	所 在 地	電話番号
青森支部	030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階	017-721-2799
岩手支部	020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階	019-604-9009
宮城支部	980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8階	022-714-6850
秋田支部	010-8507 秋田市川元山下町5-21	018-883-1800
山形支部	990-8587 山形市幸町 18-20 JA山形市本店ビル3階	023-629-7225
福島支部	960-8546 福島市栄町 6-6 NBFユニックスビル8階	024-523-3916

(5) 県別保険者等数

H21.3.31

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北計	全国計
健康保険組合	3	7	11	3	5	9	38	1,485
厚生年金基金	0	3	12	6	2	4	27	614
国民年金基金	1	1	1	1	1	1	6	72
確定拠出年金	8	14	30	7	22	25	106	3,043
確定給付企業年金	34	32	57	23	48	47	241	5,451

注) 健康保険組合、厚生年金基金及び確定給付企業年金は平成21年4月1日現在。

8 管理課関係

(1) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧

県名	名 称	所 在 地
青森県	青森県国民健康保険団体連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル3階
岩手県	岩手県国民健康保険団体連合会	〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 国保会館内
宮城県	宮城県国民健康保険団体連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内
秋田県	秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
山形県	山形県国民健康保険団体連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6
福島県	福島県国民健康保険団体連合会	〒960-8043 福島市中町3-7

(2) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧

県名	名 称	所 在 地
青森県	青森県後期高齢者医療広域連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル1階
岩手県	岩手県後期高齢者医療広域連合会	〒020-8510 盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館4階
宮城県	宮城県後期高齢者医療広域連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館9階
秋田県	秋田県後期高齢者医療広域連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館1階
山形県	山形県後期高齢者医療広域連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6 山形県国保会館内
福島県	福島県後期高齢者医療広域連合会	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内

(3) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧

県名	名 称	所 在 地
青森県	青森県社会保険診療報酬支払基金	〒030-8502 青森市堤町1-5-1
岩手県	岩手県社会保険診療報酬支払基金	〒020-0883 盛岡市志家町10-35
宮城県	宮城県社会保険診療報酬支払基金	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27
秋田県	秋田県社会保険診療報酬支払基金	〒010-8566 秋田市中通7-2-17
山形県	山形県社会保険診療報酬支払基金	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1
福島県	福島県社会保険診療報酬支払基金	〒960-8555 福島市三河南町11-5

(4) 厚生労働大臣所管医療法人一覽
(平成21年3月31日現在 27法人)

都道府県名	種別	決算月	医療法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森県	社団	3月	医療法人輝栄会	奈良岡 英俊	青森市浜館二丁目3番地42
岩手県	社団	3月	医療法人社団創生会	上田 雅道	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1
	社団	9月	医療法人青松会	青木 光	二戸市石切所字森合32番地1
	社団	3月	社団医療法人啓愛会	井筒 岳	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目87番地
	社団	5月	医療法人磐清会	木村 力夫	一関市三関字仲田32番地3
宮城県	財団	3月	医療法人財団瑞泉会	飯田 尚治	仙台市泉区南光台東一丁目1番24号アルファ201
	社団	6月	医療法人社団ぶなの森	臼井 恵二	仙台市青葉区柏木二丁目4番76号
	社団	4月	医療法人社団青葉会	笠原 一規	仙台市宮城野区新田一丁目19番54号
	社団	3月	医療法人将道会	渡邊 一夫	岩沼市里の杜一丁目2番5号
	社団	3月	医療法人泰永会	宮崎 泰	大崎市古川旭四丁目3番10号
	社団	7月	医療法人社団爽秋会	岡部 健	名取市植松一丁目1番24号
秋田県	社団	3月	医療法人久幸会	稲庭 千弥子	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1
	社団	3月	医療法人能代歯科医療会	鈴木 洋一	能代氏上町10番23号
山形県	社団	3月	医療法人豊田会	菊地 博生	山形市本町一丁目4番26号
	社団	3月	医療法人社団明山会	山本 登	東根市大森二丁目3番6号
福島県	社団	3月	社団医療法人至誠会	幸島 孝志	いわき市錦町鈴鹿103番地の1
	社団	3月	医療法人社団ときわ会	常盤 峻士	いわき市内郷綴町沼尻62
	社団	3月	医療法人かもめクリニック	金田 浩	いわき市草木台五丁目8番地
	社団	3月	医療法人社団博英会	金子 大成	西白河郡西郷村字下前田東6番地
	社団	3月	医療法人五星会	星 健二	会津若松市大町一丁目3番16号
	社団	6月	医療法人亘喜会	石田 亘	郡山市大槻町字中谷地45番地の2
	社団	3月	医療法人社団慈泉会	渡部 芳徳	白河市関辺引目橋33番地
	社団	3月	医療法人而成会	松本 啓	双葉郡双葉町大字前田字桜町31番地の1
	社団	12月	医療法人渡部会	渡部 好造	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56番地1
	社団	12月	医療法人きびたき会	石原 信浩	郡山市駅前二丁目3番10号セントラルビル6階
	社団	2月	医療法人野の花	富田 均	郡山市本町二丁目2番7号
	社団	3月	医療法人昭美会	外島 昭夫	郡山市大槻町字針生184番地の13

9 医療指導課・指導監査課
・ 県事務所関係

(1) 【国の開設する病院一覧(東北)】(28病院)

平成21年3月31日現在

県名	番号	病院名	開設者	所在地	診療科目					
					一般	療養	結核	精神	感染	総数
青森	1	国立療養所松丘保養園	厚生労働省	青森市大字石江字平山 19	477					477
	2	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市富野町 1	342					342
	3	弘前大学医学部附属病院	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町 53	571		0	41	6	618
	4	独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人国立病院機構	八戸市吹上 3-13-1	138					138
	5	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	474					474
	6	独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人国立病院機構	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	260		60			320
	7	自衛隊大湊病院	防衛省	むつ市大湊町 14-47	30					30
	8	自衛隊三沢病院	防衛省	三沢市三沢後久保 125-7	50					50
岩手	9	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人国立病院機構	盛岡市青山 1-25-1	250		50			300
	10	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	花巻市諏訪 500	80			238		318
	11	独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人国立病院機構	一関市山目字泥田山下 48	220					220
	12	独立行政法人国立病院機構釜石病院	独立行政法人国立病院機構	釜石市定内町 4-7-1	180					180
宮城	13	東北大学病院	国立大学法人東北大学	仙台市青葉区星陵町 1-1	1,236			70	2	1,308
	14	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	仙台市青葉区台原 4-3-21	562					562
	15	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	独立行政法人国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	650			48		698
	16	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	480					480
	17	自衛隊仙台病院	防衛省	仙台市宮城野区南目館 1-1	135			15		150
	18	独立行政法人国立病院機構宮城病院	独立行政法人国立病院機構	亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	410		32			442
	19	国立療養所東北新生園	厚生労働省	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	460					460
秋田	20	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	大館市軽井沢字下岱 30	250					250
	21	秋田大学医学部附属病院	国立大学法人秋田大学長	秋田市広面字蓮沼 44番2	574			36		610
	22	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人国立病院機構	由利本荘市岩城内道川字井戸の沢 84-40	324		16			340
山形	23	独立行政法人国立病院機構山形病院	独立行政法人国立病院機構	山形市行才 126-2	258		50			308
	24	山形大学医学部附属病院	国立大学法人山形大学長	山形市飯田西 2-2-2	564			40		604
	25	独立行政法人国立病院機構米沢病院	独立行政法人国立病院機構	米沢市大字三沢 26100-1	220					220
福島	26	独立行政法人国立病院機構福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚 13	350		22			372
	27	独立行政法人国立病院機構いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市平豊間字兎渡路 291	180					180
	28	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	いわき市内郷綴町沼尻 3	426					426
計					10,151	0	230	488	8	10,877

開設者別	開設者別					
	一般	療養	結核	精神	感染	総数
厚生労働省	937	0	0	0	0	937
国立病院機構	4,342	0	230	286	0	4,858
国立大学法人	2,945	0	0	187	8	3,140
防衛省	215	0	0	15	0	230
労働者健康福祉機構	1,712	0	0	0	0	1,712
	10,151	0	230	488	8	10,877

(2)【国の開設する診療所一覧(東北)】(49診療所)

平成21年3月31日現在

県名	番号	診療所名	開設者	病床数	住所
青森	1	国立大学法人弘前大学保健管理センター	国立大学法人 弘前大学長	0	弘前市文京町1番地
	2	青森刑務所医務課診療所	法務省	19	青森市大字荒川字藤戸88番地
	3	陸上自衛隊青森駐屯地医務室	防衛省	15	青森市浪館字近野45
	4	青森家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	青森市長島1丁目3番26号
	5	陸上自衛隊弘前駐屯地医務室	防衛省	5	弘前市大字原ヶ平字山中18-117
	6	陸上自衛隊八戸駐屯地医務室	防衛省	10	八戸市大字市川町字桔梗野官地
	7	海上自衛隊八戸航空基地隊医務室	防衛省	12	八戸市大字河原木字八太郎山官地
	8	海上自衛隊大湊衛生隊医務室	防衛省	10	むつ市大湊町2番50号
	9	航空自衛隊三沢基地医務室	防衛省	0	三沢市三沢後久保125-7
	10	青森少年院医務課診療所	法務省	0	東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻
岩手	11	岩手大学保健管理センター	国立大学法人 岩手大学	0	盛岡市上田三丁目18番8号
	12	盛岡家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	盛岡市内丸9番1号
	13	盛岡少年刑務所医務課診療所	法務省	19	盛岡市上田字松屋敷11-11
	14	盛岡少年院医務課	法務省	0	盛岡市月が丘2-15-1
	15	陸上自衛隊岩手駐屯地医務室	防衛省	10	岩手郡滝沢村滝沢字後268-433
宮城	16	宮城教育大学保健管理センター	国立大学法人 宮城教育大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
	17	東北大学病院出張診療所	国立大学法人 東北大学総長	0	仙台市青葉区荒巻字青葉6-3
	18	東北大学保健管理センター	国立大学法人 東北大学総長	0	仙台市青葉区川内41番
	19	東北大学病院歯科医療センター	国立大学法人 東北大学総長	0	仙台市青葉区星陵町4番1号
	20	仙台検疫所医務室	厚生労働省	0	塩釜市真山通3丁目4番地1号
	21	独立行政法人労働者健康福祉機構労働リハビリテーション 宮城作業所付属診療所	独立行政法人労働 者健康福祉機構	0	宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2
	22	仙台家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	仙台市青葉区片平1-6-1
	23	陸上自衛隊霞目駐屯地医務室	防衛省	3	仙台市若林区霞目1丁目1番地1号
	24	宮城刑務所医務部	法務省	19	仙台市若林区古城2-3-1
	25	仙台少年鑑別所医務課	法務省	0	仙台市若林区古城3-27-17
	26	東北少年院医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-21-1
	27	青葉女子学園医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-24-1
	28	陸上自衛隊仙台駐屯地医務室	防衛省	0	仙台市宮城野区南目館1-1
29	航空自衛隊松島基地医務室	防衛省	10	東松島市矢本字板取85番地	
30	陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	防衛省	10	多賀城市丸山2丁目1-1	
31	陸上自衛隊船岡駐屯地医務室	防衛省	8	柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1	
32	陸上自衛隊大和駐屯地医務室	防衛省	3	黒川郡大和町吉岡字西原21-9	
33	航空大学校仙台分校医務室	独立行政法人 航空大学校	0	岩沼市下野郷字新拓353番地	
秋田	34	秋田大学保健管理センター	国立大学法人 秋田大学長	0	秋田市手形学園町1番1号
	35	秋田刑務所医務課診療所	法務省	19	秋田市川尻新川町1-1
	36	秋田家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	秋田市山王7丁目1番1号
	37	陸上自衛隊秋田駐屯地医務室	防衛省	5	秋田市寺内字將軍野1
山形	38	山形大学保健管理センター	国立大学法人 山形大学	0	山形市小白川町1丁目4番12号
	39	山形刑務所医務課診療所	法務省	19	山形市あけぼの2-1-1
	40	山形家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	山形市旅籠町2丁目4番22号
	41	陸上自衛隊神町駐屯地医務室	防衛庁	19	東根市神町南3丁目1-1
	42	鷹揚学院医務課診療所	法務省	0	米沢市下新田445
福島	43	福島大学保健管理センター	国立大学法人 福島大学	0	福島市金谷川1番地
	44	福島家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	福島市花園町5番38号
	45	陸上自衛隊福島駐屯地医務室	防衛省	5	福島市荒井字原宿1
	46	陸上自衛隊郡山駐屯地医務室	防衛省	5	郡山市大槻町字長右工門林1
	47	福島刑務所医務課診療所	法務省	19	福島市南沢又字上原1
	48	福島刑務支所医務課診療所	法務省	18	福島市南沢又字水門下66
	49	二本松青年海外協力隊訓練所診察室	独立行政法人 国際協力機構	0	二本松市永田字長坂4-2
				262	

(3) 特定機能病院一覧

病院名	所在地		電話番号	立入検査実施日
弘前大学医学部附属病院	036-8203	青森県弘前市本町5-3番地	0172-33-5111	20.10.16~17 実施
岩手医科大学附属病院	020-0023	岩手県盛岡市内丸1-9番1号	019-651-5111	20.11.6~7 実施
東北大学医学部附属病院	980-0872	宮城県仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7000	20.11.12~13 実施
秋田大学医学部附属病院	010-0041	秋田県秋田市広面蓮沼4-4-2	018-834-1111	20.10.23~24 実施
山形大学医学部附属病院	990-2331	山形県山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	20.12.11~12 実施
福島県立医科大学医学部附属病院	960-1247	福島県福島市光が丘1番地	024-548-2111	20.11.17~18 実施

(4) 平成20年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【指導実施状況】

	集団指導		
	医科	歯科	薬局
保険医療機関等数	848	327	675
保険医等数	57	4	64

	集団の個別指導		
	医科	歯科	薬局
保険医療機関等数	370	311	292

	個別指導			新規個別指導		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
保険医療機関等数	189	156	176	63	73	71

【監査実施状況】

	監査		
	医科	歯科	薬局
保険医療機関等数	7	3	1

行政措置を受けた保険医療機関等数								
取消			戒告			注意		
医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
3	0	1	1	0	0	0	0	0

行政措置を受けた保険医等数								
取消			戒告			注意		
医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
3	0	1	1	0	2	1	0	0

【柔道整復師 指導監査実施状況】

個別指導		監査	
柔道整復師数	実施回数 (日数)	柔道整復師数	実施回数 (日数)
7	7	1	2

【訪問看護ステーション 指導監査実施状況】

集団指導	個別指導	監査			
訪問看護ステーション数	訪問看護ステーション数	訪問看護ステーション数	行政措置を受けた 訪問看護ステーション数		
			取消	戒告	注意
71	0	0	0	0	

【施設基準等適時調査実施状況】

保険医療機関等数			
医科 (病院)	医科 (診療所)	歯科	薬局
175	0	0	0

【保険医療機関等指定状況】

新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
211	121	301	253	131	237

【保険医療機関等情報】

平成21年3月31日現在

保険医療機関等数			保険医等数		
医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師
6,262	4,301	4,017	22,005	7,214	15,007

【柔道整復師情報】 平成21年3月31日現在

施術所数	柔道整復師数	
	協定	契約
2,159	1,354	805

【訪問看護ステーション情報】 平成21年3月31日現在

訪問看護 ステーション数
480

(5) 東北管内院内感染対策研修会開催一覧

- 平成20年5月16日(金) (於: 公立刈田総合病院(宮城県白石市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 19人(宮城県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 約30人(公立刈田総合病院職員等)

- 平成20年5月23日(金) (於: 岩手県立久慈病院(岩手県久慈市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 17人(岩手県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 約50人(岩手県立久慈病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成20年6月11日(水) (於: J A秋田厚生連平鹿総合病院(秋田県横手市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 11人(秋田県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 約30人(J A秋田厚生連平鹿総合病院職員)

- 平成20年7月3日(木) (於: 米沢市立病院(山形県米沢市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 15人(山形県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 約50人(米沢市立病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成20年7月8日(火) (於: 弘前市立病院(青森県弘前市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 15人(青森県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 約50人(弘前市立病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成20年7月25日(金) (於: 財団法人脳神経研究所附属総合南東北病院(福島県郡山市))

(研修内容)

- ・院内感染対策ラウンドのポイント
- ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）

(参加者) 19人（福島県内の各保健所医療監視員等）

(聴講者) 110人（総合南東北病院職員及び近隣医療機関等）

1 0 福祉指導課関係

(1) 東北厚生局所管社会福祉法人一覧

平成21年3月31日現在

	法人の名称	代表者	主たる事務所の所在地
1	みやぎ会	理事長 田中 信幸	青森県八戸市大字売市字観音下3-2
2	照輝会	理事長 一戸 義雄	青森県五所川原市みどり町4-126-1
3	わとなーる	理事長 村元 裕	青森県東津軽郡蓮田村大字郷沢字浜田397
4	ファミリー	理事長 佐藤 和夫	青森県三戸郡五戸町字姥堤34-1
5	弘前愛成園	理事長 三浦 昭子	青森県弘前市大字豊原1-1-3
6	信和会	理事長 細越 善次郎	青森県八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋36-50
7	山王平成会	理事長 加賀屋 興平	秋田県秋田市御所野地藏田9-6
8	千宏会	理事長 大場 利秋	山形県最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360-19
9	敬寿会	理事長 金澤 敬一	山形県山形市大字妙見寺500-1
10	牧人会	理事長 山下 勝弘	福島県西郷村大字小田倉字上上野原158-1
11	南東北福祉事業団	理事長 渡邊 一夫	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2

1 1 麻薬取締部関係

(1) 麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移

年次	麻薬及び向精神薬法		あへん法		大麻取締法		計		覚せい剤取締法			
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員		
昭和25	1,524	2,208	-	-	18	24	1,542	2,232	18,711	17,528		
27	1,190	1,642	-	-	39	51	1,229	1,693	21,727	18,521		
28	1,030	1,462	-	-	8	9	1,038	1,471	38,763	38,514		
29	1,527	2,092	26	30	16	17	1,568	2,139	53,221	55,664		
30	1,280	1,753	157	181	42	52	1,479	1,985	30,570	32,140		
31	1,050	1,575	128	140	27	33	1,215	1,748	4,875	5,047		
32	1,013	1,365	144	173	25	29	1,182	1,567	787	781		
33	1,615	2,073	63	75	7	13	1,685	2,152	258	271		
34	1,394	1,714	137	147	28	30	1,559	1,891	332	372		
35	1,657	1,987	310	315	9	10	1,986	2,312	425	476		
36	2,023	2,442	190	199	22	24	2,235	2,655	459	477		
37	1,773	2,176	203	208	34	34	2,010	2,418	530	545		
38	2,135	2,571	402	417	144	147	2,681	3,135	1,051	971		
39	707	792	419	425	158	164	1,284	1,381	973	850		
40	1,035	1,090	890	902	255	255	2,180	2,251	885	725		
41	899	974	917	920	157	158	1,973	2,052	847	694		
42	592	558	702	705	301	298	1,595	1,551	841	675		
43	298	351	135	148	392	410	826	1,919	1,091	775		
44	210	239	377	377	425	413	1,013	1,029	915	704		
45	212	245	230	230	707	733	1,149	1,208	2,453	1,682		
46	255	229	207	202	831	717	1,294	1,148	4,431	2,634		
47	354	341	253	251	853	725	1,460	1,318	7,702	4,777		
48	455	429	310	287	779	751	1,544	1,477	14,250	8,510		
49	435	393	175	171	781	720	1,393	1,284	5,771	5,119		
50	258	232	158	140	971	909	1,397	1,281	13,590	8,422		
51	195	165	184	185	1,064	960	1,443	1,310	17,929	10,919		
52	201	125	191	191	1,225	1,095	1,817	1,412	24,022	14,741		
53	135	102	140	142	1,711	1,253	1,587	1,497	30,287	16,027		
54	147	103	217	217	1,573	1,314	1,937	1,534	31,991	18,552		
55	241	158	259	254	1,745	1,433	2,255	1,855	33,808	20,200		
56	144	98	251	252	1,595	1,345	2,101	1,705	38,855	22,331		
57	159	100	273	270	1,550	1,244	1,992	1,514	38,231	23,719		
58	129	89	405	408	1,593	1,231	2,128	1,728	37,552	23,635		
59	223	132	201	197	1,715	1,381	2,139	1,720	37,739	24,372		
60	158	138	449	443	1,597	1,273	2,214	1,854	36,115	23,344		
61	166	118	440	397	1,524	1,337	2,230	1,852	32,554	21,408		
62	149	99	388	355	1,732	1,395	2,259	1,849	31,301	20,955		
63	155	125	217	213	2,033	1,570	2,415	1,909	30,229	20,715		
平成元	340	248	185	168	1,815	1,470	2,341	1,885	23,557	15,855		
2	(2)	331	(2)	240	113	111	2,091	1,620	2,535	1,971	20,095	15,267
3	(50)	413	(29)	271	120	125	2,020	1,595	2,553	1,902	22,047	15,330
4	(101)	485	(55)	331	102	91	2,347	1,639	2,934	2,051	21,208	15,311
5	(111)	479	(84)	353	183	132	2,871	2,055	3,513	2,540	21,571	15,495
6	(130)	551	(91)	343	254	222	2,575	2,103	3,480	2,658	20,055	14,895
7	(97)	572	(54)	334	229	172	2,314	1,555	3,115	2,051	23,731	17,354
8	(107)	528	(75)	275	190	141	2,098	1,305	2,815	1,722	25,959	19,555
9	(80)	451	(53)	238	222	161	1,874	1,175	2,547	1,574	27,152	19,937
10	(64)	555	(44)	280	182	134	2,119	1,315	2,855	1,730	22,753	17,084
11	(75)	522	(57)	285	158	128	1,754	1,224	2,454	1,538	24,419	18,491
12	(57)	498	(35)	254	122	87	1,815	1,224	2,435	1,545	25,227	19,155
13	(48)	585	(42)	271	90	49	2,321	1,525	2,997	1,845	25,050	18,110
14	(59)	709	(37)	327	93	55	2,577	1,873	3,479	2,255	23,474	16,954
15	(52)	1,027	(25)	530	89	55	2,925	2,173	4,041	2,755	20,343	14,797
16	(77)	1,224	(52)	635	91	58	3,125	2,312	4,440	3,015	17,955	12,397
17	(43)	1,252	(35)	595	33	13	2,951	2,053	4,237	2,582	20,273	13,549
18	(48)	1,214	(45)	511	50	27	3,359	2,423	4,533	3,051	17,480	11,821
19	(125)	1,170	(39)	542	53	47	3,388	2,375	4,521	2,954	17,159	12,211

注1) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料の合計による。注2) ()内は、向精神薬事犯で内数である。

(2) 年令階層・法令別送致人員 (平成19年1月~12月)

区分	法令		麻薬及び向精神薬取締法			あへん法	大麻取締法	覚せい剤取締法	計
	麻	数	向	原	小計				
人員	男	1,045	125		1,170	63	3,388	17,169	21,790
	女	404	26		430	28	2,180	9,766	12,404
	その他	99	13		112	19	193	2,445	2,769
19才以下	計								
	男	503	39		542	47	2,375	12,211	15,175
20~24才	女	10	2		12	1	158	125	296
	計	18	1		19		26	183	228
25~29才	男	100			100	1	681	761	1,543
	女	30	1		31		64	419	514
30~39才	計	105	2		107	4	645	1,319	2,076
	男	23	4		27	1	39	432	499
40~49才	女	99	11		110	10	447	3,733	4,300
	計	15	4		19		46	889	954
50才以上	男	62	6		68	8	177	2,412	2,665
	女	11	1		12		14	395	421
不明	計	28	5		33	4	71	1,422	1,530
	男	2	2		4	18	4	121	147
法	女								
	その他								
合計	男	404	26		430	28	2,180	9,772	12,410
	女	99	13		112	19	193	2,439	2,763
暴・力団関係者	その他								
	計	503	39		542	47	2,375	12,211	15,175
麻薬等犯罪前科者	男	138	2		140	1	675	6,415	7,231
	女	65	5		70		315	6,807	7,192
麻薬中毒者	計	77	5		82	4	406	4,143	4,635

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員 (H19)

	麻 薬		向精神薬		合 計	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
北海道	16	9	3	4	19	13
青森県	2	2			2	2
岩手県	1	0			1	0
宮城県	5	4	4	0	9	4
秋田県	6	1			6	1
山形県	1	2			1	2
福島県			1	1	1	1
茨城県	11	5			11	5
栃木県	5	1			5	1
群馬県	31	10			31	10
埼玉県	15	3	4	2	19	5
千葉県	50	38	1	0	51	38
東京都	441	224	3	1	444	225
神奈川県	111	44	9	3	120	47
新潟県	7	1	4	2	11	3
山梨県	5	0			5	0
長野県			2	2	2	2
静岡県	14	5	1	1	15	6
富山県	1	0	1	1	2	1
石川県	2	1	1	1	3	2
福井県	3	2			3	2
岐阜県	10	1			10	1
愛知県	73	48			73	48
三重県	5	4			5	4
滋賀県	7	1			7	1
京都府	12	5	2	2	17	7
大阪府	67	27	2	2	69	29
兵庫県	22	6	1	1	23	7
奈良県	9	5			9	5
和歌山県	7	6	2	1	9	7
鳥取県	3	2			3	2
島根県	1	0			1	0
岡山県	4	0			4	0
広島県	14	6	3	5	17	11
山口県	6	2	67	2	73	4
徳島県	3	2			3	2
香川県	17	5	4	3	21	8
愛媛県	2	2	1	1	3	3
高知県						
福岡県	27	8	3	3	30	11
佐賀県	12	7			12	7
長崎県						
熊本県	3	2	4	0	7	2
大分県	1	1			1	1
宮崎県						
鹿児島県	6	4	2	1	8	5
沖縄県	7	7			7	7
計	1,000	503	125	39	1,170	542

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(4) 覚せい剤事犯都道府県別検挙件数・人員(H19)

都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	750	604
青森県	92	64
岩手県	72	51
宮城県	127	91
秋田県	34	30
山形県	37	25
福島県	145	107
茨城県	423	375
栃木県	290	228
群馬県	327	199
埼玉県	737	530
千葉県	813	507
東京都	2,849	2,023
神奈川県	1,179	816
新潟県	84	63
山梨県	145	97
長野県	89	71
静岡県	524	436
富山県	33	23
石川県	48	36
福井県	36	32
岐阜県	172	123
愛知県	1,028	844
三重県	185	120
滋賀県	162	100
京都府	411	270
大阪府	2,412	1,625
兵庫県	617	446
奈良県	228	144
和歌山県	138	107
鳥取県	45	26
島根県	20	16
岡山県	192	133
広島県	345	236
山口県	200	162
徳島県	45	27
香川県	162	124
愛媛県	130	102
高知県	63	50
福岡県	1,087	648
佐賀県	109	86
長崎県	72	57
熊本県	222	139
大分県	102	74
宮崎県	65	47
鹿児島県	73	60
沖縄県	50	37
計	17,169	12,211

(5) あへん事犯都道府県別検挙件数・人員(H19)

都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道		
青森県	1	1
岩手県		
宮城県		
秋田県	6	6
山形県	2	2
福島県	8	8
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県	10	9
東京都	8	4
神奈川県	3	1
新潟県		
山梨県	2	2
長野県		
静岡県	2	1
富山県		
石川県		
福井県		
岐阜県		
愛知県	9	4
三重県	3	1
滋賀県		
京都府		
大阪府	2	2
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県	7	6
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
計	63	47

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(b) 大府事犯都道府県別検挙件数・人員 (H19)

都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	140	102
青森県	15	11
岩手県	9	6
宮城県	61	46
秋田県	5	2
山形県	20	14
福島県	7	4
茨城県	43	33
栃木県	19	11
群馬県	45	22
埼玉県	91	57
千葉県	84	46
東京都	1,046	765
神奈川県	267	201
新潟県	27	23
山梨県	23	11
長野県	14	12
静岡県	105	77
富山県	12	6
石川県	26	17
福井県	10	8
岐阜県	39	30
愛知県	203	155
三重県	15	10
滋賀県	23	14
京都府	78	41
大阪府	306	205
兵庫県	118	81
奈良県	28	14
和歌山県	18	10
鳥取県	7	8
島根県	2	1
岡山県	75	47
広島県	26	12
山口県	5	2
徳島県	30	18
香川県	20	14
愛媛県	6	8
高知県	13	8
福岡県	170	114
佐賀県	9	3
長崎県	5	5
熊本県	38	32
大分県	8	4
宮崎県	22	18
鹿児島県	14	9
沖縄県	41	38
計	3,388	2,375

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(7) 品目別送致数・人員・押収量 (平成19年1月~12月)

品目別	品目別件数等		送致		人員		押		収		量
	件数	人員	人数	員	g	ml	錠	本	個		
へ	40	15	2,054,439								
固形モルヒネ	2	6	2,690								
L	32						1,133				
その他の幻覚剤	102	49	2,735,956			91,500	496				
	520	259	1,358,481				1,277,858.5				
	9	8	0,381			6,000	175				28
医療麻薬	16	9	387,569				1,453				182
	254	114	19,191,017								
	4	5	547,981				23				
	66	38	4,408,105			73,850	2,227				
コ											
	66	1					9,791				
向精神薬	29	20					11,295				
	12	9	3,510				393				
	18	9					7,547				
麻薬向精神薬原料											
生	33	21	19,603,340								
あへん煙膏	2										
あへん水溶液	1										
けし・けしがら	27	26	2,524						4,925		
液体大麻	1	1				21,772					
大麻樹脂	318	163	56,976,253								
乾大麻	2,499	1,787	503,481,054								
大麻たばこ	102	334	143,247								
大麻草	468	90	63,219,841								
覚せい剤	17,148	12,196	359,026,304			274,606	5,267				
覚せい剤原料	21	15	172,441,950				277				
合	21,790	15,175	1,205,584,742			467,728	1,317,935.5				210

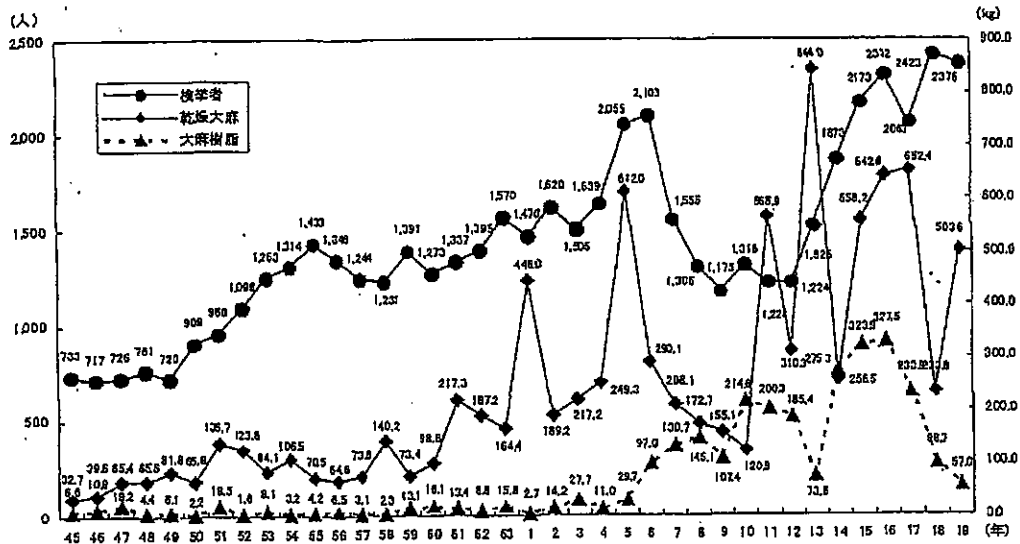
注) 厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。

(8) 大麻事犯推移

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
検 挙 人 員	1,224 人	1,224 人	1,525 人	1,873 人	2,173 人	2,312 人	2,063 人	2,423 人	2,375 人
押 収 量 乾 燥 大 麻 (大麻たばこ含む)	565.9 kg	310.3 kg	844.0 kg	256.5 kg	558.2 kg	642.6 kg	652.4 kg	233.8 kg	503.6 kg
大 麻 樹 脂	200.3 kg	185.4 kg	73.5 kg	275.3 kg	323.9 kg	327.5 kg	233.9 kg	98.7 kg	57.0 kg

〔厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。〕

(9) 大麻事犯検挙人員と押収量の年次別推移



〔厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。〕

(10) 免許等 (資格を与えるもの) 一覧

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌年の12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者	地方厚生(支)局長		免許の日から5年	
	向精神薬輸入業者				
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者	都道府県知事		免許の日から6年	
	向精神薬卸売業者				
	向精神薬小売業者				
	向精神薬試験研究施設設置者(国の開設する施設)	地方厚生(支)局長		登録	期限なし
	向精神薬試験研究施設設置者	都道府県知事			
	麻薬等原料輸入業者※1	地方厚生(支)局長		届出	
麻薬等原料輸出業者※1					
特定麻薬等原料製造業者	都道府県知事				
特定麻薬等原料卸小売業者					
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	免許	免許の年の12月31日まで	
	大麻研究者				
覚せい剤取締法	覚せい剤製造業者※2	厚生労働大臣	指定	指定の日の翌年の12月31日まで	
	覚せい剤施用機関※2(国の開設するもの)				
	覚せい剤施用機関	都道府県知事			
	覚せい剤研究者				
	覚せい剤原料輸入業者※3	地方厚生(支)局長		指定の日の4年後の12月31日まで	
	覚せい剤原料輸出業者※3				
	覚せい剤原料製造業者※3	都道府県知事			
	覚せい剤原料取扱者				
覚せい剤原料研究者					
あへん法	けし耕作者	地方厚生(支)局長	許可	許可の日から1年以内の9月30日まで	
	甲種研究栽培者				
	乙種研究栽培者				

※1 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで(H12.12.14 医薬発第1239号)

※2 都道府県知事(麻薬取締部)經由事務

※3 都道府県知事經由事務

(11) 麻葉、けし、大麻取扱者数の推移

区分	年次	平成元年(1989)～19年(2007)																			
		平成元年(1989)	2年(1990)	3年(1991)	4年(1992)	5年(1993)	6年(1994)	7年(1995)	8年(1996)	9年(1997)	10年(1998)	11年(1999)	12年(2000)	13年(2001)	14年(2002)	15年(2003)	16年(2004)	17年(2005)	18年(2006)	19年(2007)	
麻葉取扱者	麻葉輸入業者	7	7	8	7	7	9	6	10	10	10	11	12	16	13	16	13	14	14	13	
	麻葉輸出業者	7	7	7	6	6	6	10	6	6	6	6	6	8	7	9	9	9	9	11	
	麻葉製造業者	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	麻葉製剤業者	1	2	3	3	3	2	2	2	2	3	2	3	7	6	6	6	5	5	5	4
	家庭麻葉製造業者	160	161	168	165	166	169	170	165	162	162	163	157	154	153	145	151	152	147	143	143
	麻葉元卸業者	20	20	20	20	21	21	21	22	25	22	22	21	22	24	20	19	21	21	19	18
	麻葉卸売業者	499	499	555	491	504	585	496	570	611	667	700	859	797	793	812	831	844	852	856	856
	麻葉小売業者	1,756	1,826	1,863	2,091	2,468	3,248	4,735	6,556	8,988	11,485	14,557	19,733	21,988	24,301	25,816	27,362	28,835	29,930	32,109	32,109
	麻葉施用者	130,795	134,527	135,250	138,552	139,939	143,847	154,799	151,682	151,088	156,789	180,165	166,091	170,998	172,432	175,171	179,445	184,018	192,055	204,022	204,022
	麻葉管理者	9,343	9,528	9,471	9,802	10,013	10,046	10,165	10,374	10,508	10,799	11,019	11,405	11,801	11,853	11,975	12,199	12,256	13,095	14,249	14,249
麻葉研究者	932	944	981	1,015	1,066	1,101	1,146	1,176	1,174	1,205	1,227	1,298	1,340	1,325	1,337	1,353	1,378	1,941	2,849	2,849	
小計	143,524	147,526	148,332	152,156	154,197	159,038	171,554	170,567	172,553	181,093	207,977	199,590	207,106	210,912	215,312	221,393	227,577	238,072	254,289	254,289	
けし栽培者	けし耕作者	32	32	23	24	22	20	21	20	18	14	10	9	8	10	10	9	10	9	7	7
	甲種研究栽培者	8	7	7	7	8	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	乙種研究栽培者	6	4	4	4	5	5	5	7	8	9	9	11	10	9	7	9	9	7	7	8
小計	46	43	34	35	35	33	33	34	33	30	26	27	25	25	23	24	25	22	21	21	
大麻取扱者	大麻栽培者	233	215	209	190	186	157	137	137	111	102	102	91	82	77	75	68	70	61	60	60
	大麻研究者	217	222	225	239	259	276	276	284	276	276	289	307	301	317	317	322	335	334	362	362
	小計	450	437	434	429	445	433	413	413	395	378	391	398	383	394	392	390	405	395	422	422
総計	144,020	148,006	148,800	152,680	154,677	159,504	172,000	171,014	172,986	181,501	208,394	200,015	207,514	211,331	215,727	221,806	227,934	239,124	254,747	254,747	

(12) 向精神薬取扱者数の推移

区分	年次	6年 (1994)	7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12年 (2000)	13年 (2001)	14年 (2002)	15年 (2003)	16年 (2004)	17年 (2005)	18年 (2006)	19年 (2007)	
向精神薬取扱者	向精神薬輸入業者	104	110	98	89	88	84	85	85	94	96	71	85	80	84	
	向精神薬輸出業者	45	53	55	47	50	50	52	49	51	56	35	39	36	35	
	向精神薬製造製薬業者	191	195	193	169	172	169	172	160	170	175	150	160	148	167	
	向精神薬使用業者	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3	
	向精神薬免許証取得卸売業者	84	74	77	76	73	64	199	73	179	80	99	97	98	91	
	みなし一般販売	37,507	36,808	39,414	40,243	41,760	43,211	44,274	46,832	48,437	48,947	50,026	50,502	50,502	52,560	51,905
	小計	23,408	25,480	25,056	25,576	24,869	28,972	25,988	26,834	25,897	21,541	21,541	27,640	27,519	30,035	26,480
	別段の申し出	60,999	62,362	64,547	65,885	66,702	72,247	70,461	73,739	74,513	70,568	77,766	77,766	78,118	82,693	78,436
	別段の申し出	—	0	0	0	6	12	1	2	1	1	3	3	0	0	0
	免許証取得	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	243	1	1	2	2
病院等	向精神薬小売業者	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,274	47,049	48,396	49,413	50,026	50,502	52,224	52,390	
	小計	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,275	47,050	48,398	49,414	50,269	50,503	52,226	52,392	
	別段の申し出	—	0	0	0	5	11	1	1	1	0	2	2	0	0	0
	病院等	9,969	9,756	9,701	9,568	9,454	9,392	9,100	9,246	9,253	9,148	9,006	9,006	9,040	8,989	8,908
	一般診療所	83,262	85,641	87,031	87,676	90,063	90,442	93,223	94,198	95,412	96,705	96,037	98,145	98,735	101,379	
	歯科診療所	53,243	56,291	57,855	58,968	60,300	59,132	63,242	64,178	64,885	64,885	65,856	66,295	66,575	67,335	67,728
	調査動物診療施設	10,319	10,700	10,856	11,163	11,171	11,609	11,902	11,722	12,347	12,808	12,671	13,133	13,336	13,350	
	小計	156,793	162,388	165,443	167,375	170,976	170,575	177,467	179,344	181,897	184,519	183,009	186,893	188,395	191,364	
	厚生大臣登録	—	268	275	283	284	279	471	281	327	325	309	303	302	302	306
	向精神薬試験研究施設	1,250	1,221	1,248	1,200	1,286	1,265	1,255	1,310	1,321	1,286	1,568	1,568	1,588	1,588	1,695
設置者	1,250	1,489	1,523	1,483	1,570	1,544	1,726	1,591	1,648	1,611	1,877	1,891	1,890	1,890	2,031	

(13) 麻薬取扱者数

19.12.31現在	麻薬輸入業者	麻薬輸出業者	麻薬製造業者	麻薬製剤業者	家庭麻薬製造業者	麻薬元卸業者	麻薬卸売業者			麻薬小売業者局	
							販売業	薬局	計		
北海道	0	0	0	0	0	1	51	0	51	1,566	
東北	青森県						25		25	430	
	岩手県	1		1			26	1	27	402	
	宮城県						18		18	460	
	秋田県					1	17		17	359	
	山形県					3	17	1	18	353	
福島県					3	25	1	26	699		
計	1	0	1	0	7	0	128	3	131	2,703	
関東	茨城県					4	21		21	766	
	栃木県					3	9	1	10	408	
	群馬県						9		9	399	
	埼玉県		1			6	1	14	2	16	1,190
	千葉県	1	1			2	2	33	1	34	1,168
	東京都	4	2			3	1	17	1	18	3,234
	神奈川県	1	1	1		2	1	17	1	18	1,656
	山梨県							6		6	228
長野県					1		15	1	16	786	
新潟県					1		27		27	794	
計	6	5	1	0	22	5	176	7	183	10,629	
東海北陸	静岡県	2				2	1	25		25	1,009
	愛知県					2		6		6	1,509
	三重県	1		1				4		4	411
	岐阜県							7		7	442
	富山県		1			35		11		11	259
石川県							8		8	358	
計	3	1	1	2	54	4	110	2	112	3,988	
近畿	福井県					2		8	4	12	180
	滋賀県		1		1	9		11		11	216
	京都府					4		12		12	425
	大阪府	1	2	1		10	3	31		31	2,196
	兵庫県					5	2	31		31	1,236
	奈良県					19		9		9	249
和歌山県					2		10	1	11	291	
計	1	3	1	1	51	6	112	5	117	4,798	
中国	鳥取県							10		10	206
	島根県							13		13	219
	岡山県					2	1	16		16	549
	広島県					2		24		24	1,191
山口県	1	1	1			1	24		24	665	
計	1	1	1	0	4	2	87	0	87	2,829	
四国	徳島県					2		6		6	191
	香川県	1	1		1			6		6	339
	愛媛県					1		15		15	411
高知県							5		5	234	
計	1	1	0	1	3	0	32	0	32	1,175	
九州	福岡県						1	46		46	1,626
	佐賀県					1		12		12	366
	長崎県					1		22		22	526
	熊本県							21		21	568
	大分県							20		20	333
	宮崎県							22		22	459
	鹿児島県							24		24	456
沖縄県							3		3	92	
計	0	0	0	0	2	1	170	0	170	4,426	
合計	13	11	5	4	143	18	866	17	883	32,109	

(13) 麻薬取扱者数

19. 12. 31現在	麻薬施用者				麻薬管理者					麻薬研究者					
	医師	歯科医	獣医	計	医師	歯科医	獣医	薬剤師	計	医師	歯科医	獣医	薬剤師	その他	計
北海道	10,070	129	598	10,797	323	0	86	570	979	20	4	8	7	74	113
東北	青森県	1,951	21	68	2,040	73		9	97	179	11	1	2	2	18
	岩手県	1,842	71	75	1,988	57		9	92	158	5	1	7	2	23
	宮城県	3,533	46	138	3,717	100		18	115	233	90	8	6	15	147
	秋田県	1,758	21	54	1,833	48	1	6	61	116	17	2	3	4	33
	山形県	1,900	30	45	1,975	62		6	61	129	2		1	2	8
	福島県	2,995	47	110	3,152	132		11	116	259	26		2	4	36
計	13,979	236	490	14,706	472	1	59	542	1,074	151	12	21	29	52	265
関東	茨城県	3,130	37	290	3,457	133		41	118	292	7		7	25	107
	栃木県	2,787	62	191	3,040	106		20	80	206	11		5	8	36
	群馬県	3,082	63	165	3,300	156		18	97	271	12		10	2	37
	埼玉県	6,086	56	596	6,738	208	1	88	262	559	17		6	29	100
	千葉県	6,923	164	515	7,602	238	1	70	164	473	21	23	10	18	79
	東京都	24,124	364	1,456	25,944	716	2	268	479	1,466	95	8	27	73	292
	神奈川県	10,619	140	946	11,705	208	1	150	297	656	10	11	19	25	113
	山梨県	1,219	11	67	1,297	38		6	59	103	4		1	2	13
	長野県	3,561	80	171	3,812	136		19	121	276	7	3	6	5	47
	新潟県	2,995	84	112	3,191	83		12	119	214	12	4	6	5	34
計	64,526	1,051	4,509	70,086	2,022	5	692	1,796	4,515	196	49	97	192	324	858
東海北陸	静岡県	4,640	97	314	5,051	117	1	53	142	313	8		9	20	63
	愛知県	7,981	202	673	8,856	186		118	204	508	40		11	34	118
	三重県	2,332	38	139	2,509	67		17	92	176	5		1	8	18
	岐阜県	2,371	54	149	2,574	100		21	60	181	8		4	16	36
	富山県	1,970	37	57	2,064	77		15	53	145	10		8	41	76
	石川県	2,442	20	57	2,519	114		7	73	194					25
計	21,736	448	1,389	23,573	661	1	231	624	1,517	71	0	33	119	113	336
近畿	福井県	1,323	19	45	1,387	49		11	59	119	2	1	1	5	12
	滋賀県	1,931	56	119	2,106	29		12	55	96	6		1	11	33
	京都府	4,822	57	172	5,051	123		24	136	283	67		4	22	126
	大阪府	12,956	180	751	13,887	268	1	132	364	766	30	3	4	46	296
	兵庫県	7,363	125	454	7,942	226	3	70	200	499	18		3	31	106
	奈良県	2,127	52	127	2,306	66		21	58	145	25		1	33	87
和歌山県	1,747	29	64	1,840	46		5	83	134	13		3	4	27	
計	32,269	518	1,732	34,519	807	4	275	955	2,041	161	4	17	152	353	687
中国	鳥取県	1,168	27	36	1,231	40		6	39	85	8		2	1	16
	島根県	1,364	28	34	1,426	48			46	94	1		10	2	16
	岡山県	3,913	21	128	4,062	184			22	106	30	10	1	6	52
	広島県	4,954	58	175	5,187	240			24	143	407	9		12	15
	山口県	2,453	34	99	2,586	61			10	109	180	10		10	4
計	13,852	168	472	14,492	573	0	62	443	1,078	58	10	35	25	34	162
四国	徳島県	1,493	26	53	1,572	94		5	52	151	10	2	10	10	39
	香川県	1,776	24	75	1,875	83	1	13	53	150	6			11	23
	愛媛県	2,445	43	79	2,567	87		9	108	204	6		1	3	13
	高知県	1,748	14	57	1,819	121		9	69	199	7	1	1	2	18
計	7,462	107	264	7,833	385	1	36	282	704	29	3	12	26	23	93
九州	福岡県	10,490	198	335	11,023	383	3	51	254	691	27		1	16	137
	佐賀県	1,544	23	44	1,611	96		8	54	158	8		1	8	19
	熊本県	2,869	17	84	2,970	99		11	134	244	4	3	1	4	26
	大分県	3,515	37	121	3,673	184		17	156	357	17		5	10	34
	宮崎県	2,280	25	69	2,374	160		10	89	259	11		12	2	26
	鹿児島県	1,950	24	90	2,064	120		18	98	236	4		7	4	24
	沖縄県	2,172	38	173	2,383	153		20	128	301	14	4	8	2	18
	計	1,837	14	68	1,919	27		11	57	95	8		1	2	23
計	26,657	376	984	28,017	1,222	3	146	970	2,341	93	7	36	48	151	335
合計	190,551	3,033	10,438	204,022	6,465	15	1,587	6,182	14,249	779	89	259	598	1,124	2,849

(14) 向精神薬取扱者数

19.12.31現在	向精神薬 輸入業者	向精神薬 輸出業者	向精神薬 製造製剤業者	向精神薬 使用業者	小計	向精神薬卸売業者				
						免許証 取得	みなし 薬局	みなし 一般販売	小計	別段の 申出
北海道				2	2	1	2,190	769	2,960	
東北	青森県					1	560	142	703	
	岩手県			1	1		590	174	764	
	宮城県					4	1,106	235	1,345	
	秋田県						508	126	634	
	山形県	2	2		5	9	468	121	596	
福島県	1			5	6	852	222	1,074		
計	3	2		11	16	12	4,084	1,020	5,116	
関東	茨城県		2			15	1,112	423	1,540	
	栃木県	7			6	5	754	284	1,039	
	群馬県				5	2	663	230	894	
	埼玉県				2	1	663	230	894	
	千葉県	2	2		13	18	2,327	1,271	3,604	
	東京都	3	1		4	8	2,178	861	3,045	
	神奈川県	36	14		8	59	5,805	3,457	9,272	
	奈良県	5	1		7	13	3,305	1,343	4,654	
	和歌山県						397	118	515	
	長野県				2	1	844	305	1,149	
新潟県	1	1		2	4	1,042	269	1,311		
計	54	21		49	3	127	35	18,427	8,561	27,023
東海北陸	静岡県	4			10	14	1,614	570	2,185	
	愛知県	2			3	6	2,940	3,920	6,862	
	三重県	1			3	4	703	220	924	
	岐阜県				3	3	974	329	1,305	
	富山県		1		14	15	346	316	662	
石川県				1	1	394	251	646		
計	7	1		34	42	7	6,971	5,606	12,584	
近畿	福井県	1			2	3	235	109	344	
	滋賀県	1	1		6	8	459	188	647	
	京都府				3	3	818	225	1,004	
	大阪府	11	7		22	40	3,429	5,307	8,740	
	兵庫県	5	3		11	19	2,354	808	3,163	
	奈良県				1	1	485	259	745	
和歌山県				1	1	451	202	653		
計	18	11		46	75	7	8,231	7,098	15,296	
中国	鳥取県						265	84	349	
	岡山県				3	3	748	275	1,023	
	広島県					2	1,596	532	2,130	
	山口県				1	1	772	244	1,018	
計				4	4	4	3,640	1,225	4,869	
四国	徳島県	1			4	5	388	82	471	
	香川県					1	474	234	709	
	愛媛県					5	530	213	743	
高知県						390	102	497		
計	1			4	5	7	1,782	631	2,420	
九州	福岡県	1			5	6	2,623	667	3,295	
	佐賀県						524	54	579	
	長崎県					1	695	164	860	
	熊本県			1	1	5	738	185	928	
	大分県			1	1	1	534	144	678	
	宮崎県						532	123	655	
	鹿児島県						814	196	1,012	
	沖縄県						4	579	225	808
計	1			7	8	18	7,039	1,758	8,815	
合計	84	35		157	3	279	91	52,364	26,668	79,083

(14) 向精神薬取扱者数

19.12.31現在	向精神薬小売業者				病院等				向精神薬試験研究施設設置者			
	免許証取得	みなし薬局	小計	別段申出	病院	一般診療所	歯科診療所	飼育動物診療施設	小計	厚生大臣の登録	知事の登録	小計
北海道		2,190	2,190		605	3,484	3,048	885	8,022	23	59	82
東北	青森県		560	560		110	994	586	1,670	2	11	13
	岩手県		590	590		100	958	600	2,558	1	15	16
	宮城県		1,106	1,106		146	1,605	1,053	3,764	14	25	39
	秋田県		508	508		78	825	479	1,372	2	9	11
	山形県		468	468		70	820	371	1,261	2	10	12
	福島県		852	852		145	1,497	912	2,554	0	20	20
計		4,084	4,084		649	6,699	4,001	1,092	12,441	21	90	111
関東	茨城県		1,112	1,112		196	1,728	1,388	3,599	17	79	96
	栃木県		754	754		115	1,457	998	2,910	1	34	35
	群馬県		663	663		143	1,518	932	2,861	2	19	21
	埼玉県		2,327	2,327		358	4,017	3,332	8,304	3	69	72
	千葉県		2,178	2,178		286	3,770	3,172	7,666	16	78	94
	東京都		5,805	5,805		658	12,458	10,536	23,452	41	215	256
	神奈川県		3,305	3,305		356	6,053	4,689	11,098	8	122	130
	山梨県		397	397		60	677	423	1,157	1	9	10
	長野県		844	844		140	1,583	1,016	2,943	5	36	41
	新潟県		1,042	1,042		138	1,728	1,190	2,946	10	30	40
計		18,427	18,427		2,450	34,989	27,676	5,081	70,196	104	691	795
東海北陸	静岡県		1,614	1,614		188	2,721	1,754	5,163	6	76	82
	愛知県		2,940	2,940		346	4,953	3,574	9,573	18	66	84
	三重県	1	703	704		110	1,490	869	2,659	2	11	13
	岐阜県		974	974		103	1,576	950	2,750	4	30	34
	富山県		346	346		114	663	455	1,232	7	40	47
	石川県		394	394		104	857	488	1,562	7	16	23
計	1	6,971	6,972		965	12,260	8,090	1,525	22,840	44	239	283
近畿	福井県		235	235		83	601	286	1,027	3	6	9
	滋賀県		485	485		61	956	547	1,675	2	41	43
	京都府		818	818		177	4,002	1,317	5,733	15	52	67
	大阪府		3,429	3,429		548	8,301	5,403	14,916	21	168	189
	兵庫県		2,354	2,354		351	5,110	2,912	8,923	12	73	85
	奈良県		485	485		77	1,169	702	2,070	6	19	25
和歌山県		451	451		93	1,081	560	1,821	0	5	5	
計		8,257	8,257		1,390	21,220	11,727	1,826	36,163	59	364	423
中国	鳥取県		265	265		46	553	265	892	6	5	11
	島根県		259	259		59	752	283	1,189	4	4	8
	岡山県		748	748		181	1,637	994	3,012	5	30	35
	広島県	1	1,596	1,597		257	2,703	1,539	4,771	8	26	34
山口県		772	772		150	1,302	681	2,288	5	15	20	
計	1	3,640	3,641		693	6,947	3,762	750	12,151	28	80	108
四国	徳島県		388	388		121	836	434	1,496	7	15	22
	香川県		474	474		97	822	450	1,464	2	13	15
	愛媛県		530	530		145	1,239	691	2,183	2	3	5
	高知県		390	390		140	599	362	1,199	2	6	8
計		1,782	1,782		503	3,496	1,937	376	6,312	13	37	50
九州	福岡県		2,623	2,623		471	4,483	3,003	8,356	16	51	67
	佐賀県		524	524		110	686	425	1,294	1	8	9
	長崎県		695	695		166	1,440	745	2,504	7	15	22
	熊本県		738	738		220	1,479	820	2,770	8	4	12
	大分県		534	534		165	1,005	550	1,911	2	12	14
	宮崎県		532	532		147	890	525	1,758	2	10	12
	鹿児島県		814	814		278	1,458	814	2,927	4	28	32
	沖縄県		579	579		96	843	605	1,719	4	7	11
計		2,190	2,190		1,653	12,284	7,487	1,815	23,239	44	135	179
合計	2	52,390	52,392		8,908	101,379	67,728	13,350	191,364	336	1,695	2,031

(15) 覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数

19. 12. 31現在	覚せい剤					覚せい剤原料					合計			
	覚せい剤 製造業者	覚せい剤施用機関			覚せい剤 研究者	覚せい剤原 料輸入業者	覚せい剤原 料輸出業者	覚せい剤原 料製造業者	覚せい剤原 料取扱業者	覚せい剤原 料研究者		小計		
		厚生大臣の登録	知事の登録	小計										
北海道	0	3	5	8	25	33	0	0	0	75	12	87	120	
東北	青森県		1	1	2	4	6				30	2	30	36
	岩手県			1	1	5	6				23	2	25	31
	宮城県		2	4	6	15	21				25	5	30	51
	秋田県		1	2	3	5	8				19	5	24	32
	山形県		1	1	2	4	6				24	2	26	32
	福島県		1	4	5	11	16				48	9	57	73
計	0	6	13	19	44	63	0	0	0	169	23	192	256	
関東	茨城県		3		3	28	31			1	46	24	71	102
	栃木県			4	4	12	16				24	10	34	50
	群馬県		1	2	3	8	11				20	11	31	42
	埼玉県			2	2	29	31	1		2	64	27	94	125
	千葉県		3	1	4	60	64				60	11	71	135
	東京都		10	10	20	83	103	12	11	1	134	40	198	301
	神奈川県		5	3	8	33	41	1			81	21	103	144
	山梨県		2		2	4	6				6		6	12
	長野県		4	5	9	9	18				42	3	45	63
	新潟県		2		2	12	14				24	5	29	43
計	0	30	27	57	278	335	14	11	4	501	152	682	1,017	
東海北陸	静岡県		0	1	1	16	16				44	22	66	82
	愛知県		3	2	5	51	56	1		1	56	18	76	132
	三重県	1		1	1	3	5				32	10	42	47
	岐阜県		2	1	3	9	12	3	3	3	37	23	69	81
	富山県		2	1	3	14	17	1	1	3	64	48	117	134
	石川県		1		1	8	9				13	9	22	31
計	1	8	6	14	100	115	5	4	7	246	130	392	507	
近畿	福井県					4	4				11	4	15	19
	滋賀県			2	2	9	11				26	19	45	56
	京都府			1	1	19	20				30	20	50	70
	大阪府		3	2	5	72	77				110	73	183	260
	兵庫県			2	2	23	25				61	19	80	105
	奈良県					5	5				55	53	108	113
	和歌山県			2	2	6	8				24	9	33	41
計	0	3	9	12	138	150				317	197	514	664	
中国	鳥取県					3	3				11	2	13	16
	島根県		1		1	3	4				14	1	15	19
	岡山県		2		2	16	18				26	6	32	50
	広島県		2		2	13	15				36	10	46	61
	山口県		2		2	6	8				28	4	32	40
計	0	7	0	7	41	48	0	0	0	115	23	138	186	
四国	徳島県			2	2	10	12				10	8	18	30
	香川県		2		2	6	8				8	3	11	19
	愛媛県		2		2	7	9				24	1	25	34
	高知県		1	1	2	10	12				7	5	12	24
計	0	5	3	8	33	41	0	0	0	49	17	66	107	
九州	福岡県			2	2	33	35				52	6	58	93
	佐賀県		1	1	2	4	6				20	5	25	31
	長崎県		2		2	13	15				25	1	26	41
	熊本県		3		3	6	9				24	2	26	35
	大分県					3	3				30	1	31	34
	宮崎県					7	7				23	1	24	31
	鹿児島県			1	1	8	9				28		28	37
沖縄県					6	6				4	1	5	11	
計	0	6	4	10	80	90	0	0	0	206	17	223	313	
合計	1	68	67	135	739	875	19	15	11	1678	571	2294	3169	

(16) 都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数

		A	B	
		薬局数 (*1)	麻薬小売業者 (*2)	B/A
東北	北海道	2,190	1,566	71.51%
	青森県	549	430	78.32%
	岩手県	580	402	69.31%
	宮城県	1,088	460	42.28%
	秋田県	508	359	70.67%
	山形県	467	353	75.59%
	福島県	840	699	83.21%
計		4,032	2,703	67.04%
関東信越	茨城県	1,107	766	69.20%
	栃木県	734	408	55.59%
	群馬県	693	399	57.58%
	埼玉県	2,298	1,190	51.78%
	千葉県	2,188	1,168	53.38%
	東京都	5,802	3,234	55.74%
	神奈川県	3,305	1,656	50.11%
	山梨県	380	228	60.00%
	長野県	832	786	94.47%
新潟県	1,032	794	76.94%	
計		18,371	10,629	57.86%
東北北陸	静岡県	1,589	1,009	63.50%
	愛知県	2,799	1,509	53.91%
	三重県	700	411	58.71%
	岐阜県	936	442	47.22%
	富山県	350	259	74.00%
	石川県	379	358	94.46%
計		6,753	3,988	59.06%
近畿	福井県	235	180	76.60%
	滋賀県	449	216	48.11%
	京都府	871	425	48.79%
	大阪府	3,442	2,196	63.80%
	兵庫県	2,337	1,236	52.89%
	奈良県	489	249	50.92%
和歌山県	451	291	64.52%	
計		8,274	4,793	57.93%
中国	鳥取県	263	205	77.95%
	島根県	253	219	85.56%
	岡山県	747	549	73.49%
	広島県	1,579	1,191	75.43%
	山口県	772	665	86.14%
計		3,614	2,829	78.28%
四国	徳島県	389	191	49.10%
	香川県	472	339	71.82%
	愛媛県	535	411	76.82%
	高知県	387	234	60.47%
計		1,783	1,175	65.90%
九州	福岡県	2,605	1,626	62.42%
	佐賀県	520	366	70.38%
	長崎県	696	526	75.57%
	熊本県	721	568	78.78%
	大分県	515	333	64.66%
	宮崎県	533	459	86.12%
	鹿児島県	792	456	57.58%
沖縄県	553	92	16.64%	
計		6,935	4,426	63.82%
合計		51,952	32,109	61.81%

*1 薬事関係業態数調査(平成18年度末現在)による

*2 麻薬取扱者数(平成19年12月31日現在)による